

第12回三木市・吉川町合併協議会会議次第

と き 平成16年12月22日(水) 13:30~
ところ 三木市立教育センター 大研修室

1 開 会

2 あいさつ

3 会議録署名委員の指名

4 議 事

(1) 報告事項

報告第18号 「新市まちづくり計画」概要版について

(2) 協議事項

協議第37号 新市建設計画について(継続)

協議第60号 各種事務事業(学校教育関係)の取扱いについて

協議第61号 農業委員会の委員の定数及び任期の取扱いについて

協議第62号 地域審議会の取扱いについて

協議第63号 特別職の職員の身分の取扱いについて

協議第64号 各種事務事業(情報関係事業)の取扱いについて

協議第65号 各種事務事業(社会福祉協議会)の取扱いについて

協議第66号 各種事務事業(行政区(自治会・行政連絡機構)関係)の取扱いについて

協議第67号 その他必要な事項の取扱い(その2)について

協議第68号 合併協定調印式について

(3) 提案事項

提案第69号 合併協定書について

5 その他

(1) 第13回三木市・吉川町合併協議会の日程について

日 時 1月27日(木) 午後1時30分より

会 場 吉川町総合中央活動センター 研修館 講習室

(2) 今後の予定について

6 閉 会

第12回協議会 会議資料

平成16年12月22日

**** 三木市・吉川町合併協議会 ****

資料目次

番号	題名	ページ
報告事項		
報告第 18 号	「新市まちづくり計画」概要版について	1
協議事項		
協議第 37 号	新市建設計画について（継続）	2
協議第 60 号	各種事務事業（学校教育関係）の取扱いについて	3
協議第 61 号	農業委員会の委員の定数及び任期の取扱いについて	13
協議第 62 号	地域審議会の取扱いについて	20
協議第 63 号	特別職の職員の身分の取扱いについて	25
協議第 64 号	各種事務事業（情報関係事業）の取扱いについて	42
協議第 65 号	各種事務事業（社会福祉協議会）の取扱いについて	45
協議第 66 号	各種事務事業（行政区（自治会・行政連絡機構）関係）の取扱い	49
協議第 67 号	その他必要な事項の取扱い（その 2）について	53
協議第 68 号	合併協定調印式について	60
提案事項		
提案第 69 号	合併協定書について	62
その他		
	今後の予定について	81

報告第18号

「新市まちづくり計画」概要版について

「新市まちづくり計画」概要版を、別添（案）により作成することとしたので、報告する。

平成16年12月22日提出

三木市・吉川町合併協議会
会長 加古 房 夫

協議第37号

新市建設計画について（継続）

新市建設計画「新市まちづくり計画」については、別添のとおりとする。

平成16年12月22日提出

三木市・吉川町合併協議会
会長 加古 房 夫

協議第60号

各種事務事業（学校教育関係）の取扱いについて

各種事務事業（学校教育関係）の取扱いについては、次のとおりとする。

平成16年12月22日提出

三木市・吉川町合併協議会
会長 加古 房 夫

- 1 教育相談事業については、合併時に三木市の制度に統一する。
- 2 要保護・準要保護児童生徒の就学援助事業については、合併時に三木市の制度に統一する。
- 3 奨学金支給事業については、平成18年度までに新たな制度を検討する。
- 4 学校給食事業については、合併後5年以内を目途に調査検討し、実施する。それまでは現行のとおりとする。
- 5 市町立幼稚園については、現行のとおり新市に引き継ぎ、合併後3年以内に新たな制度を検討する。

三木市・吉川町合併協議会の調整内容

		専門部会名 教育部会																																																		
協議項目	各種事務事業の取扱い	関係項目	学校教育関係の取扱い																																																	
調整内容	1 教育相談事業については、合併時に三木市の制度に統一する。 2 要保護・準要保護児童生徒の就学援助事業については、合併時に三木市の制度に統一する。																																																			
現		況																																																		
三木市		吉川町																																																		
1 教育相談事業	1 教育相談事業		合併時に三木市の制度に統一する。																																																	
(1) 一般教育相談（電話・面接） 相談対応者 指導主事 (2) 発達教育相談（予約による面接） 相談対応者 大学教授等（月2回）	(1) 一般教育相談（電話・面接） 相談対応者 指導主事 (2) 発達教育相談（電話・面接） 相談対応者 指導主事																																																			
2 要保護・準要保護児童生徒の就学援助事業	2 要保護・準要保護児童生徒の就学援助事業		合併時に三木市の制度に統一する。																																																	
経済的理由により就学が困難な児童・生徒について、就学に係る費用の一部を援助し、もって義務教育の円滑な実施に資することを目的とする。 (1) 支給費目・金額・時期	経済的理由により就学が困難な児童・生徒について、就学に係る費用の一部を援助し、もって義務教育の円滑な実施に資することを目的とする。 (1) 支給費目・金額・時期																																																			
<table border="1"> <thead> <tr> <th>支給費目</th> <th>支給金額</th> <th>支給時期</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>学用品費</td> <td rowspan="3">国庫補助基準 額に準じる</td> <td>1学期分： 8月</td> </tr> <tr> <td>通学用品費</td> <td>2学期分：10月</td> </tr> <tr> <td>新入学用品費</td> <td>3学期分： 2月</td> </tr> <tr> <td>校外活動費（泊有無） 修学旅行費</td> <td rowspan="3">実費</td> <td>1学期分： 8月</td> </tr> <tr> <td></td> <td>2学期分：12月</td> </tr> <tr> <td></td> <td>3学期分： 3月</td> </tr> <tr> <td>学校給食費</td> <td rowspan="3">実費</td> <td>1学期分： 8月</td> </tr> <tr> <td></td> <td>9～2月分：各翌月</td> </tr> <tr> <td></td> <td>3月分： 3月</td> </tr> <tr> <td>医療費</td> <td>本人負担額の実費</td> <td>医療機関からの請求後随時</td> </tr> </tbody> </table>	支給費目	支給金額	支給時期	学用品費	国庫補助基準 額に準じる	1学期分： 8月	通学用品費	2学期分：10月	新入学用品費	3学期分： 2月	校外活動費（泊有無） 修学旅行費	実費	1学期分： 8月		2学期分：12月		3学期分： 3月	学校給食費	実費	1学期分： 8月		9～2月分：各翌月		3月分： 3月	医療費	本人負担額の実費	医療機関からの請求後随時	<table border="1"> <thead> <tr> <th>支給費目</th> <th>支給金額</th> <th>支給時期</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>学用品費</td> <td rowspan="3">国庫補助基準 額に準じる</td> <td>1学期分： 8月</td> </tr> <tr> <td>通学用品費</td> <td>2学期分：12月</td> </tr> <tr> <td>新入学用品費</td> <td>3学期分： 3月</td> </tr> <tr> <td>校外活動費（泊有無） 修学旅行費</td> <td rowspan="3">実費</td> <td>1学期分： 8月</td> </tr> <tr> <td></td> <td>2学期分：12月</td> </tr> <tr> <td></td> <td>3学期分： 3月</td> </tr> <tr> <td>学校給食費</td> <td rowspan="3">実費の2分の1</td> <td>1学期分： 8月</td> </tr> <tr> <td></td> <td>9～2月分：各翌月</td> </tr> <tr> <td></td> <td>3月分： 3月</td> </tr> </tbody> </table>	支給費目	支給金額	支給時期	学用品費	国庫補助基準 額に準じる	1学期分： 8月	通学用品費	2学期分：12月	新入学用品費	3学期分： 3月	校外活動費（泊有無） 修学旅行費	実費	1学期分： 8月		2学期分：12月		3学期分： 3月	学校給食費	実費の2分の1	1学期分： 8月		9～2月分：各翌月		3月分： 3月
支給費目	支給金額	支給時期																																																		
学用品費	国庫補助基準 額に準じる	1学期分： 8月																																																		
通学用品費		2学期分：10月																																																		
新入学用品費		3学期分： 2月																																																		
校外活動費（泊有無） 修学旅行費	実費	1学期分： 8月																																																		
		2学期分：12月																																																		
		3学期分： 3月																																																		
学校給食費	実費	1学期分： 8月																																																		
		9～2月分：各翌月																																																		
		3月分： 3月																																																		
医療費	本人負担額の実費	医療機関からの請求後随時																																																		
支給費目	支給金額	支給時期																																																		
学用品費	国庫補助基準 額に準じる	1学期分： 8月																																																		
通学用品費		2学期分：12月																																																		
新入学用品費		3学期分： 3月																																																		
校外活動費（泊有無） 修学旅行費	実費	1学期分： 8月																																																		
		2学期分：12月																																																		
		3学期分： 3月																																																		
学校給食費	実費の2分の1	1学期分： 8月																																																		
		9～2月分：各翌月																																																		
		3月分： 3月																																																		
(2) 支給状況（平成15年度実績） 小学校 441人 26,416千円 中学校 242人 16,087千円	(2) 支給状況（平成15年度実績） 小学校 17人 458千円 中学校 14人 775千円																																																			

三木市・吉川町合併協議会の調整内容

		専門部会名 教育部会	
協議項目	各種事務事業の取扱い	関係項目	学校教育関係の取扱い
調整内容	3 奨学金支給事業については、平成18年度までに新たな制度を検討する。		
現 況		調整の具体的内容	
三 木 市		吉 川 町	
3 奨学金支給事業 生活困窮のために高等学校又は大学の学資の支弁が困難と認められる家庭の子弟に対し、その学資の一部を援助し、奨学の実をあげ、教育の振興を図る。 (1) 支給内容 ・高校生 月額 6,000 円 (給付) ・大学生 月額 15,000 円 (貸与) (2) 支給状況 (平成15年度実績) 高校生 146 人 10,344 千円 大学生 2 人 360 千円	3 奨学金支給事業 高等学校に在学し、善良にして学資の支弁が困難と認められる者に対し、奨学金を給付する。 (1) 支給内容 ・高校生 月額 8,000 円以内 (給付) (2) 支給状況 (平成15年度実績) 高校生 11 人 1,056 千円	平成18年度までに新たな制度を検討する。 平成17年度末までは現行のとおりとする。	

三木市・吉川町合併協議会の調整内容

		専門部会名 教育部会	
協議項目	各種事務事業の取扱い	関係項目	学校教育関係の取扱い
調整内容	4 学校給食事業については、合併後5年以内を目途に調査検討し、実施する。それまでは現行のとおりとする。		
現 況		調整の具体的内容	
三 木 市		吉 川 町	
4 学校給食事業 市立小学校・養護学校の児童生徒に学校給食を実施する。 (1) 給食対象校及び対象者数(平成16年4月現在) 小学校13校、養護学校1校、児童生徒数4,004人 (2) 調理場数 9単独調理場(三樹・平田・三木・別所・緑が丘・緑が丘東・自由が丘・自由が丘東・広野小学校) 1共同調理場(志染・口吉川・豊地。瑞穂小学校、三木養護学校) (3) 配食内容 米飯週3回 炊飯・配送業者委託(2業者)、パン加工・配送業者委託(1業者) (4) 給食費 月額3,600円 (5) その他 平成16年9月より学校給食調理業務を1校ずつ順次民間委託している。	4 学校給食事業 町立幼稚園・小学校・中学校の児童生徒に学校給食を実施する。 (1) 給食対象校及び対象者数(平成16年4月現在) 幼稚園2園、小学校4校、中学校1校、児童生徒数1,264人 (2) 調理場数 1共同調理場 (3) 配食内容 米飯週3回 炊飯・パン加工・配送業者委託(1業者) (4) 給食費 幼稚園・小学校 月額4,000円 中学校 月額4,300円	新市における学校給食の実施については、学校給食を取り巻く諸情勢を踏まえ、教育委員会に(仮称)学校給食あり方調査検討委員会を設置し、合併後5年以内を目途に、最も適切なあり方を調査検討するものとし、それまでは現行のとおりとする。	

三木市・吉川町合併協議会の調整内容

専門部会名 教育部会

協議項目	各種事務事業の取扱い	関係項目	学校教育関係の取扱い																																																																																			
調整内容	5 市町立幼稚園については、現行のとおり新市に引き継ぎ、合併後3年以内に新たな制度を検討する。																																																																																					
現 況		調整の具体的内容																																																																																				
三 木 市		吉 川 町																																																																																				
<p>5 市立幼稚園</p> <p>(1) 幼稚園名・園児数</p> <p style="text-align: right;">平成 16 年 5 月 1 日現在</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">幼稚園名</th> <th colspan="3">園児数</th> </tr> <tr> <th>4 歳児</th> <th>5 歳児</th> <th>計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>三樹</td><td>25</td><td>23</td><td>48</td></tr> <tr><td>平田</td><td></td><td>21</td><td>21</td></tr> <tr><td>三木</td><td>26</td><td>25</td><td>51</td></tr> <tr><td>別所</td><td></td><td>34</td><td>34</td></tr> <tr><td>志染</td><td></td><td>23</td><td>23</td></tr> <tr><td>口吉川</td><td></td><td>11</td><td>11</td></tr> <tr><td>豊地</td><td></td><td>11</td><td>11</td></tr> <tr><td>瑞穂</td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>緑が丘</td><td></td><td>22</td><td>22</td></tr> <tr><td>緑が丘東</td><td>25</td><td>44</td><td>69</td></tr> <tr><td>自由が丘</td><td>25</td><td>57</td><td>82</td></tr> <tr><td>自由が丘東</td><td></td><td>29</td><td>29</td></tr> <tr><td>広野</td><td></td><td>19</td><td>19</td></tr> <tr><td>計 13 幼稚園</td><td>101</td><td>319</td><td>420</td></tr> </tbody> </table> <p>(2) 対象児</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 5 歳児 通園区域は小学校区に準ずる。 ・ 4 歳児 市内を4ブロックに分割し、各ブロックの4園(三樹・三木・緑が丘東・自由が丘)で実施。各園1学級25人 		幼稚園名	園児数			4 歳児	5 歳児	計	三樹	25	23	48	平田		21	21	三木	26	25	51	別所		34	34	志染		23	23	口吉川		11	11	豊地		11	11	瑞穂				緑が丘		22	22	緑が丘東	25	44	69	自由が丘	25	57	82	自由が丘東		29	29	広野		19	19	計 13 幼稚園	101	319	420	<p>5 町立幼稚園</p> <p>(1) 幼稚園名・園児数</p> <p style="text-align: right;">平成 16 年 5 月 1 日現在</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">幼稚園名</th> <th colspan="3">園児数</th> </tr> <tr> <th>4 歳児</th> <th>5 歳児</th> <th>計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>よかわ</td><td>32</td><td>41</td><td>73</td></tr> <tr><td>みなぎ台</td><td>43</td><td>49</td><td>92</td></tr> <tr><td>計 2 幼稚園</td><td>75</td><td>90</td><td>165</td></tr> </tbody> </table> <p>(2) 対象児</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 5 歳児 ・ 4 歳児 <p style="text-align: center;"> { 通園区域 よかわ幼稚園 東吉川・中吉川・上吉川小学校区 みなぎ台幼稚園 みなぎ台小学校区 </p>		幼稚園名	園児数			4 歳児	5 歳児	計	よかわ	32	41	73	みなぎ台	43	49	92	計 2 幼稚園	75	90	165	<p>市町立幼稚園については、現行のとおり新市に引き継ぎ、合併後3年以内に新たな制度を検討する。</p> <p>ただし、保育料の納付方法については、合併時に三木市の制度に統一する。</p>
幼稚園名	園児数																																																																																					
	4 歳児	5 歳児	計																																																																																			
三樹	25	23	48																																																																																			
平田		21	21																																																																																			
三木	26	25	51																																																																																			
別所		34	34																																																																																			
志染		23	23																																																																																			
口吉川		11	11																																																																																			
豊地		11	11																																																																																			
瑞穂																																																																																						
緑が丘		22	22																																																																																			
緑が丘東	25	44	69																																																																																			
自由が丘	25	57	82																																																																																			
自由が丘東		29	29																																																																																			
広野		19	19																																																																																			
計 13 幼稚園	101	319	420																																																																																			
幼稚園名	園児数																																																																																					
	4 歳児	5 歳児	計																																																																																			
よかわ	32	41	73																																																																																			
みなぎ台	43	49	92																																																																																			
計 2 幼稚園	75	90	165																																																																																			

三木市・吉川町合併協議会の調整内容

協議項目		各種事務事業の取扱い		関係項目	学校教育関係の取扱い	調整の具体的内容																			
現 況																									
三 木 市			吉 川 町																						
(3) 入園料・保育料 <table border="1"> <thead> <tr> <th>項 目</th> <th>4 歳児</th> <th>5 歳児</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>入園料</td> <td>11,000 円</td> <td>6,000 円</td> </tr> <tr> <td>保育料(月額)</td> <td>9,500 円</td> <td>5,900 円</td> </tr> </tbody> </table> 口座振替 毎月 25 日 市内に支店を置く銀行、信用金庫、農協が利用可			項 目	4 歳児	5 歳児	入園料	11,000 円	6,000 円	保育料(月額)	9,500 円	5,900 円	(3) 入園料・保育料 <table border="1"> <thead> <tr> <th>項 目</th> <th>4 歳児</th> <th>5 歳児</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>入園料</td> <td>-</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>保育料(月額)</td> <td>4,500 円</td> <td>4,500 円</td> </tr> </tbody> </table> 口座振替 毎月 10 日 三井住友銀行、中兵庫信用金庫、郵便局、農協が利用可			項 目	4 歳児	5 歳児	入園料	-	-	保育料(月額)	4,500 円	4,500 円		
項 目	4 歳児	5 歳児																							
入園料	11,000 円	6,000 円																							
保育料(月額)	9,500 円	5,900 円																							
項 目	4 歳児	5 歳児																							
入園料	-	-																							
保育料(月額)	4,500 円	4,500 円																							
(4) ことばの保育室 ことばに軽度な障害のある幼児に対して、ことばの指導を行う。			(4) 障害児担当介助員 幼児の安全を確保し、学級運営及び保育指導を保障するため障害児担当介助員を配置。																						
(5) 障害児担当介助員 幼児の安全を確保し、学級運営及び保育指導を保障するため障害児担当介助員を配置。																									

関係法令

地方教育行政の組織及び運営に関する法律

(この法律の趣旨)

第1条 この法律は、教育委員会の設置、学校その他の教育機関の職員の身分取扱その他地方公共団体における教育行政の組織及び運営の基本を定めることを目的とする。

(設置)

第2条 都道府県、市(特別区を含む。以下同じ。)町村及び第23条に規定する事務の全部又は一部を処理する地方公共団体の組合に教育委員会を置く。

(組織)

第3条 教育委員会は、5人の委員をもつて組織する。ただし、条例で定めるところにより、都道府県若しくは地方自治法(昭和22年法律第67号)第252条の19第1項の指定都市(以下「指定都市」という。)又は地方公共団体の組合のうち都道府県若しくは指定都市が加入するものの教育委員会にあつては6人の委員、町村又は地方公共団体の組合のうち町村のみが加入するもの(次条第3項及び第7条第2項から第4項までにおいて単に「町村」という。)の教育委員会にあつては3人の委員をもつて組織することができる。

(任命)

第4条 委員は、当該地方公共団体の長の被選挙権を有する者で、人格が高潔で、教育、学術及び文化(以下単に「教育」という。)に関し識見を有するもののうちから、地方公共団体の長が、議会の同意を得て、任命する。

(教育委員会の職務権限)

第23条 教育委員会は、当該地方公共団体が処理する教育に関する事務で、次に掲げるものを管理し、及び執行する。

- (1) 教育委員会の所管に属する第三十条に規定する学校その他の教育機関(以下「学校その他の教育機関」という。)の設置、管理及び廃止に関すること。
- (2) 学校その他の教育機関の用に供する財産(以下「教育財産」という。)の管理に関すること。
- (3) 教育委員会及び学校その他の教育機関の職員の任免その他の人事に関すること。
- (4) 学齢生徒及び学齢児童の就学並びに生徒、児童及び幼児の入学、転学及び退学に関すること。
- (5) 学校の組織編制、教育課程、学習指導、生徒指導及び職業指導に関すること。
- (6) 教科書その他の教材の取扱いに関すること。
- (7) 校舎その他の施設及び教具その他の設備の整備に関すること。
- (8) 校長、教員その他の教育関係職員の研修に関すること。
- (9) 校長、教員その他の教育関係職員並びに生徒、児童及び幼児の保健、安全、厚生及び福利に関すること。
- (10) 学校その他の教育機関の環境衛生に関すること。
- (11) 学校給食に関すること。
- (12) 青少年教育、女性教育及び公民館の事業その他社会教育に関すること。
- (13) スポーツに関すること。
- (14) 文化財の保護に関すること。

- (15) ユネスコ活動に関すること。
- (16) 教育に関する法人に関すること。
- (17) 教育に係る調査及び指定統計その他の統計に関すること。
- (18) 所掌事務に係る広報及び所掌事務に係る教育行政に関する相談に関すること。
- (19) 前各号に掲げるもののほか、当該地方公共団体の区域内における教育に関する事務に関すること。

先進事例

編入合併

新市町村名	合併関係市町村名	合併の期日	調整の内容
廿日市市	廿日市市、佐伯町、吉和村	平成15年3月1日	<ul style="list-style-type: none"> (1) 佐伯町及び吉和村の教育施設については、引き続き、現行のとおり管理及び運営を行う。 (2) 学校給食については、それぞれの施設を継続使用し、現行のとおり実施する。
新居浜市	新居浜市、別子山村	平成15年4月1日	<ul style="list-style-type: none"> 1. 学校教育事業については、引き続き教職員の資質の向上や施設の整備に努め、教育環境の充実を図るものとする。 2. 別子山村の奨学資金貸付基金については、新居浜市の奨学資金貸付基金に統合し、別子山村の奨学資金制度については、新居浜市の奨学資金制度に統一するものとする。 ただし、合併前に別子山村の奨学金の貸付けの決定を受けている者の貸付け及び返還については、従前の例によるものとする。 3. 別子山村の福祉奨学給付金制度については、合併以後5年間存続し、以降廃止するものとする。 4. 学校給食については、合併時に新居浜市の制度に統一するものとする。
野田市	野田市、関宿町	平成15年6月6日	<ul style="list-style-type: none"> ・ 少人数授業等講師、副教本作成事業は、関宿町では実施していないので、野田市の制度を関宿町においても適用する。 ・ 学校給食米、学校給食状況は、両市町で違いがあるので、野田市の制度を適用する。給食の経理については、関宿町の制度を適用し、市会計で処理する。なお、幼稚園の給食については、現行のとおりとし、野田市では実施しない。 ・ 学校給食調理業務は、両市町の運営内容に違いがあるので、当面現行のとおりとするが、関宿町の委託については野田市の第三セクターへの移行を検討する。

新市町村名	合併関係市町村名	合併の期日	調 整 の 内 容
新発田市	新発田市、豊浦町	平成15年7月7日	<p>ア 小・中学校の給食及び給食原材料保存用食品代補助については、平成15年度は現行どおりとし、平成16年度以降については、合併後、新市で調整する。</p> <p>イ 豊浦町の中学校自転車通学ヘルメット購入費助成事業については、平成15年度は現行どおりとし、平成16年度以降については、合併後、新市で調整する。</p> <p>ウ 小・中学校クラブ活動補助金については、平成15年度は、現行どおりとし、平成16年度以降については、合併後、新市で調整する。</p> <p>エ 適応指導教室については、平成15年度は、現行どおりとし、平成16年度から新発田市の制度を適用する。</p>

先進事例

新設合併

新市町村名	合併関係市町村名	合併の期日	調整の内容
西脇市	西脇市、黒田庄町	平成 17 年 10 月 1 日 (合併予定)	<p>(1) ALT(英語指導助手)招致事業については、新市において西脇市の例により調整する。</p> <p>(2) 学校園建築・大規模改修・耐震診断等については、新市において早期に整備計画を立て、順次実施する。</p> <p>(3) 幼稚園保育料については、合併年度は現行のとおりとし、翌年度に西脇市の例により統合する。</p> <p>(4) 幼稚園降園バス事業については、当分の間現行のとおりとし、新市において調整する。</p> <p>(5) 預かり保育については、現行のまま新市に引き継ぐ。</p> <p>(6) 要・準要保護就学援助については、合併年度は現行のとおりとし、翌年度に再編する。</p> <p>(7) 奨学資金については、新市発足時に貸付事業を再編し、給付事業を廃止する。ただし、合併の前日までに両市町で認定したものについては、現行の制度を適用する。</p> <p>(8) 学校給食センターについては、現行のまま新市に引き継ぎ、給食費等については、新市発足時に再編する。</p>
多可町	中町、加美町、八千代町	平成 17 年 3 月 31 日まで (合併予定)	<p>1 通園バス・スクールバスの運行については、合併時に再編する。</p> <p>2 自転車・バス通学補助については、新町に引き継ぐ。</p> <p>3 幼稚園運営については、新町に引き継ぐ。保育料等は合併時まで調整する。</p> <p>4 学校給食業務については、新町に引き継ぐ。 ただし、施設のあり方については、処理能力、生徒数の動向を勘案し、近代化、衛生、防災面等の対応も含めて新町で検討する。</p> <p>5 学校給食費については、合併時まで調整する。</p> <p>6 給食運営委員会については、合併時に再編する。 ただし、報酬については、特別職の身分の取扱いとして、別途調整する。</p>

協議第 6 1 号

農業委員会の委員の定数及び任期の取扱いについて

農業委員会の委員の定数及び任期の取扱いについては、次のとおりとする。

平成 1 6 年 1 2 月 2 2 日提出

三木市・吉川町合併協議会
会 長 加 古 房 夫

- 1 吉川町の農業委員会は、三木市の農業委員会に統合する。
- 2 農業委員会の委員については、市町村の合併の特例に関する法律第 8 条第 1 項第 2 号の規定を適用し、吉川町の農業委員会の選挙による委員のうち 8 名に限り、三木市の農業委員会の委員の残任期間、引き続き三木市の農業委員会の選挙による委員として在任する。この場合において、8 名の選出については吉川町の農業委員で選挙による委員である者の互選による。
- 3 特例期間終了後の委員の定数については、合併後調整する。

三木市・吉川町合併協議会の調整内容

専門部会名 産業経済部会

協議項目	農業委員会の委員の定数及び任期の取扱い	関係項目	専門部会名 産業経済部会																													
調整内容	<p>1 吉川町の農業委員会は、三木市の農業委員会に統合する。</p> <p>2 農業委員会の委員については、市町村の合併の特例に関する法律第8条第1項第2号の規定を適用し、吉川町の農業委員会の選挙による委員のうち8名に限り、三木市の農業委員会の委員の残任期間、引き続き三木市の農業委員会の選挙による委員として在任する。この場合において、8名の選出については吉川町の農業委員で選挙による委員である者の互選による。</p> <p>3 特例期間終了後の委員の定数については、合併後調整する。</p>																															
現		況																														
三木市		吉川町																														
<p>1 三木市農業委員会</p> <p>(1) 委員の構成</p> <table border="1" data-bbox="179 590 784 782"> <thead> <tr> <th></th> <th>定数</th> <th>現在数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>選挙による委員</td> <td>16名</td> <td>16名</td> </tr> <tr> <td>法第12条第1号委員</td> <td>2名</td> <td>2名</td> </tr> <tr> <td>法第12条第2号委員</td> <td>5名</td> <td>5名</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>23名</td> <td>23名</td> </tr> </tbody> </table> <p>(2) 任期</p> <p>平成15年 5月 1日から 平成18年 4月30日まで</p> <p>(3) 選挙区 4選挙区</p>		定数	現在数	選挙による委員	16名	16名	法第12条第1号委員	2名	2名	法第12条第2号委員	5名	5名	合計	23名	23名	<p>2 吉川町農業委員会</p> <p>(1) 委員の構成</p> <table border="1" data-bbox="940 590 1545 782"> <thead> <tr> <th></th> <th>定数</th> <th>現在数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>選挙による委員</td> <td>16名</td> <td>16名</td> </tr> <tr> <td>法第12条第1号委員</td> <td>1名</td> <td>1名</td> </tr> <tr> <td>法第12条第2号委員</td> <td>2名</td> <td>2名</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>19名</td> <td>19名</td> </tr> </tbody> </table> <p>(2) 任期</p> <p>平成15年10月20日から 平成18年10月19日まで</p> <p>(3) 選挙区 1選挙区</p>		定数	現在数	選挙による委員	16名	16名	法第12条第1号委員	1名	1名	法第12条第2号委員	2名	2名	合計	19名	19名	<p>調整の具体的内容</p> <p>吉川町の農業委員会は、三木市の農業委員会に統合する。</p> <p>農業委員会の委員については、市町村の合併の特例に関する法律第8条第1項第2号の規定を適用し、吉川町の農業委員会の選挙による委員のうち8名に限り、三木市の農業委員会の委員の残任期間、引き続き三木市の農業委員会の選挙による委員として在任する。この場合において、8名の選出については吉川町の農業委員で選挙による委員である者の互選による。</p> <p>特例期間終了後の委員の定数については、合併後調整する。</p>
	定数	現在数																														
選挙による委員	16名	16名																														
法第12条第1号委員	2名	2名																														
法第12条第2号委員	5名	5名																														
合計	23名	23名																														
	定数	現在数																														
選挙による委員	16名	16名																														
法第12条第1号委員	1名	1名																														
法第12条第2号委員	2名	2名																														
合計	19名	19名																														

農業委員会の委員の任期及び定数の取扱いについて

- ・編入合併の場合、編入する市町村の農業委員会の委員はそのまま存在し、編入される市町村の委員はすべてその身分を失うことになるのが原則です。
- ・これに対して、合併特例法には市町村の合併の際、編入される市町村の農業委員会の選挙による委員のうち、合併市町村の農業委員会の委員の被選挙権を有することとなる者は、40人までの範囲で、編入する市町村の農業委員会の委員の残任期間を在任することができるかとされています。この場合において、市町村の合併の際に編入される市町村の農業委員会の選挙による委員で当該合併市町村の農業委員会の委員の被選挙権を有することとなるものの数がその定められた数を超えるときは、これらの者の互選により、編入する市町村の農業委員会の選挙による委員として在任する者を定めます。

原則として、農業委員会は1自治体につき1のものですが、市町村面積が24,000ヘクタール以上、又は農地面積が7,000ヘクタール以上のいずれかの要件を満たしたときは、市町村長は、当該市町村の区域を2以上に分けてその各区域に農業委員会を置くことができます。（農業委員会等に関する法律第3条第2項）

三木市・吉川町の場合

項目	三木市	吉川町
農業就業人口 (農業センサスによる)	2,519人	1,277人
農業委員会委員数 (選挙による委員)	16人	16人

上記により、人口按分すると、

在任する委員数 $8人(16人 \times (1,277人 \div 2,519人) \approx 8.11人)$

在任する委員数に端数があるときは四捨五入し、在任する委員数が0.5未満となる場合にはこれを1とします。

農業委員会の委員については、選挙による委員、選任による委員をもって構成します。

- 1 選挙による委員（農業委員会等に関する法律第7条、農業委員会等に関する法律施行令第2条の2） 30人以下
- 2 選任による委員（農業委員会等に関する法律第12条）
農業協同組合、農業共済組合及び土地改良区がそれぞれ推薦した理事又は組合員 各1人
当該市町村の議会が推薦した農業委員会の所掌に属する事項につき学識経験を有する者(条例でこれより少ない人数を定めている場合は、その人数) 4人以内
- 3 農業委員会の委員の任期については、選挙による委員の任期は、3年とし、一般選挙の日から起算します。選任された委員のうち団体の推薦にかかるものは、当該委員を推薦した団体の理事又は組合員でなくなったときは、その職を失います。

関係法令

農業委員会等に関する法律

(設置)

第3条 市町村に農業委員会を置く。ただし、その区域内に耕作の目的に供される土地（以下「農地」という。）のない市町村には、農業委員会を置かない。

2 その区域が著しく大きい市町村又はその区域内の農地面積が著しく大きい市町村で政令で定めるものにあつては、市町村長は、当該市町村の区域を2以上に分けてその各区域に農業委員会を置くことができる。

3 前項の規定によりその区域を2以上に分けてその各区域に農業委員会を置いた市町村にあつては、市町村長は、その全部又は一部の農業委員会の区域を変更することができる。

4 前項に規定する市町村にあつては、市町村長は、その全部又は一部の農業委員会を廃して、その廃止された農業委員会の区域につき廃止された農業委員会の数を超えない数の農業委員会を置き、又はその廃止された農業委員会の区域を他の農業委員会の区域に含ませることができる。

5 その区域内の農地面積（都市計画法（昭和43年法律第100号）第7条第1項の市街化区域と定められた区域で同法第23条第1項の規定による協議が調つたものの区域内の農地面積（生産緑地法（昭和49年法律第68号）第3条第1項の生産緑地地区の区域内の農地面積を除く。）を除く。）が著しく小さい市町村で政令で定めるものにあつては、市町村長は、当該市町村に農業委員会を置かないことができる。

（選挙による委員）

第7条 農業委員会の選挙による委員は、被選挙権を有する者について、選挙権を有する者が選挙するものとし、その定数は、政令で定める基準に従い、40人を越えない範囲内で条例で定める。

2 前項の委員の定数の変更は、一般選挙の場合でなければ行うことができない。

（選任による委員）

第12条 市町村長は、選挙による委員のほか、次の各号に掲げる者を委員として選任しなければならない。

(1) 農林水産省令で定める農業協同組合、農業共済組合及び土地改良区がそれぞれ推薦した理事（経営管理委員を置く農業協同組合にあつては、理事又は経営管理委員）又は組合員各1人

(2) 当該市町村の議会が推薦した農業委員会の所掌に属する事項につき学識経験を有する者4人(条例でこれより少ない人数を定めている場合にあつては、その人数)以内（委員の任期）

第15条 選挙による委員の任期は、3年とし、一般選挙の日から起算する。但し、任期満了による一般選挙が農業委員会の委員の任期満了の前に行われた場合において、前任の委員が任期満了の日まで在任したときは前任者の任期満了の日の翌日から、選挙の期日後に前任の委員がすべてなくなったときはそのなくなった日の翌日から、それぞれ起算する。

2 補欠委員は、前任者の残任期間在任する。

3 選挙による委員は、前条の規定による解任の場合を除き、その任期満了後も後任の委員が就任するまでは、なおその職務を行う。

4 第12条の規定により選任された委員は、一般選挙により選挙された委員の任期満了の日（選挙された委員の全員がすべてなくなったときは、そのなくなった日）まで在任する。

5 第12条の規定により選任された委員のうち団体の推薦に係るものは、当該委員を推薦した団体の理事（経営管理委員を置く農業協同組合にあつては、理事又は経営管理委員）又は組合員でなくなったときは、前項の規定にかかわらず、その職を失う。

（境界の変更の場合の特例）

第34条 市町村の廃置分合が行われる場合において、新たに設置された市町村に置かれる農業委員会の区域が、従前の市町村に設置された農業委員会の区域をその区域とすることとなるときは、当該農業委員会は、当該市町村の農業委員会となつて存続するものとし、従前の農業委員会の委員及び職員は、引き続きその存続する農業委員会の委員及び職員となるものとする。

2 市町村の境界変更が行われる場合において、他の市町村の区域の全部又は一部を新たにその区域に包含することとなつた市町村に、その市町村の従前の区域及び新たに属することとなつた区域に従前置かれていた各農業委員会の区域を区域としてそれぞれ農業委員会が置かれるときは、従前の農業委員会は、当該区域を区域とする農業委員会となつて存続するものとし、従前の農業委員会の委員及び職員は、引き続きその存続する農業委員会の委員及び職員となるものとする。

農業委員会等に関する法律施行令

（選挙による委員の定数の基準）

第2条の2 農業委員会の選挙による委員の定数の基準は、次の表の上欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げるとおりとする。

区 分		定数の基準
1	(一) その区域内の農地面積が1,300ヘクタール以下の農業委員会	20人以下
	(二) 10アール(北海道にあつては、30アール)以上の農地につき耕作の業務を営む個人のその区域内における世帯数及びその面積以上の農地につき耕作の業務を営むその区域内に住所を有する農業生産法人(農地法第2条第7項に規定する農業生産法人をいう。以下同じ。)の数の合計数(以下「基準農業者数」という。)が1,100以下の農業委員会	
2	1の項及び3の項に掲げる農業委員会以外の農業委員会	30人以下
3	その区域内の農地面積が5,000ヘクタールを超え、かつ、基準農業者数が6,000を超える農業委員会	40人以下

市町村の合併の特例に関する法律

(農業委員会の委員の任期等に関する特例)

第8条 市町村の合併の際合併関係市町村の農業委員会の選挙による委員で当該合併市町村の農業委員会の委員の被選挙権を有することとなるものは、合併関係市町村の協議により、新たに設置された合併市町村にあつては80を超えない範囲で定めた数、他の市町村の区域の全部又は一部を編入した合併市町村にあつては40を超えない範囲で定めた数の者に限り、次に掲げる期間引き続き合併市町村の農業委員会の選挙による委員として在任することができる。この場合において、市町村の合併の際に合併関係市町村の農業委員会の選挙による委員で当該合併市町村の委員の被選挙権を有することとなるものの数がその定められた数を超えるときは、これらの者の互選により、合併市町村の農業委員会の選挙による委員として在任するものを定めるものとする。

- (1) 新たに設置された合併市町村にあつては、市町村の合併後1年を超えない範囲で当該協議で定める期間
 - (2) 他の市町村の区域の全部又は一部を編入した合併市町村にあつては、その編入をする合併関係市町村の農業委員会の委員の残任期間
- 2 前項の場合においては、農業委員会等に関する法律(昭和26年法律第88号)第7条の規定にかかわらず、当該数をもつて当該合併市町村の農業委員会の選挙による委員の定数とし、選挙による委員に欠員を生じ、又はこれらの委員がすべてなくなつたときは、これに応じて、その定数は、同条の規定に基づく定数に至るまで減少するものとする。
- 3 農業委員会等に関する法律第3条第2項の規定により合併市町村の区域を2以上に分けてその各区域に農業委員会を置く場合又は同法第35条第1項の規定により地方自治法第252条の19第1項の指定都市(以下「指定都市」という。)である合併市町村の区ごとに農業委員会を置く場合においては、農業委員会等に関する法律第34条の規定の適用がある場合を除いて、前2項の規定を当該各農業委員会ごとに適用する。この場合においては、他の市町村の区域の全部又は一部を編入した合併市町村の区域の一部を区域として新たに置かれる農業委員会に関しては、当該合併市町村は、新たに設置された合併市町村とみなす。
- 4 第6条第8項の規定は、第1項の協議について準用する。

先進事例

編入合併

新市町村名	合併関係市町村名	合併の期日	調整の内容
廿日市市	廿日市市、佐伯町、吉和村	平成15年3月1日	(1) 佐伯町及び吉和村の農業委員会は、廿日市市の農業委員会に統合するものとする。 (2) 佐伯町及び吉和村の農業委員会の委員のうち、選挙による委員は市町村の合併の特例に関する法律（昭和40年法律第6号）第8条第1項第2号の規定により、廿日市市の農業委員会の委員の残任期間に限り、引き続き在任するものとする。
新居浜市	新居浜市、別子山村	平成15年4月1日	1. 別子山村の農業委員会は、新居浜市の農業委員会に統合するものとする。 2. 別子山村の農業委員で選挙による委員である者のうち2名は、合併特例法第8条第1項第2号の規定を適用し、新居浜市の農業委員会の委員の残任期間に限り、新居浜市の農業委員会の選挙による委員として引き続き在任するものとする。この場合において、2名の選出については、別子山村の農業委員で選挙による委員である者の互選により、新居浜市の農業委員会の選挙による委員として在任する者を定めるものとする。
野田市	野田市、関宿町	平成15年6月6日	1. 選挙による委員定数は在任特例を適用し、在任特例期間終了後は、野田市農業委員会に関する条例第2条の規定により20人とします。選任による委員定数は7人以内とします。 2. 選挙による関宿町農業委員は、野田市農業委員の在任期間である平成17年7月19日まで引続き野田市農業委員として在任します。（合併特例法第8条を適用）ただし、関宿町の議会・農協・農業共済から推薦された選任委員は失職します。
新発田市	新発田市、豊浦町	平成15年7月7日	1. 豊浦町の農業委員会は、新発田市の農業委員会に統合する。 2. 豊浦町の農業委員会の委員のうち、選挙による委員は、合併特例法第8条第1項第2号の規定により、新発田市の農業委員会の委員の残任期間、引き続き新市の農業委員会の委員として在任する。

先進事例

新設合併

新市町村名	合併関係市町村名	合併の期日	調整の内容
加東市	社町、滝野町、東条町	平成18年3月20日 (合併予定)	<ol style="list-style-type: none"> 1 合併時に新市に1つの農業委員会を置き、3町の農業委員会の選挙による委員であった者は、市町村の合併の特例に関する法律第8条第1項第1号の規定を適用し、平成18年5月14日まで引き続き新市の農業委員会の選挙による委員として在任する。 2 在任期間終了後最初に行われる選挙については、3選挙区とし選挙による委員の定数は24人とする。 3 選任による委員については、農業委員会等に関する法律第12条第1項に規定する委員を2人、同法第12条第2項に規定する委員を4人とする。
西脇市	西脇市、黒田庄町	平成17年10月1日 (合併予定)	<ol style="list-style-type: none"> (1) 新市に1つの農業委員会を置き、選挙による委員の定数は20人とする。 (2) 両市町の農業委員会の選挙による委員であった者については、合併特例法第8条第1項第1号の規定を適用し、平成18年7月19日まで引き続き新市の農業委員会の選挙による委員として在任する。 (3) 在任特例期間中の選挙による委員の報酬については、それぞれ現行の報酬額を適用する。
多可町	中町、加美町、八千代町	平成17年3月31日 まで (合併予定)	<ol style="list-style-type: none"> 1 新町の農業委員会は1つとし、委員の定数は選挙選出委員30人、推薦委員は6人、合計36人とする。 2 選挙による委員の任期については、在任特例を適用し、新町発足日より1年以内の選挙を行う日まで、引き続き新町の農業委員会委員として在任する。 3 合併後、最初に行われる選挙以降の農業委員会委員の報酬については、特別職の身分の取り扱いとして、別途調整する。

協議第 6 2 号

地域審議会の取扱いについて

地域審議会の取扱いについては、次のとおりとする。

平成 1 6 年 1 2 月 2 2 日提出

三木市・吉川町合併協議会
会 長 加 古 房 夫

市町村の合併の特例に関する法律第 5 条の 4 の規定による地域審議会については、設置しない。

三木市・吉川町合併協議会の調整内容

		専門部会名	企画部会
協議項目	地域審議会の取扱い	関係項目	
調整内容	市町村の合併の特例に関する法律第5条の4の規定による地域審議会については、設置しない。		
参 考		調整の具体的内容	
<p>1 地域審議会制度の概要</p> <p>合併後も地域住民の意見を施策に反映させ、きめ細かな行政サービスを実現するため、合併前の市町村の協議により、旧市町村の区域を単位として、必要な区域に地域審議会を設置することができる。</p> <p>地域審議会は、旧市町村の区域に関する事務に関して、新市町村の長の諮問に応じて、意見を述べる。</p> <p>また、新市町村の長は、市町村建設計画を変更しようとするときには、地域審議会が置かれている場合には、その意見を聴かなければならないこととされている。</p> <p>2 地域審議会の設置手続き</p> <p>(1) 合併前の関係市町村の協議により、設置することができる。</p> <p>(2) 関係市町村の協議事項</p> <p>ア 地域審議会を設置する期間、区域</p> <p>イ 地域審議会の組織</p> <p>ウ 地域審議会の定数、任期、任免</p> <p>エ その他必要な事項</p> <p>(3) 関係市町村の協議は、議会の議決を経て成立し、その内容を告示しなければならない。</p> <p>(4) 地域審議会の設置に関する協議事項を変更する場合は、新市町村の条例で定めなければならない。</p>		<p>地域審議会については、両市町の融和を図り新市としての一体性を醸成する施策を重視すべきであるため、設置しない。</p> <p>ただし、吉川地域では、合併に伴う制度、サービス等の変化が大きいことから、住民の意見の反映の場として、また、住民との協働参画のまちづくりを推進するため、(仮称)地域住民会議を設置する。</p>	

関係法令

市町村の合併の特例に関する法律

(地域審議会)

第5条の4 合併関係市町村の協議により、期間を定めて合併市町村に、合併関係市町村の区域であった区域ごとに、当該合併市町村が処理する当該区域に係る事務に関し合併市町村の長の諮問に応じて審議し又は必要と認める事項につき合併市町村の長に意見を述べる審議会(以下「地域審議会」という。)を置くことができる。

- 2 地域審議会を組織する構成員の定数、任期、任免その他の地域審議会の組織及び運営に関し必要な事項については、合併関係市町村の協議により定めるものとする。
- 3 前2項の協議については、合併関係市町村の議会の議決を経るものとし、その協議が成立したときは、合併関係市町村は、直ちにその内容を告示しなければならない。
- 4 合併市町村は、第2項の協議により定められた事項を変更しようとするときは、条例でこれを定めなければならない。

地方自治法

(委員会・委員及び附属機関の設置)

第138条の4 1～2 (省略)

3 普通地方公共団体は、法律又は条例の定めるところにより、執行機関の附属機関として自治紛争処理委員、審査会、審議会、調査会その他の調停、審査、諮問又は調査のための機関を置くことができる。ただし、政令で定める執行機関については、この限りでない。

(附属機関の職務権限・組織等)

第202条の3 普通地方公共団体の執行機関の附属機関は、法律若しくはこれに基く政令又は条例の定めるところにより、その担任する事項について調停、審査、審議又は調査等を行う機関とする。

- 2 附属機関を組織する委員その他の構成員は、非常勤とする。
- 3 附属機関の庶務は、法律又はこれに基づく政令に特別な定めがあるものを除く外、その属する執行機関において掌るものとする。

先進事例

兵庫県下における地域審議会または地域自治区の設置（協議）状況は、次のとおりです。

1. 設置しているもの

新市町名	合併関係市町名	合併の期日	合併形態
養父市	八鹿町、養父町、大屋町、関宮町	平成16年4月1日	新設
丹波市	柏原町、氷上町、青垣町、春日町、山南町、市島町	平成16年11月1日	新設

2. 設置を予定しているもの

新市町名	合併関係市町名	合併の期日	合併形態
未定	龍野市、新宮町、揖保川町、御津町	平成17年3月まで(合併予定)	新設
香美町	香住町、村岡町、美方町	平成17年4月1日(合併予定)	新設
淡路市	津名町、淡路町、北淡町、一宮町、東浦町	平成17年4月1日(合併予定)	新設
姫路市	姫路市、香寺町、安富町	平成18年3月27日(合併予定)	編入

は地域自治区を設置予定

3. 設置しないもの

新市町名	合併関係市町名	合併の期日	合併形態
篠山市	篠山市、西紀町、丹南町、今田町	平成11年4月1日	新設
南あわじ市	緑町、西淡町、三原町、南淡町	平成17年1月11日(合併予定)	新設
朝来市	生野町、和田山町、山東町、朝来町	平成17年4月1日(合併予定)	新設
豊岡市	豊岡市、城崎町、竹野町、日高町、出石町、但東町	平成17年4月1日(合併予定)	新設
宍粟市	山崎町、一宮町、波賀町、千種町	平成17年4月1日(合併予定)	新設
温泉町	浜坂町、温泉町	平成17年4月1日(合併予定)	新設

4. 協議中のもの

新市町名	合併関係市町名	合併の期日	合併形態
加東市	社町、滝野町、東条町	平成 18 年 3 月 20 日(合併予定)	新 設
多可町	中町、加美町、八千代町	平成 17 年 3 月 31 日まで(合併予定)	新 設
佐用町	佐用町、上月町、南光町、三日月町	平成 17 年 3 月 31 日まで(合併予定)	新 設
西脇市	西脇市、黒田庄町	平成 17 年 10 月 1 日(合併予定)	新 設
未 定	神崎町、大河内町	平成 17 年 11 月 1 日(合併予定)	新 設
姫路市	姫路市、家島町	平成 18 年 3 月 27 日(合併予定)	編 入
姫路市	姫路市、夢前町	平成 18 年 3 月 27 日(合併予定)	編 入

協議第63号

特別職の職員の身分の取扱いについて

特別職の職員の身分の取扱いについては、次のとおりとする。

平成16年12月22日提出

三木市・吉川町合併協議会
会長 加古 房 夫

- 1 吉川町の常勤の特別職（町長、助役及び教育長）については、合併の日の前日をもって失職する。
- 2 吉川町のその他の非常勤の特別職については、合併の日の前日をもって失職する。ただし、合併後の審議会等の委員構成等については、適切な配慮措置を講じる。
- 3 報酬等については、三木市の制度に統一する。

三木市・吉川町合併協議会の調整内容

協議項目		特別職の職員の身分の取扱い		関係項目		専門部会名	各部会
調整内容		1 吉川町の常勤の特別職（町長、助役及び教育長）については、合併の日の前日をもって失職する。 2 吉川町のその他の非常勤の特別職については、合併の日の前日をもって失職する。ただし、合併後の審議会等の委員構成等については、適切な配慮措置を講じる。 3 報酬等については、三木市の制度に統一する。					
		現 況 (H16.4.1 現在)				調整の具体的内容	
区 分		三 木 市		吉 川 町			
		報 酬	任 期	報 酬	任 期		
常勤の特別職	市（町）長	月額 915,000 円	H14. 1.21 ~ H18. 1.20	月額 820,000 円	H16. 3. 6 ~ H20. 3. 5	吉川町の常勤の特別職（町長、助役及び教育長）については、合併の日の前日をもって失職する。	
	助 役	月額 790,000 円	H14. 4. 1 ~ H18. 3.31	月額 660,000 円	H14. 4. 1 ~ H18. 3.31		
	収 入 役	月額 685,000 円	H14. 4. 1 ~ H18. 3.31	助 役 兼 掌			
	教 育 長	月額 685,000 円	H15.12. 1 ~ H17. 9.30	月額 600,000 円	H16.10. 1 ~ H20. 9.30		

三木市・吉川町合併協議会の調整内容

協議項目		特別職の職員の身分の取扱い		関係項目	専門部会名 各部会	
現 況				(H16.4.1 現在)		
区 分		報 酬		調整の具体的内容		
		三 木 市	吉 川 町			
議 会 議 員	議 長	月額	554,000 円	月額	330,000 円	報酬等については、三木市の制度に統一する。 (議会議員及び農業委員会委員の取扱いは、別途協議する。)
	副議長	月額	478,000 円	月額	250,000 円	
	常任委員会委員長	月額	447,000 円			
	" 副委員長	月額	441,500 円			
	議会運営委員会委員長	月額	447,000 円			
	" 副委員長	月額	441,500 円			
	特別委員会委員長	月額	447,000 円			
	" 副委員長	月額	441,500 円			
	議 員	月額	423,000 円	月額	230,000 円	
農 業 委 員 会	会 長	月額(年額)	55,000 円(660,000 円)	年額	260,000 円	
	副会長	月額(年額)	44,000 円(528,000 円)			
	委 員	月額(年額)	38,000 円(456,000 円)	年額	226,000 円	

三木市・吉川町合併協議会の調整内容

協議項目		特別職の職員の身分の取扱い		関係項目		専門部会名	各部会
現況 (H16.4.1 現在)							
区分		報酬				調整の具体的内容	
		三木市		吉川町			
そ の	教育委員会	月額(年額) 委員長 80,000円 (960,000円) 委員 63,000円 (756,000円)	年額 委員長 350,000円 委員 287,000円	吉川町のその他の非常勤の特別職については、合併の日の前日をもって失職する。 ただし、合併後の審議会等の委員構成等については、適切な配慮措置を講じる。 報酬等については、三木市の制度に統一する。			
	監査委員	月額(年額) 議員 47,000円 (564,000円) 学識経験者 110,000円 (1,320,000円)	年額 議員 198,000円 学識経験者 310,000円				
	選挙管理委員会	月額(年額) 委員長 44,000円 (528,000円) 委員 33,000円 (396,000円) 日額 補充員 8,000円	年額 委員長 104,000円 委員 93,000円				
	公平委員会	年額 委員長 148,000円 委員 133,000円	日額 委員長 8,500円 委員 8,000円				
	固定資産評価審査委員会	日額 委員長 13,300円 委員 10,200円	日額 委員長 8,500円 委員 8,000円				
	選挙関係	日額 選挙長 12,000円 投票管理者 33,000円 開票管理者 12,000円 選挙立会人 10,000円 投票立会人 14,500円 開票立会人 10,000円	1選挙につき 選挙長 13,000円 投票管理者 13,000円 開票管理者 13,000円 選挙立会人 10,700円 投票立会人 10,700円 開票立会人 10,700円				
	国民健康保険運営協議会	日額 会長 11,600円 委員 10,200円	日額 会長 8,500円 委員 8,000円				
	予防接種健康被害調査委員会	日額 8,000円					
	健康づくり推進協議会	日額 8,000円	日額 会長 8,500円 委員 8,000円				
	交通安全対策会議	日額 8,000円					
他	総合計画策定審議会	日額 8,000円	日額 会長 8,500円 委員 8,000円				
	総合計画審議会	日額 8,000円	日額 会長 8,500円 委員 8,000円				
	都市計画審議会	日額 8,000円	日額 会長 8,500円 委員 8,000円				

三木市・吉川町合併協議会の調整内容

協議項目		特別職の職員の身分の取扱い		関係項目		専門部会名	各部会
区分		現 況 (H16.4.1 現在)				調整の具体的内容	
		報 酬					
		三 木 市		吉 川 町			
そ の	土地区画整理審議会	日額	8,000 円	日額	8,000 円		
	土地区画整理法第 65 条による評価員	日額	8,000 円				
	農業振興審議会	日額	8,000 円				
	病院事業運営審議会	日額	8,000 円				
	名誉市民選考委員会	日額	8,000 円				
	特別職報酬等審議会	日額 会長	13,300 円	日額 会長	8,500 円		
		日額 委員	10,200 円	日額 委員	8,000 円		
	公文書公開審査会 情報公開審査会	日額 会長	11,600 円	日額 会長	8,500 円		
		日額 委員	10,200 円	日額 委員	8,000 円		
	個人情報保護審査会	日額 会長	11,600 円				
		日額 委員	10,200 円				
	金物振興審議会	日額	8,000 円				
	商店振興協議会	日額	8,000 円				
	防災会議	日額	8,000 円	日額 会長	8,500 円		
			日額 委員	8,000 円			
水防協議会	日額	8,000 円					
市立学校校区審議会	日額	8,000 円					
適正就学指導委員会 心身障害児就学指導委員会	日額	8,000 円	日額 会長	8,500 円			
			日額 委員	8,000 円			
就学前教育審議会	日額	8,000 円	日額 会長	8,500 円			
			日額 委員	8,000 円			
勤労青少年ホーム運営委員会	日額	8,000 円					
社会教育委員	日額	8,000 円	日額 委員長	8,500 円			
			日額 委員	8,000 円			

三木市・吉川町合併協議会の調整内容

協議項目		特別職の職員の身分の取扱い		関係項目	専門部会名	各部会	
現 況 (H16.4.1 現在)							
区 分		報 酬			調整の具体的内容		
		三 木 市		吉 川 町			
そ の	公民館運営審議会	日額	8,000 円	日額	8,000 円		
	図書館協議会	日額	8,000 円				
	美術館協議会	日額	8,000 円				
	青少年問題協議会	日額	8,000 円	日額	8,000 円		
	体育指導委員	年額	40,000 円	日額	8,000 円		
	文化財保護審議会	日額	8,000 円	日額	会長 委員	8,500 円 8,000 円	
	環境審議会	日額	8,000 円				
	規制対象施設建築等審査委員会	日額	8,000 円				
	人権尊重のまちづくり推進審議会	日額	8,000 円				
	あったかいまちづくり推進委員会			日額	会長 委員	8,500 円 8,000 円	
	隣保館運営委員会	日額	8,000 円				
	民生委員推せん会	日額	8,000 円	日額	委員長 委員	8,500 円 8,000 円	
	社会福祉審議会	日額	8,000 円				
	他	介護認定審査会	日額	委員長(職務代理者) 委員	15,000 円 12,500 円	日額	会長(副会長) 委員
介護保険運営協議会		日額	8,000 円				
行財政改革推進委員会					日額	委員長	8,500 円
行政改革推進委員会		日額	8,000 円			委員	8,000 円
住居表示等審議会		日額	8,000 円				

三木市・吉川町合併協議会の調整内容

協議項目		特別職の職員の身分の取扱い		関係項目	専門部会名	各部会
現 況				(H16.4.1 現在)		調整の具体的内容
区 分		報 酬				
		三 木 市		吉 川 町		
そ の	法律相談員	1時間につき	10,000 円			
	宿日直嘱託員	月額	19,000 円			
	消費生活苦情相談員	月額	85,000 円			
	生活安全指導員	月額	80,000 円			
	人権啓発専門員	月額	80,000 円			
	町医			日額	34,000 円	
	福祉事務所嘱託医	月額	60,000 円			
	保育所嘱託医	年額	内科医 (1施設当たり) 144,000 円 歯科医 (1施設当たり) 80,000 円	日額	34,000 円	
	さつき園嘱託医	月額	50,000 円			
	市営住宅管理人	年額	13,200 円 (管理戸数1戸につき480円を加算)			
	幼稚園長	月額(年額)	10,000 円 (120,000 円)	年額 (常勤的園長を除く)	50,000 円	
	幼稚園主事	月額	5,000 円			
他	小、中、養護学校校医	年額	1校当たり 252,000 円 (児童生徒1人当たり461円、管理料1校当たり30,000円を加算)	年額	1校当たり 220,000 円 (児童生徒1人当たり330円を加算)	
	小、中、養護学校歯科医	年額	1校当たり 199,000 円 (児童生徒1人当たり461円、管理料1校当たり16,000円を加算)	年額	1校当たり 198,000 円 (児童生徒1人当たり330円を加算)	
	小、中、養護学校耳鼻科医	年額	1校当たり 199,000 円 (児童生徒1人当たり461円、兼務1校当たり52,000円を加算)	年額	1校当たり 198,000 円 (児童生徒1人当たり330円を加算)	
	小、中、養護学校眼科医	年額	1校当たり 199,000 円 (児童生徒1人当たり461円、兼務1校当たり52,000円を加算)			
	幼稚園園医	年額	1園当たり 126,000 円 (園児1人当たり461円、管理料1園当たり15,000円を加算)	年額	1園当たり 132,000 円 (園児1人当たり330円を加算)	

三木市・吉川町合併協議会の調整内容

協議項目		特別職の職員の身分の取扱い		関係項目	専門部会名	各部会
現 況				(H16.4.1 現在)		調整の具体的内容
区 分		報 酬				
		三 木 市		吉 川 町		
そ の 他	幼稚園歯科医	年額 1園当たり (園児1人当たり461円、管理料1園当たり8,000円を加算)	99,500円	年額 1園当たり (園児1人当たり330円を加算)	132,000円	
	小、中、養護学校薬剤師	年額 1校当たり	157,000円	年額 1校当たり	50,000円	
	教育委員会結核対策委員会			日額 会長 委員	8,500円 8,000円	
	青少年補導委員	年額	16,000円			
	人権教育指導員	月額	11,000円			
	行政経営アドバイザー	月額	30,000円			

関係法令

地方公務員法

(一般職に属する地方公務員及び特別職に属する地方公務員)

第3条 地方公務員の職は、一般職と特別職とに分ける。

2 一般職は、特別職に属する職以外の一切の職とする。

3 特別職は、左に掲げる職とする。

(1) 就任について公選又は地方公共団体の議会の選挙、議決若しくは同意によることを必要とする職

(1)の2 地方開発事業団の理事長、理事及び監事の職

(1)の3 地方公営企業の管理者及び企業団の企業長の職

(2) 法令又は条例、地方公共団体の規則若しくは地方公共団体の機関の定める規程により設けられた委員及び委員会(審議会その他これに準ずるものを含む)の構成員の職で臨時又は非常勤のもの。

(3) 臨時又は非常勤の顧問、参与、調査員、嘱託員及びこれらの者に準ずる者の職

(4) 地方公共団体の長、議会の議長その他地方公共団体の機関の長の秘書の職で条例で指定するもの

(5) 非常勤の消防団員及び水防団員の職

地方自治法

(市町長)

第139条 都道府県に知事を置く。

2 市町村に市町村長を置く。

第140条 普通地方公共団体の長の任期は、4年とする。

2 前項の任期の起算については、公職選挙法第259条及び第259条の2の定めるところによる。

(助役の設置)

第161条 都道府県に副知事1人を置く。但し、条例でこれを置かないことができる。

2 市町村に助役1人を置く。但し、条例でこれを置かないことができる。

3 副知事及び助役の定数は、条例でこれを増加することができる。

第162条 副知事及び助役は、普通地方公共団体の長が議会の同意を得てこれを選任する。

第163条 副知事及び助役の任期は、4年とする。但し、普通地方公共団体の長は、任期中においてもこれを解職することができる。

(収入役)

第168条 都道府県に出納長を置く。

2 市町村に収入役1人を置く。但し、町村は、条例で収入役を置かず町村長又は助役をしてその事務を兼掌させることができる。

3 都道府県は条例で副出納長を、市町村は条例で副収入役を置くことができる。

- 4 副出納長及び副収入役の定数は、条例でこれを定める。
- 5 副出納長及び副収入役は、事務吏員の中から、普通地方公共団体の長がこれを命ずる。
- 6 出納長及び収入役は、検察官、警察官若しくは収税官吏又は普通地方公共団体における公安委員会の委員と兼ねることができない。
- 7～9 (省略)

地方教育行政の組織及び運営に関する法律

(教育長)

第16条 教育委員会に、教育長を置く。

- 2 教育長は、第6条の規定にかかわらず、当該教育委員会の委員(委員長を除く。)である者のうちから、教育委員会が任命する。
- 3 教育長は、委員としての任期中在任するものとする。ただし、地方公務員法第27条から第29条までの規定の適用を妨げない。
- 4 教育長は、委員の職を辞し、失い、又は罷免された場合においては、当然に、その職を失うものとする。

設置しなければならない行政委員会

地方自治法

(委員会及び委員の設置)

第180条の5 執行機関として法律の定めるところにより普通地方公共団体に置かなければならない委員会及び委員は、左の通りである。

- (1) 教育委員会
- (2) 選挙管理委員会
- (3) 人事委員会又は人事委員会を置かない普通地方公共団体にあつては公平委員会
- (4) 監査委員

2 (省略)

3 第1項に掲げるものの外、執行機関として法律の定めるところにより市町村に置かなければならない委員会は、左の通りである。

- (1) 農業委員会
- (2) 固定資産評価審査委員会

4～8 (省略)

【教育委員会】

地方教育行政の組織及び運営に関する法律

(設置)

第2条 都道府県、市(特別区を含む。以下同じ)町村及び第23条に規定する事務の全部又は一部を処理する地方公共団体の組合に教育委員会を置く。

(組織)

第3条 教育委員会は、5人の委員をもつて組織する。ただし、条例で定めるところにより、都道府県若しくは地方自治法(昭和22年法律第67号)第252条の19第1項の指定都市(以下「指定都市」という)又は地方公共団体の組合のうち都道府県若しくは指定都市が加入するものの教育委員会にあつては6人の委員、町村又は地方公共団体の組合のうち町村のみが加入するもの(次条第3項及び第7条第2項から第4項までにおいて単に「町村」という)の教育委員会にあつては3人の委員をもつて組織することができる。

【選挙管理委員会】

地方自治法

(設置及び組織)

第181条 普通地方公共団体に選挙管理委員会を置く。

2 選挙管理委員会は、4人の選挙管理委員を以てこれを組織する

(選挙管理委員の任期)

第183条 選挙管理委員の任期は、4年とする。但し、後任者が就任する時まで在任する。

【公平委員会】

地方公務員法

(人事委員会又は公平委員会の設置)

第7条 都道府県及び地方自治法(昭和22年法律67号)第252条の19第1項の指定都市は、条例で人事委員会を置くものとする。

2 前項の指定都市以外の市で人口(官報で公示された最近の国勢調査又はこれに準ずる人口調査の結果による人口をいう。以下同じ)15万以上のもの及び特別区は、条例で人事委員会又は公平委員会を置くものとする。

3 人口15万未満の市、町、村及び地方公共団体の組合は、条例で公平委員会を置くものとする。

4 公平委員会を置く地方公共団体は、議会の議決を経て定める規約により、公平委員会を置く他の地方公共団体と共同して公平委員会を置き、又は他の地方公共団体の人事委員会に委託して第8条第2項に規定する公平委員会の事務を処理させることができる。

(人事委員会又は公平委員会の委員)

第9条 人事委員会又は公平委員会は、3人の委員をもつて組織する。

2~9 (省略)

10 委員の任期は、4年とする。但し、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

【監査委員】

地方自治法

(設置及び定数)

第195条 普通地方公共団体に監査委員を置く。

2 監査委員の定数は、都道府県及び政令で定める市にあつては4人とし、その他の市にあつては条例の定めるところにより3人又は2人とし、町村にあつては2人とする。

(監査委員の任期)

第197条 監査委員の任期は、識見を有する者のうちから選任される者にあつては4年とし、議員のうちから選任される者にあつては議員の任期による。ただし、後任者が選任されるまでの間は、その職務を行うことを妨げない。

【農業委員会】

農業委員会等に関する法律

(設置)

第3条 市町村に農業委員会を置く。ただし、その区域内に耕作の目的に供される土地(以下「農地」という)のない市町村には、農業委員会を置かない。

【固定資産評価審査委員会】

地方税法

(固定資産評価審査委員会の設置、選任等)

第423条 固定資産課税台帳に登録された価格に関する不服を審査決定するために、市町村に、固定資産評価審査委員会を設置する。

2 固定資産評価審査委員会の委員の定数は3人以上とし、当該市町村の条例で定める。

3 固定資産評価審査委員会の委員は当該市町村の住民市町村税の納税義務がある者又は固定資産の評価について学識経験を有する者のうちから当該市町村の議会の同意を得て、市町村長が選任する。

4～5 (省略)

6 固定資産評価審査委員会の委員の任期は、3年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

法令により設置又は設置することが出来る審議会・委員会

【国民健康保険運営審議会】

国民健康保険法

(国民健康保険運営協議会)

第11条 国民健康保険事業の運営に関する重要事項を審議するため、市町村に国民健康保険運営協議会を置く。

【民生員推薦会】

民生委員法

第5条 民生委員は、都道府県知事の推薦によつて、厚生労働大臣がこれを委嘱する。

2 前項の都道府県知事の推薦は、市町村に設置された民生委員推薦会が推薦した者について、都道府県に設置された社会福祉法（昭和26年法律第45号）第7条第1項に規定する地方社会福祉審議会（以下「地方社会福祉審議会」という）の意見を聴いてこれを行う。

第8条 民生委員推薦会は、委員若干人でこれを組織する。

【防災会議】

災害対策基本法

（市町村防災会議）

第16条 市町村に、当該市町村の地域に係る地域防災計画の作成及びその実施の推進のため、市町村防災会議を置く。

【水防協議会】

水防法

（水防協議会）

第26条 指定管理団体の水防計画その他水防に関し重要な事項を調査審議させるため、指定管理団体に水防協議会を置くことができる。ただし、水防事務組合及び水害予防組合については、これらに水防協議会を置くものとする。

【土地区画整理審議会】

土地区画整理法

（土地区画整理審議会の設置）

第56条 都道府県又は市町村が第3条第3項の規定により施行する土地区画整理事業ごとに、都道府県又は市町村に、土地区画整理審議会（以下本節において「審議会」という）を置く。

【青少年問題協議会】

地方青少年問題協議会設置法

（設置）

第1条 都道府県及び市特別区を含む以下同じ町村に附属機関としてそれぞれ都道府県青少年問題協議会及び市町村青少年問題協議会特別区にあつては、特別区青少年問題協議会。以下同じ（以下「地方青少年問題協議会」と総称する）を置くことができる。

【都市計画審議会】

都市計画法

（市町村都市計画審議会）

第77条の2 この法律によりその権限に属させられた事項を調査審議させ、及び市町村長の諮問に応じ都市計画に関する事項を調査審議させるため、市町村に、市町村都市計画審議会を置くことができる。

【公民館運営審議会】

社会教育法

（公民館運営審議会）

第29条 公民館に公民館運営審議会を置くことができる。

【文化財保護審議会】

文化財保護法

（地方文化財保護審議会）

第105条 都道府県及び市町村の教育委員会に、条例の定めるところにより、地方文化財保護審議会を置くことができる。

【図書館協議会】

図書館法

（図書館協議会）

第14条 公立図書館に図書館協議会を置くことができる。

社会教育法

（社会教育委員の構成）

第15条 都道府県及び市町村に社会教育委員を置くことができる。

2 社会教育委員は、学校教育及び社会教育の関係者、家庭教育の向上に資する活動を行う者並びに学識経験のある者の中から、教育委員会が委嘱する。

【体育指導委員】

スポーツ振興法

（体育指導委員）

第19条 市町村の教育委員会は、社会的信望があり、スポーツに関する深い関心と理解を持ち、及び次項に規定する職務を行うのに必要な熱意と能力を持つ者の中から、体育指導委員を委嘱するものとする。

その他の審議会、委員会等

地方自治法

(委員会・委員の設置)

第138条の4 普通地方公共団体にその執行機関として普通地方公共団体の長の外、法律の定めるところにより、委員会又は委員を置く。

2 普通地方公共団体の委員会は、法律の定めるところにより、法令又は普通地方公共団体の条例若しくは規則に違反しない限りにおいて、その権限に属する事務に関し、規則その他の規程を定めることができる。

3 普通地方公共団体は法律又は条例の定めるところにより執行機関の附属機関として自治紛争処理委員審査会審議会調査会その他の調停審査、諮問又は調査のための機関を置くことができる。ただし、政令で定める執行機関については、この限りでない。

先進事例

編入合併

新市町村名	合併関係市町村名	合併の期日	調整の内容
廿日市市	廿日市市、佐伯町、吉和村	平成15年3月1日	(1) 佐伯町及び吉和村の、常勤の特別職及び教育長の身分の取扱いについては、3市町村の長が別に協議して定めるものとする。 (2) 佐伯町及び吉和村の、非常勤の特別職の身分の取扱いについては、それぞれの職の設置の必要性を検討し、調整を行うものとする。
新居浜市	新居浜市、別子山村	平成15年4月1日	別子山村の常勤の特別職の職員（村長、助役及び教育長）の取扱いについては、両市村の長が別に協議して定めるものとする。
野田市	野田市、関宿町	平成15年6月6日	常勤の特別職の給料等、非常勤特別職の報酬等は、野田市の制度を適用する。
新発田市	新発田市、豊浦町	平成15年7月7日	豊浦町の特別職の職員（三役及び教育長）の身分の取扱いについては、両市町の長が別に協議して定める。
前橋市	前橋市、大胡町、宮城村、粕川村	平成16年12月5日	大胡町、宮城村及び粕川村に置かれている附属機関等は、原則として前橋市に統合するものとする。 なお、独自に置かれている附属機関等については、実態を考慮し整備するものとする。 附属機関等の委員構成については、必要により大胡町、宮城村及び粕川村の地域性に配慮した適切な措置を講ずるものとする。

協議第64号

各種事務事業（情報関係事業）の取扱いについて

各種事務事業（情報関係事業）の取扱いについては、次のとおりとする。

平成16年12月22日提出

三木市・吉川町合併協議会
会長 加古 房 夫

コミュニティー放送（エフエムみっきい）については、現行のとおりとし、放送エリアを吉川町全域に拡大するよう努める。

三木市・吉川町合併協議会の調整内容

		専門部会名 企画部会、総務部会	
協議項目	各種事務事業の取扱い	関係項目	情報関係事業の取扱い
調整内容	コミュニティ放送（エフエムみっきい）については、現行のとおりとし、放送エリアを吉川町全域に拡大するよう努める。		
現 況		調整の具体的内容	
三 木 市		吉 川 町	
1 コミュニティー放送（エフエムみっきい） 暮らしに密着した身近な話題やタイムリーな情報を提供しながら、災害等の非常時には三木市が今どんな状態なのかを素早く伝えている。 (1) 事業者 (株)エフエム三木 (2) 資本金 6,500万円(うち三木市 2,000万円) (3) 開局 平成8年12月1日 (4) 周波数 76.1MHz (5) 放送局(スタジオ) 三木市役所みっきいホール内 (6) 放送エリア 三木市全域と神戸市(西区・北区)、加古川市、小野市、稲美町、東条町、吉川町の一部	1 コミュニティー放送 なし	現行のとおりとする。 放送エリアを吉川町全域に拡大するよう努める。	

『コミュニティFM』とは

コミュニティFMとは、平成4年1月に制度化された超短波（FM）放送局です。

市町村の一部の区域をエリアとし、原則として空中線電力を20W以下で必要な放送エリアをカバーできる必要最小限のものとし、周波数は76.1MHzから90MHzまでの地上波エフエムラジオ放送と同じ周波数帯（超短波帯）を使用します。通常のFM周波数帯の電波を利用するので、カーラジオや市販されているFMラジオ受信機で簡単に聞くことができます。

現存の放送局の様に特定の人たちがつくった番組では無く、地域の特色を生かした番組、地域住民が制作に参加した番組や急を要する情報を提供する事により、地域情報の発信拠点となっています。

平成14年3月現在で、全国で152局が開局しています。

協議第 6 5 号

各種事務事業（社会福祉協議会）の取扱いについて

各種事務事業（社会福祉協議会）の取扱いについては、次のとおりとする。

平成 1 6 年 1 2 月 2 2 日提出

三木市・吉川町合併協議会
会 長 加 古 房 夫

社会福祉協議会の統合については、両市町社会福祉協議会の合併協議に
委ねる。

三木市・吉川町合併協議会の調整内容

		専門部会名 健康福祉部会	
協議項目	各種事務事業の取扱い	関係項目	社会福祉協議会の取扱い
調整内容	社会福祉協議会の統合については、両市町社会福祉協議会の合併協議に委ねる。		
現 況		調整の具体的内容	
三 木 市		吉 川 町	
<p>1 社会福祉協議会</p> <p>(1) 名称 社会福祉法人 三木市社会福祉協議会</p> <p>(2) 所在地 三木市末広1丁目9番27号 三木市立高齢者生きがいセンター内</p> <p>(3) 役員 理事 15人 監事 2人</p> <p>(4) 評議員 40人</p> <p>(5) 設立 昭和29年10月1日 (社会福祉法人認可：昭和43年3月27日)</p> <p>(6) 委託事業</p> <p>ア 市委託事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市民ふくし相談事業 <p>イ 県社協委託事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・生活福祉資金貸付事業 ・福祉サービス利用援助事業(基幹的社会福祉協議会を含む) ・まちの子育てひろば事業 	<p>1 社会福祉協議会</p> <p>(1) 名称 社会福祉法人 吉川町社会福祉協議会</p> <p>(2) 所在地 吉川町大沢412 吉川町健康福祉センター内</p> <p>(3) 役員 理事 12人 監事 2人</p> <p>(4) 評議員 30人</p> <p>(5) 設立 平成2年10月4日 (社会福祉法人認可：平成2年9月26日)</p> <p>(6) 委託事業</p> <p>ア 町委託事業</p> <p>なし</p> <p>イ 県社協委託事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・生活福祉資金貸付事業 ・福祉サービス利用援助事業 ・まちの子育てひろば事業 	<p>両市町社会福祉協議会の合併協議に委ねる。</p>	

関係法令

市町村の合併の特例に関する法律

(国、都道府県等の協力等)

第16条 1～7 (省略)

8 合併関係市町村の区域内の公共的団体等は、市町村の合併に際しては、合併市町村の一体性の速やかな確立に資するため、その統合整備を図るように努めなければならない。

地方自治法

(公共的団体等の監督)

第157条 普通地方公共団体の長は、当該普通地方公共団体の区域内の公共的団体等の活動の総合調整を図るため、これを指揮監督することができる。

社会福祉法

(市町村社会福祉協議会及び地区社会福祉協議会)

第109条 市町村社会福祉協議会は、1又は同一都道府県内の2以上の市町村の区域内において次に掲げる事業を行うことにより地域福祉の推進を図ることを目的とする団体であつて、その区域内における社会福祉を目的とする事業を経営する者及び社会福祉に関する活動を行う者が参加し、かつ、指定都市にあつてはその区域内における地区社会福祉協議会の過半数及び社会福祉事業又は更生保護事業を経営する者の過半数が、指定都市以外の市及び町村にあつてはその区域内における社会福祉事業又は更生保護事業を経営する者の過半数が参加するものとする。

(1) 社会福祉を目的とする事業の企画及び実施

(2) 社会福祉に関する活動への住民の参加のための援助

(3) 社会福祉を目的とする事業に関する調査、普及、宣伝、連絡、調整及び助成

(4) 前3号に掲げる事業のほか、社会福祉を目的とする事業の健全な発達を図るために必要な事業

2 地区社会福祉協議会は、1又は2以上の区(地方自治法第252条の20に規定する区をいう)の区域内において前項各号に掲げる事業を行うことにより地域福祉の推進を図ることを目的とする団体であつて、その区域内における社会福祉を目的とする事業を経営する者及び社会福祉に関する活動を行う者が参加し、かつ、その区域内において社会福祉事業又は更生保護事業を経営する者の過半数が参加するものとする。

3 市町村社会福祉協議会のうち、指定都市の区域を単位とするものは、第1項各号に掲げる事業のほか、その区域内における地区社会福祉協議会の相互の連絡及び事業の調整の事業を行うものとする。

4 市町村社会福祉協議会及び地区社会福祉協議会は、広域的に事業を実施することにより効果的な運営が見込まれる場合には、その区域を超えて第1項各号に掲げる事業を実施することができる。

5 関係行政庁の職員は、市町村社会福祉協議会及び地区社会福祉協議会の役員となることができる。ただし、役員の数5分の1を超えてはならない。

6 市町村社会福祉協議会及び地区社会福祉協議会は、社会福祉を目的とする事業を経営する者又は社会福祉に関する活動を行う者から参加の申出があつたときは、正当な理由がなければ、これを拒んではならない。

先進事例

新設合併

新市町村名	合併関係市町村名	合併の期日	調整の内容
加東市	社町、滝野町、東条町	平成18年3月20日 (合併予定)	<ol style="list-style-type: none"> 1 3町の社会福祉協議会については、新市発足に合わせて統合できるよう調整する。 2 新市から社会福祉協議会への事業委託及び補助については、協議会の事情を尊重し、合併時に調整する。
西脇市	西脇市、黒田庄町	平成17年10月1日 (合併予定)	<ol style="list-style-type: none"> (1) 社会福祉協議会については、新市発足時に統合できるよう調整する。 (2) 社会福祉協議会への事業委託及び補助については、社会福祉協議会の事情を尊重し、新市発足までに調整する。
多可町	中町、加美町、八千代町	平成17年3月31日 まで (合併予定)	<ol style="list-style-type: none"> 1 社会福祉協議会については、各社会福祉協議会の事情を尊重しながら、合併時に統合できるよう調整する。 2 社会福祉協議会に対する助成については、新町移行までに調整する。 3 社会福祉協議会委託（施設管理運営）については、新町に引き継ぐ。

協議第 6 6 号

各種事務事業（行政区（自治会・行政連絡機構）関係）の取扱い
について

各種事務事業（行政区（自治会・行政連絡機構）関係）の取扱いについては、
次のとおりとする。

平成 1 6 年 1 2 月 2 2 日提出

三木市・吉川町合併協議会
会 長 加 古 房 夫

行政区（自治会・行政連絡機構）制度については、合併時に三木市の制
度に統一する。

三木市・吉川町合併協議会の調整内容

		専門部会名	企画部会
協議項目	各種事務事業の取扱い	関係項目	行政区（自治会・行政連絡機構）関係の取扱い
調整内容	行政区（自治会・行政連絡機構）制度については、合併時に三木市の制度に統一する。		
現		況	
三木市		吉川町	
調整の具体的な内容			
1 区長 住民に行政の現況を周知させるとともに住民の要望を行政に反映させ、地域の発展に資するため、市長が住民自治組織代表者を区長に委嘱し、市政の伸展を図る。 (1) 職務 ・市の補助組織として、市の依頼した調査、研究、広報活動を行う。 ・住民の要望、行政課題等について市への伝達活動を行う。 (2) 身分等 市の非常勤嘱託 (3) 連絡調整組織 ア 区長協議会 三木地区区長協議会 49 自治会 別所地区区長協議会 17 自治会 志染地区区長協議会 14 自治会 細川地区区長協議会 22 自治会 口吉川地区区長協議会 15 自治会 緑が丘地区区長協議会 12 自治会 自由が丘地区区長協議会 13 自治会 青山地区区長協議会 6 自治会 合計 148 自治会 イ 区長協議会連合会 ・会長 1人 副会長 1人（任期 1年間） ・会議 理事会（毎月第一木曜日開催） (4) 加入戸数 22,722 戸 組数 1,450 組	1 区長 住民に行政の現況を周知させるとともに住民の要望を行政に反映させ、地域の発展に資する。 (1) 職務 ・広報誌の配布、各種調査、町からの又は住民相互の連絡・回覧、イベントへの参加、募金への協力依頼等 (2) 身分等 自治会会長は、『区長』と呼称し、身分保障はなし (3) 連絡調整組織 ア 区長協議会 ・会長 1人 副会長 2人（任期 1年間） ・会議 定例会（5月・12月・2月開催） 東吉川地域 13 地区 中吉川地域 21 地区（内 みなぎ台 5 自治会） 上吉川地域 12 地区 合計 46 地区 (4) 加入戸数 2,669 戸	合併時に三木市の制度に統一する。 吉川町区長協議会は、吉川地区 1 地区として三木市区長協議会連合会に加入する。	

三木市・吉川町合併協議会の調整内容

		専門部会名 企画部会	
協議項目	各種事務事業の取扱い	関係項目	行政区（自治会・行政連絡機構）関係の取扱い
現		況	
三木市		吉川町	
		調整の具体的内容	
(5) 交付金等	<ul style="list-style-type: none"> ・ 区長連合会 会長 380,000 円/人、地区会長 260,000 円/人 ・ 各地区区長協議会 地区割 360,000 円/地区 区長割 41,000 円/人 世帯割 300 円/戸 	(5) 交付金等	<ul style="list-style-type: none"> ・ 区長協議会助成金 1,600,000 円/年額 ・ 各地区委託料（文書配布等区長委託料） 地区割 111,000 円/地区 世帯割 1,550 円/戸
(6) その他	<ul style="list-style-type: none"> ・ 区長業務活動中の事故に備え、傷害保険に加入。支払いは区長協議会連合会 		

先進事例

編入合併

新市町村名	合併関係市町村名	合併の期日	調整の内容
野田市	野田市、関宿町	平成15年6月6日	自治会（行政区）は、野田市の自治会制度に移行するが、関宿町の現在の54の行政区をベースとして自治会に移行し、合併後、届出により自治会組織の分割等を受け付ける。

協議第67号

その他必要な事項の取扱い(その2)について

その他必要な事項の取扱い(その2)については、次のとおりとする。

平成16年12月22日提出

三木市・吉川町合併協議会
会長 加古 房 夫

- 1 CI計画については、合併時に再編する。
- 2 新婚世帯家賃補助事業については、合併時に三木市の制度に統一する。
- 3 国民体育大会の実行委員会については、現行のとおりとし、実施本部については、合併時に再編する。

三木市・吉川町合併協議会の調整内容

		専門部会名	企画部会・総務部会
協議項目	その他必要な事項の取扱い(その2)	関係項目	
調整内容	1 CI計画については、合併時に再編する。		
現		況	
三木市		吉川町	
1 CI計画 地域の特性を活かしながら、住民主体のまちづくりを進める。(具体的な計画はない) (1) 地域住民による公民館活動 ・市立の各公民館において、住民が主体となり、地域の特性を活かしたイベント・活動が行われている。 (2) 主な事業 ・夏まつり、文化祭、音楽祭、藤原惺窩まつり等各地域の特性を活かした住民主体のイベント ・地域スポーツクラブを中心としたスポーツ活動 (3) 活動推進支援体制 ・教育委員会の機関である公民館長を、市長部局の主幹(地域まちづくり担当)に併任し、企画政策課と連携しながら、地域住民のニーズ把握、住民主体のまちづくり推進に取り組んでいる。 ・平成16年度から、地域コミュニティ活性化事業として、各地区での新たな住民主体の取組みに対し、支援を行うことにしている。	1 CI計画 地域資源を発掘し、人的資源と結びつけ活性化させて地域の振興を図る。 (1) 全町的・全庁的な自主活動 ・「山田錦のさと-よかわ」をCI理念として、住民・事業者・職員とが一体となって、各種の地域資源を活かしたイベント・活動が行われている。 (2) 主な事業 ・山田錦まつり(毎年3月上旬に開催し、約1万人の来場者。村米部会・農会長会・酒造会社11社の参加) ・マスコット(よかピー)の選定(ピンバッジ、カンバッジ、着ぐるみの作製) ・ウオ キングコースの設置(よかたん周辺を巡る4km・10kmのコース) ・さくらウオーク・サマーうおーく・もみじウオーク(ウオ キングコースを利用して実施。各大会に約100人が参加) ・遊農楽山活動(通年活動として米づくり、黒豆づくり、蕎麦、収穫祭を実施。約50人が参加) ・ミツカン吉川ピオトープ(ミツカン吉川ピオトープ研究会(約30人)を設置し、よかわ里山公園活動・湿地ピオトープづくりを推進) (3) 活動推進支援体制 ・吉川町CI計画を策定し、CI計画プロジェクトチームが企画調整課と連携しながら、各種CI事業に取り組んでいる。平成13年度から、各種CI事業に支援をしている。	合併時に再編する。 住民主体のまちづくりを進めていくため、各地域の特性を活かしたイベントや住民活動に対して、一定の支援を行う。	

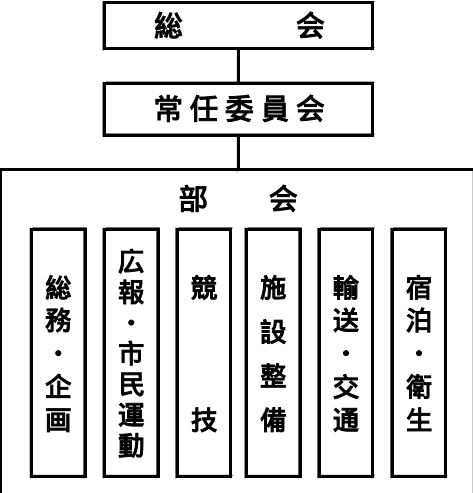
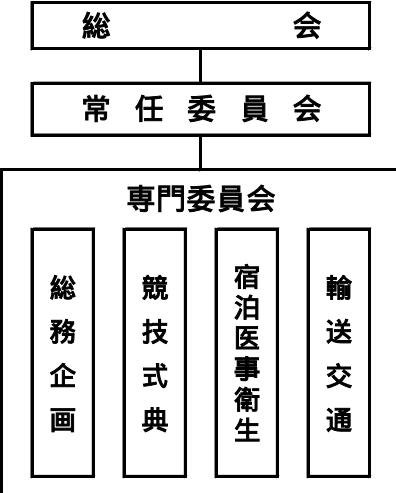
三木市・吉川町合併協議会の調整内容

		専門部会名	企画部会・総務部会
協議項目	その他必要な事項の取扱い(その2)	関係項目	
調整内容	2 新婚世帯家賃補助事業については、合併時に三木市の制度に統一する。		
現 況		調整の具体的内容	
三 木 市		吉 川 町	
2 新婚世帯家賃補助事業 市内の民間賃貸住宅に入居する新婚世帯に対して家賃の一部を補助することにより、若年世帯の定着及び都市の活性化を図ることを目的とする。	2 新婚世帯家賃補助事業 なし	合併時に三木市の制度を適用する。 対象者を吉川町まで拡大する。	
(1) 対象者	<ul style="list-style-type: none"> ・婚姻届日から1年以内で、夫婦の満年齢が70歳未満の新婚世帯 ・平成16年4月1日以降に、市内の民間賃貸住宅と賃貸借契約を締結し、現に居住し、住民基本台帳に記載されている者(又は外国人登録法に基づく登録者) ・新婚世帯の前年の合計年間総収入金額が600万円以下 ・他の公的制度による家賃補助を受けていないこと。 ・市税、家賃等を滞納していないこと。 		
(2) 補助金額	<ul style="list-style-type: none"> ・夫婦又はどちらか一方が市外から転入の場合は、10,000円 ・夫婦とも市内の場合は、5,000円 ・家賃が補助額以下の場合は、実質家賃補助額 		
(3) 補助期間	最長36ヶ月間		

三木市・吉川町合併協議会の調整内容

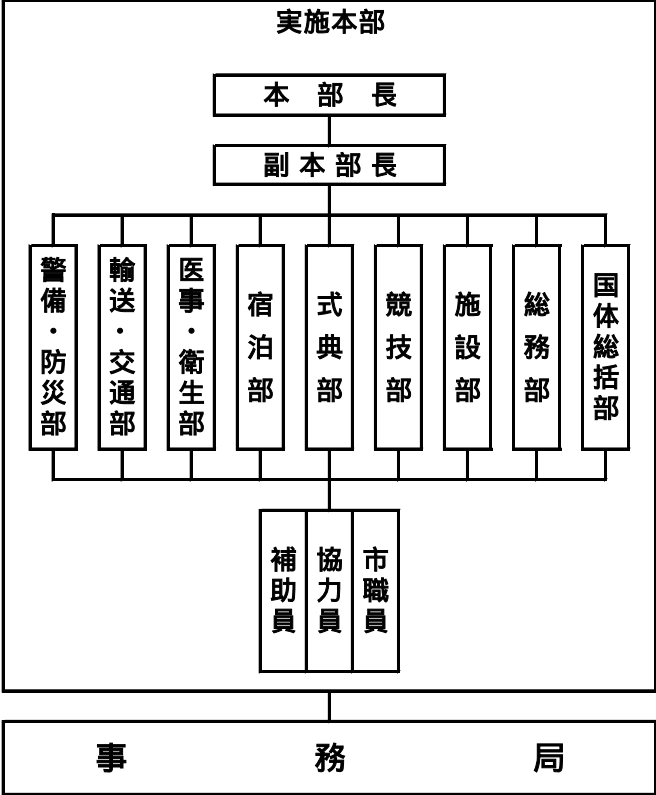
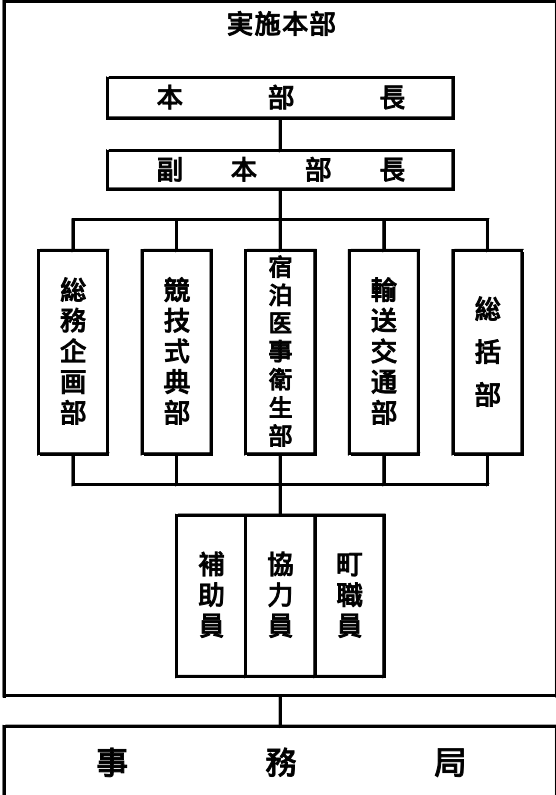
		専門部会名	企画部会・総務部会
協議項目	その他必要な事項の取扱い(その2)	関係項目	
調整内容	3 国民体育大会の実行委員会については、現行のとおりとし、実施本部については、合併時に再編する。		
現 況		調整の具体的内容	
三 木 市		吉 川 町	
3 国民体育大会 (1) のじぎく兵庫国体(第61回国民体育大会) ア 競技種目 サッカー(少年男子)、馬術(全種別)、スポーツ芸術 イ 会 場 サッカー 三木総合防災公園 馬 術 三木ホースランドパーク ウ 会 期 サッカー 平成18年10月1日~ 5日 馬 術 平成18年10月6日~10日 エ 出場チーム サッカー 16チーム(少年男子32チーム) 馬 術 47都道府県 オ 宿泊方法 民間施設 カ のじぎく兵庫国体三木市業務基本方針 総務(総務、行幸啓、財務、観光・接伴、式典) 広報・市民運動(市民運動、広報) 施設整備・競技(施設、会場管理、競技) 輸送・交通・警備(輸送、交通、警備、消防防災) 宿泊・衛生(宿泊、衛生) キ リハーサル大会 全国社会人サッカー選手権大会 期 日 平成17年10月15日~19日 第61回国民体育大会馬術競技リハーサル大会 期 日 平成18年5月下旬予定(3日間)	3 国民体育大会 (1) のじぎく兵庫国体(第61回国民体育大会) ア 競技種目 ソフトテニス(少年男子・女子) イ 会 場 総合中央活動センター ウ 会 期 平成18年10月1日~2日 エ 出場チーム 少年男子16チーム 少年女子47チーム 計 63チーム オ 宿泊方法 民泊(共同民泊) カ 第61回国民体育大会吉川町開催基本計画 総務・企画関係(企画、財務、観光・接伴、広報、町民運動) 競技・式典関係(競技、式典、施設) 輸送・交通関係(輸送・交通、通信、警備・防災) 宿泊・医事・衛生関係(宿泊、医事、衛生) キ リハーサル大会 全日本実業団ソフトテニス大会 期 日 平成17年7月下旬予定(3日間)	国民体育大会の実行委員会については、現行のとおりとし、実施本部については、合併時に再編する。	

三木市・吉川町合併協議会の調整内容

協議項目		関係項目	専門部会名	企画部会・総務部会
その他必要な事項の取扱い(その2)				
現 況			調整の具体的内容	
三 木 市		吉 川 町		
(2) のじぎく兵庫大会(第6回全国障害者スポーツ大会) ア 競技種目 サッカー(知的障害者) イ 会 場 三木総合防災公園 ウ 会 期 平成18年10月14日~16日 エ 出場チーム 9チーム オ リハーサル大会 平成18年5月27日~28日 (3) 三木市実行委員会 		(2) のじぎく兵庫大会(第6回全国障害者スポーツ大会) なし (3) 吉川町実行委員会 		

三木市・吉川町合併協議会の調整内容

専門部会名 企画部会・総務部会

協議項目	その他必要な事項の取扱い(その2)	関係項目	専門部会名 企画部会・総務部会
現 況		調整の具体的内容	
三 木 市		吉 川 町	
<p>(4) 三木市実施本部</p> 	<p>(4) 吉川町実施本部</p> 		

『C I計画』とは

地域のアイデンティティ（個性）を再確認し、それを内外に発信し、地域の振興・活性化を進めることを目的にした戦略的な計画のことです。
自治体のC I計画には目的の違いに応じて、次の3類型があります。

コーポレート・アイデンティティ（市役所・役場のC I）

—事業所としてのイメージアップを図る。

コミュニティ・アイデンティティ（住民のC I）

住民のまちに対する愛着や誇り、住民どうしの連帯感、住民と行政との共通認識などを高める。

シティ・アイデンティティ（市町村のC I）

市町村を対外的にアピールする。

先進事例

新設合併

新市町村名	合併関係市町村名	合併の期日	設置状況
西脇市	西脇市、黒田庄町	平成17年10月1日 (合併予定)	のじぎく兵庫国体推進事業については、新市発足時に西脇市の例により統合する。
多可町	中町、加美町、八千代町	平成17年3月31日まで (合併予定)	1 定住奨励金、出産祝金については、新町の次世代育成支援対策推進行動計画のなかで総合的に検討する。 2 国体推進事業については、新町に引き継ぐ。ただし、実行委員会については、合併後に再編する。

協議第68号

合併協定調印式について

合併協定調印式については、別添のとおりとする。

平成16年12月22日提出

三木市・吉川町合併協議会
会長 加古 房 夫

三木市・吉川町合併協議会合併協定調印式実施要綱

- 1 内 容 三木市と吉川町との合併協議の協定項目の協議が終了したことに伴い、合併協議会で協議・承認された項目の内容を記載した合併協定書を、三木市・吉川町の両市町長が地方公共団体の長として確認し、署名、押印を行うものとする。今後、各市町長は合併協定書をもとにした合併関係議案をそれぞれの議会に提出し、議会で原案が可決された後、兵庫県知事に対して合併の申請を行う。
- 2 開催日時 平成17年2月2日(水) 午前10時～11時
- 3 会 場 三木市立教育センター 4階大研修室
- 4 出席者 三木市長、吉川町長、合併協議会委員(2号委員、3号委員、4号委員)、合併協議会監査委員、合併協議会幹事、三木市議会議員、吉川町議会議員、事務局職員、その他関係者。
- 5 参加者 約80人
- 6 来賓等 兵庫県知事、県議会議員
- 7 主 催 三木市・吉川町合併協議会
- 8 日 程

時 間	内 容
10:00	1 開 会
10:03	2 合併の経過報告
10:15	3 合併協定書調印
10:20	(1) 合併協定書説明
10:25	(2) 両市町長署名
10:30	(3) 立会人署名
10:40	4 主催者あいさつ
10:50	5 祝 辞
10:57	6 祝電披露
11:00	7 閉 会

提案第69号

合併協定書について

合併協定書について、別紙のとおり提案する。

平成16年12月22日提出

三木市・吉川町合併協議会
会長 加古 房 夫

(案)

合 併 協 定 書

平成 年 月 日

三 木 市
吉 川 町

合併協定書

1 合併の方式

美囊郡吉川町を廃し、その区域をもって三木市に編入する編入合併とする。

2 合併の期日

合併の期日は、平成17年10月24日とする。

3 新市の名称

新市の名称は、「三木市」とする。

4 新市の事務所の位置

- (1) 新市の事務所の位置は、現三木市役所（三木市上の丸町10番地30号）とする。
- (2) 現吉川町役場については、支所とする。

5 財産及び債務の取扱い

美囊郡吉川町の所有する財産、施設及び債務は、すべて三木市に引き継ぐものとする。

6 議会議員の定数及び任期の取扱い

議会議員については、市町村の合併の特例に関する法律第6条第2項及び第3項の規定により、三木市の議会議員の残任期間、吉川町の区域に選挙区を設けるものとし、当該選挙区において選挙すべき議会議員の定数は3人とする。

7 農業委員会の委員の定数及び任期の取扱い

8 地方税の取扱い

- (1) 個人住民税の税率については、現行のとおりとし、納期については、平成18年度から三木市の制度に統一する。
- (2) 法人市民税の均等割については、現行のとおりとする。法人市民税の法人税割については、平成18年2月中に課税標準の算定期間の末日となる申告納付分から三木市の制度に統一する。
- (3) 固定資産税の税率については、現行のとおりとし、納期については、平成18年度から三木市の制度に統一する。
- (4) 軽自動車税の税率については、現行のとおりとし、納期及び減免制度については、平成18年度から三木市の制度に統一する。
- (5) 入湯税の税率については、現行のとおりとし、課税免除規定に

については、吉川町の制度に統一する。

- (6) 都市計画税については、合併後、吉川町全域における都市計画法に基づく市街化区域及び市街化調整区域の区分設定の可否を含めた、新市における総合的かつ長期的なまちづくりの視点に立って調整する。

9 一般職の職員の身分の取扱い

- (1) 吉川町の一般職の職員は、すべて三木市の一般職の職員として引き継ぐ。ただし、職員数については、新市において定員適正化計画を策定し、定員管理の適正化に努める。
- (2) 吉川町の一般職の職員の給与、任用、配置その他の身分の取扱いについては、三木市の職員との均衡を考慮し、公正に取り扱う。

10 地域審議会の取扱い

11 新市建設計画

新市建設計画は、「新市まちづくり計画」に定めるところによるものとする。

12 特別職の職員の身分の取扱い

13 条例、規則等の取扱い

条例、規則等は、三木市の条例、規則等を適用する。ただし、各種事務事業の調整内容を踏まえて、条例、規則等の新規制定、一部改正等を行うものとする。

14 事務機構及び組織の取扱い

- (1) 事務機構及び組織については、市民サービスを維持向上させつつ、合併による行財政効果を生み出すことができるよう調整する。
- (2) 吉川支所の機能、組織機構については、住民アンケート結果、各事務事業調整結果を踏まえ、身近な窓口サービスの維持を基本として調整する。

15 一部事務組合等の取扱い

三木吉川農業共済事務組合については、合併の前日をもって解散し、合併の日にすべての事務、財産及び債務を三木市に引き継ぐ。

16 使用料、手数料等の取扱い

- (1) 各種施設の使用料については、次のとおりとする。
 - ア 同一又は類似する施設の使用料については、合併後速やかに

三木市の料金水準に統一する。

イ 両市町特有の施設については、現行のとおりとする。

(2) 各種手数料については、合併時に三木市の制度に統一する。

17 公共的団体等の取扱い

公共的団体については、新市の一体性を確保するため、それぞれの実情を尊重しながら、次のとおり調整に努める。

(1) 目的が同一または類似し、両市町に並存している団体については、できる限り合併時に統合できるよう調整に努める。

(2) 統合に時間を要する団体については、将来の統合に向けて検討が進められるよう調整に努める。

(3) 独自の目的をもった団体は、原則として現行のとおりとする。

18 各種団体への補助金、交付金等の取扱い

現行の各種団体への補助金、交付金等の取扱いについては、従来からの経緯、実情に配慮し、公共的必要性、有効性、公平性の観点から、合併後速やかに、次のとおり調整する。

(1) 同一あるいは同種の補助金については、統一の方向で調整する。

(2) 独自の補助金等については、補助金等の目的を明確化し、従来の実績等を考慮し、均衡を保つよう調整する。

(3) 整理統合できる補助金については、廃止できるよう調整する。

19 町、字の区域及び名称の取扱い

(1) 三木市及び吉川町の大字又は字の区域については、現行のとおりとする。

(2) 三木市の大字名及び字名は現行のとおりとする。

(3) 吉川町の大文字名は、現行の大文字名の前に現町名（吉川町）を付した大文字名とし、字名については、現行のとおりとする。

20 市町の慣行の取扱い

(1) 市章については、合併時に三木市の市章に統一する。

(2) 市の花、推奨花については、合併時に三木市の市花、推奨花に統一する。吉川町の町花は、新市の推奨花とする。

(3) 市の木については、現行のとおりとする。

(4) 市旗については、合併時に三木市の市旗に統一する。

(5) 市の歌については、合併時に三木市の市歌に統一する。

(6) 市民憲章については、合併時に三木市の市民憲章に統一する。

21 国民健康保険事業の取扱い

(1) 国民健康保険税の税率については、それぞれ現行のとおりとし、平成18年度から三木市の制度に統一する。

(2) 保険給付事業については、合併時に三木市の制度に統一する。

- (3) 国民健康保険運営協議会については、合併時に三木市の制度に統一する。

22 介護保険事業の取扱い

- (1) 第1号被保険者の保険料については、それぞれ現行のとおりとし、平成18年度に統一する。
- (2) 介護認定審査会は、合併時に三木市の制度に統一する。
- (3) 介護保険料の減免については、合併時に三木市の制度に統一する。
- (4) 社会福祉法人等による利用者負担の減免措置については、合併時に三木市の制度に統一する。
- (5) 介護保険運営協議会については、合併時に三木市の制度に統一する。
- (6) 介護保険事業計画については、合併時に三木市の制度に統一する。

23 消防団の取扱い

- (1) 吉川町消防団は、合併時に三木市消防団に統合する。
- (2) 吉川町消防団の団員である者については、合併時に三木市消防団に引き継ぐものとし、組織については、合併時に三木市の制度に統一する。また、定数については、合併後5年以内に適正化を図る。
- (3) 消防団員報酬及び手当については、合併時に三木市の制度に統一する。
- (4) 消防施設整備に対する補助金については、合併時に三木市の制度に統一する。

24 各種事務事業の取扱い

24-1 情報公開の取扱い

情報公開制度及び個人情報保護制度については、合併時に三木市の制度に統一する。

24-2 防災関係の取扱い

- (1) 地域防災計画については、合併後平成18年度に策定する。
- (2) 総合防災訓練については、合併時に三木市の制度に統一する。
- (3) 三木市消防署吉川分署については、現行のとおりとする。
- (4) 消防事務に関する規約等については、合併時に廃止する。
- (5) 消防水利については、合併時に三木市の制度に統一する。

24-3 国際交流事業の取扱い

姉妹都市・友好都市については、合併後も交流を継続する。

24-4 納税関係の取扱い

吉川町の個人住民税及び固定資産税の納期前納付（報奨金）については、平成18年度から廃止する。

24-5 情報システム事業の取扱い

情報システム等は、原則として、合併時に三木市の現行システム等に統合する。ただし、合併時に統合することが困難なシステム等については、合併後、早期に統合する。

24-6 情報関係事業の取扱い

24-7 広聴広報関係事業の取扱い

- (1) 広聴については、合併時に三木市の制度に統一する。
- (2) 広報紙については、合併時に三木市の制度に統一する。

24-8 交通関係事業の取扱い

- (1) 吉川町のコミュニティバスについては、現行のとおりとする。
- (2) 吉川町の交通災害共済については、平成17年度で廃止し、兵庫県町交通災害共済組合から脱退する。
- (3) 防犯灯の設置及び維持管理については、未設置箇所の整備促進など制度の充実を図り、合併時に統一する。ただし、吉川町内分の防犯灯の維持管理については、管理主体を整理のうえ、平成18年度より適用する。

24-9 障害者福祉事業の取扱い

- (1) 福祉タクシー、福祉バス券交付事業については、合併時に三木市の制度に統一する。
- (2) 重度身体障害者移動支援事業については、合併時に三木市の制度に統一する。
- (3) 住宅改造助成事業については、合併時に三木市の制度に統一する。
- (4) はり等施術助成事業については、合併時に三木市の制度に統一する。
- (5) 重度心身障害者（児）介護手当支給事業については、合併時に三木市の制度に統一する。ただし、吉川町の現在の対象者については、平成18年度末までに統一する。
- (6) 手話通訳者設置・派遣事業については、合併時に三木市の制度に統一する。

24-10 高齢者福祉事業の取扱い

- (1) 福祉バス券交付事業については、合併時に三木市の制度に統一する。
- (2) 高齢者外出支援サービス事業については、合併時に三木市の制度に統一する。
- (3) 家族介護手当等支給事業については、合併時に三木市の制度に統一する。
- (4) 軽度生活支援事業については、合併時に三木市の制度に統一する。
- (5) 寝具類洗濯乾燥消毒サービス事業については、社会福祉協議会と調整のうえ、合併時に制度を統一する。
- (6) 高齢者等住宅改造助成事業については、合併時に三木市の制度に統一する。
- (7) 訪問理容サービス助成事業については、社会福祉協議会と調整のうえ、合併時に制度を統一する。
- (8) 高齢者施設利用助成事業については、合併時に三木市の制度に統一する。
- (9) 高齢者生活支援型ホームヘルプサービス利用助成事業については、合併時に三木市の制度に統一する。
- (10) 配食サービス事業については、社会福祉協議会と調整のうえ、合併時に制度を統一する。
- (11) 福祉電話貸与事業については、合併時に三木市の制度に統一する。
- (12) 緊急通報システム事業については、合併時に三木市の制度に統一する。
- (13) 居宅寝たきり高齢者見舞い品事業については、合併時に三木市の制度に統一する。
- (14) 金婚夫婦祝賀事業については、合併時に三木市の制度に統一する。
- (15) 敬老祝金支給事業については、合併時に三木市の制度に統一する。
- (16) ひとり暮らし高齢者と青少年交流事業については、合併時に三木市の制度に統一する。
- (17) 敬老会事業については、平成18年度から三木市の制度に統一する。
- (18) 高齢者大学、ことぶき学級については、現行のとおりとする。
- (19) 在宅介護支援センター運営事業については、合併時に三木市の制度に統一する。

24-11 児童福祉事業の取扱い

- (1) 児童手当については、現行のとおりとする。
- (2) 児童扶養手当については、現行のとおりとする。

- (3) 児童センター、児童館については、現行のとおりとする。
- (4) 保育所保育料については、平成18年度から統一する。
- (5) 吉川町立保育所については、現行のとおり三木市に引き継ぎ、平成18年度から制度を統一する。
- (6) 次世代育成支援対策推進行動計画については、合併時に三木市の計画に統一する。
- (7) 家庭児童相談室については、合併時に三木市の制度に統一する。
- (8) 肢体不自由児等の療育については、合併後、新市で支援する。吉川町は、北播磨肢体不自由児機能回復訓練施設事務組合わかあゆ園から、合併の前日に脱退する。

24-12 その他各種福祉制度の取扱い

- (1) 在日外国人高齢者特別給付事業については、合併時に三木市の制度に統一する。
- (2) 在日外国人身障者特別給付事業については、合併時に三木市の制度に統一する。
- (3) 福祉年金事業については、合併時に三木市の制度に統一する。
- (4) 三木市の合同慰霊祭については、合併後新市の合同慰霊祭として実施する。吉川町の追悼式については、地区慰霊祭として継続する。
- (5) 市立屋内ゲートボール場については、現行のとおりとする。
- (6) 高齢者福祉センターについては、現行のとおりとする。
- (7) 福祉会館については、現行のとおりとする。
- (8) 市立デイサービスセンターについては、現行のとおりとする。
- (9) 地域交流委託事業については、合併後5年を目途に廃止する。
- (10) 災害弔慰金・見舞金支給事業については、合併時に三木市の制度に統一する。

24-13 健康づくり事業の取扱い

- (1) 三木市の健康福祉フェスティバルについては、新市全体のイベントとして存続する。吉川町の健康福祉まつりについては、地域活動として形を変えて存続する。
- (2) 三木市総合保健福祉センター、吉川町健康福祉センターについては、現行のとおりとする。
- (3) 吉川町の健康プールについては、現行のとおりとする。
- (4) 吉川町の健康医療相談所については、現行のとおりとする。
- (5) 成人・老人保健事業については、平成18年度から三木市の制度に統一する。

- (6) 母子保健事業については、平成18年度から三木市の制度に統一する。
- (7) 予防接種事業については、平成18年度から三木市の制度に統一する。
- (8) 高齢者インフルエンザ事業については、平成18年度から三木市の制度に統一する。

24-14 人権（同和）対策関係事業の取扱い

- (1) 人権尊重まちづくり基本計画については、合併時に三木市の制度に統一する。
- (2) 人権教育総合推進事業については、合併時に三木市の制度に統一する。
- (3) 人権教育指導専門員・指導員については、合併後1年以内に三木市の制度に統一する。
- (4) 人権啓発イベントについては、合併時に三木市の制度に統一する。
- (5) 人権・同和教育協議会については、合併時に三木市の制度に統一する。
- (6) 隣保館については、現行のとおりとする。

24-15 社会福祉協議会の取扱い

24-16 保健衛生関係事業の取扱い

- (1) 環境保全条例については、合併時に三木市の制度に統一する。
- (2) 合併処理浄化槽設置整備補助事業については、合併時に三木市の制度に統一する。
- (3) 水洗便所等改造資金融資あっせん制度については、平成18年度から三木市の制度に統一する。ただし、平成17年度末までの吉川町の融資あっせん制度利用者に対する利子補給は、返済終了まで継続する。
- (4) 福祉医療制度については、合併時に三木市の制度に統一する。ただし、母子福祉医療事業については、合併後2年以内に三木市の制度に統一する。

24-17 農林水産関係事業の取扱い

- (1) 水田農業構造改革対策（転作）については、合併時に三木市の制度に統一する。
- (2) 土地改良事業受益者負担割合については、合併時に三木市の制度に統一する。ただし、継続事業については、現行のとおりとする。

- (3) 国営東播用水土地改良事業については、現行のとおりとする。ただし、転用決裁金は合併時に三木市の制度に統一する。
- (4) 農業振興関係については、次のとおりとする。
 - ア 土地改良事業補助については、合併時に三木市の制度に統一する。
 - イ 農業振興助成事業については、合併時に再編する。
 - ウ 集落営農推進事業については、合併時に三木市の制度に統一する。
 - エ 農業制度資金については、合併時に三木市の制度に統一する。
 - オ 農業イベントについては、合併時に三木市の制度に統一する。
- (5) 山田錦の館については、現行のとおりとする。
- (6) 農業集落排水事業については、次のとおりとする。
 - ア 分担金については、合併時に三木市の制度に統一する。
 - イ 使用料については、合併時に三木市の制度に統一する。
 - ウ 吉川町の水洗便所等改造資金融資あっせん制度については、平成18年度から廃止する。ただし、平成17年度末までの吉川町の融資あっせん制度利用者に対する利子補給は、返済終了まで継続する。

24-18 商工観光関係事業の取扱い

- (1) 中小企業等融資制度については、合併時に三木市の制度に統一する。
- (2) 勤労者住宅資金融資制度については、合併時に三木市の制度に統一する。

24-19 都市計画関係事業の取扱い

- (1) 都市計画については、合併後5年以内に調整する。
- (2) 開発指導については、合併時に三木市の制度に統一する。

24-20 建設関係事業の取扱い

- (1) 建築行為等指導については、合併時に三木市の制度に統一する。
- (2) 道路認定及び河川指定については、合併時に三木市の制度に統一する。
- (3) 占用料については、合併時に三木市の制度に統一する。
- (4) 市営住宅については、現行のとおりとする。

24-21 水道事業の取扱い

- (1) 水道料金については、合併時に三木市の制度に統一する。
- (2) 水道給水分担金については、合併時に三木市の制度に統一する。

する。

- (3) 水道工事負担金については、合併時に三木市の制度に統一する。

24-22 下水道事業の取扱い

- (1) 下水道事業については、現認可期間である平成18年度までは現行のとおりとする。平成19年度以降の計画については、合併後策定する。
- (2) 受益者負担金については、合併後5年を目途に三木市の制度に統一する。
- (3) 使用料については、合併時に三木市の制度に統一する。
- (4) 水洗便所等改造資金融資あっせん制度については、平成18年度から三木市の制度に統一する。ただし、平成17年度末までの吉川町の融資あっせん制度利用者に対する利子補給は、返済終了まで継続する。

24-23 市町立学校等の通学区域の取扱い

小・中学校の通学区域については、現行のとおりとする。

24-24 学校教育関係の取扱い

24-25 社会教育関係の取扱い

- (1) 住民学習（人権学習）については、合併時に三木市の制度に統一する。
- (2) 成人式については、合併後は統一して実施する。
- (3) 図書館については、合併時に三木市の制度に統一する。
- (4) 吉川町中央公民館は、三木市の公民館として引き継ぐ。
- (5) 勤労青少年ホームについては、現行のとおりとする。
- (6) 市民運動場・町民体育館については、合併時に三木市の制度に統一する。
- (7) 野外活動振興事業（三木ホースランドパーク エオの森）については、合併時に三木市の制度に統一する。
- (8) 両市町主催のスポーツ大会については、現行のとおりとする。体育協会等が主催する大会については、両市町の体育協会及び種目協会等に委ねる。
- (9) 財団法人三木市スポーツ振興基金の事業については、合併時に三木市の制度に統一する。
- (10) スポーツクラブ21については、現行のとおりとする。
- (11) 吉川町の地区体育推進員については、活動方法を自治会等による自主運営に移行する。
- (12) 文化財については、合併時に三木市の制度に統一する。

24-26 イベント関係の取扱い

- (1) 金物まつりについては、現行のとおりとする。
- (2) 吉川町ふるさとまつりは、平成19年から地域活動として、自治会・公民館を中心に実施する。花火大会については、平成19年から三木市に一本化する。
- (3) 墨華香るまちフェスティバルについては、現行のとおりとする。
- (4) 吉川町民体育祭については、自主的な地域活動の事業として継続する。
- (5) 吉川町の文化祭については、自主的な地域活動の事業として継続する。

24-27 行政区（自治会・行政連絡機構）関係の取扱い

24-28 塵芥処理の取扱い

- (1) 廃棄物処理施設については、次のとおりとする。
 - ア ごみ焼却施設については、合併後速やかに三木市の施設に統合し、吉川町の施設は休止する。両市町の埋立処分場については、継続する。
 - イ 両市町のし尿処理施設については、継続する。
- (2) ごみの収集については、両市町の体制で新市に引継ぎ、平成18年度末までに調整する。
- (3) 廃棄物処理手数料については、両市町の額で新市に引継ぎ、ごみの減量化等を考慮して、平成18年度末までに調整する。
- (4) ごみの減量化・資源化については、次のとおりとする。
 - ア 資源化ごみ集団回収運動奨励事業については、合併時に三木市の制度に統一する。
 - イ 生ごみ処理機等助成事業については、合併時に三木市の制度に統一する。

25 その他必要な事項の取扱い

- (1) 投票所については、現行のとおりとする。
- (2) 期日前投票所については、現行のとおりとする。
- (3) 指定金融機関等については、合併時に三木市の制度に統一する。
- (4) 借地については、合併までに解消に努める。

調 印 書

三木市及び美嚢郡吉川町は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の2第1項及び市町村の合併の特例に関する法律（昭和40年法律第6号）第3条第1項の規定に基づく三木市・吉川町合併協議会において、上記のとおり合併に関する協議が整い、両市町長が確認をしたので、ここに署名調印する。

平成 年 月 日

三木市長

吉川町長

立 会 人

兵 庫 県 知 事

合併協議会顧問
(兵庫県議会議員)

合併協議会委員
(北播磨県民局長)

立 会 人

合併協議会委員
(三木市)

合併協議会委員
(三木市)

合併協議会委員
(三木市)

合併協議会委員
(三木市)

合併協議会委員
(三木市)

合併協議会委員
(三木市)

立 会 人

合併協議会委員
(三木市)

合併協議会委員
(三木市)

合併協議会委員
(三木市)

合併協議会委員
(三木市)

合併協議会委員
(三木市)

立 会 人

合併協議会委員
(吉川町)

合併協議会委員
(吉川町)

合併協議会委員
(吉川町)

合併協議会委員
(吉川町)

合併協議会委員
(吉川町)

合併協議会委員
(吉川町)

立 会 人

合併協議会委員
(吉川町)

合併協議会委員
(吉川町)

合併協議会委員
(吉川町)

合併協議会委員
(吉川町)

合併協議会委員
(吉川町)

今後の予定

時期・主な予定 主な内容		平成16年度			平成17年度							
		1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月 …	
		・新市建設計画県承認	・合併協定書の調印	・市町議会合併議案議決	・県知事に合併申請書提出			・県議会合併議案議決 ・県知事による合併の決定 ・県知事から総務大臣へ合併届出	・総務大臣の告示		・合併協議会の廃止議決 ・市条例の改正等	・合併協議会廃止 ・県条例の改正等 ・吉川町閉町式
会議運営等	協議会	合併準備状況等の報告(随時開催)										
	幹事会	事務事業の一元化・合併準備統括										合併後調整すべきものについて継続調整
	専門部会・分科会	事務事業の一元化・合併準備										
広報・公聴	協議会ホームページ	随 時 更 新										一定期間存続
	協議会だより	随 時 発 行										広報みぎ、支所だよりでお知らせ
	啓発パンフレット	市民便利帳 作成 配布										

新市建設計画（素案） 《新市まちづくり計画》

三木市・吉川町合併協議会

目 次

- 第 1 章 序論
- 第 2 章 新市の概要
- 第 3 章 住民アンケート調査結果
- 第 4 章 新市建設の基本方針
- 第 5 章 新市の施策
- 第 6 章 公共施設の適正配置と整備
- 第 7 章 財政計画

第1章 序論

(1) はじめに

基礎自治体である市町村は、地域に最も身近な自治体として、住民の生活に密着した施策や地域の特色を活かしたまちづくりなどについて重要な役割を果たしてきました。現在の市町村の枠組みのほとんどが、昭和30年代前後のいわゆる昭和の大合併を経て形成されたものですが、我が国に限らず諸外国においても、基礎自治体の枠組みは、時代や社会経済情勢の変化などに応じて再編を繰り返してきた歴史があります。したがって、市町村の区域や規模は必ずしも普遍的なものではなく、時代の要請に応じて見直しが行われてきたのが実態です。

一方、地方分権の推進や少子・高齢化の進展、国・地方を通じた財政状況の悪化など、現在の市町村を取り巻く環境は著しく変化しており、今後は地域経営の舵取りの仕方によっては、必要な住民サービスの維持や向上が困難となることも予想されています。市町村を取り巻くこうした環境の変化に対応するため、行財政基盤の強化や地域の一体的な整備、行政サービスの維持・向上などを図る上で、市町村合併が重要な課題となっています。

三木市、吉川町においても、様々な困難な状況を打開し、さらに行財政基盤を強化するため市町合併を現実の課題としてとらえる必要があることから、平成16年4月に三木市・吉川町合併協議会が設置され、両市町の合併を協議する場が整えられました。

三木市と吉川町は、加古川の支流である美囊川の流域として地理・自然環境等での一体性を有しており、過去にはいずれも美囊郡に属し、「昭和の大合併」で現在の1市1町の姿になった経緯があります。したがって、行政上のつながりも強く、両市町間の広域行政のほか、税務署や警察署、また、医師会、交通安全協会、学校教育関係などの公共的な団体も三木市と吉川町では一本化になっています。

昭和40年代以降には、神戸や大阪などの大都市近郊のベッドタウンとして宅地開発が進行するとともに、中国自動車道や山陽自動車道などの国土幹線軸が整備され、人口増加や企業進出が続きました。現在では低成長へ移行してきていますが、金物・農業等の地場産業が根つき、緑と自然が豊かな、落ち着いた郊外都市の様相を呈しています。

本計画は、このような地理的・歴史的な一体感が強く、まちづくりに関する様々な面でのつながりや共通点の多い三木市と吉川町において、両市町の合併後のまちづくりの方向性を示すものです。

三木市の紹介

・長い歴史を誇り、全国的に知名度の高い金物産業や、良質の酒米を中心に、都市近郊の特性を活かした米、ぶどう、レタス、菊など農業生産物を阪神間に出荷する、田園都市として発展してきました。

・昭和40年代後半から、神戸市に隣接している地理的条件などにより、市の南東部で大規模な住宅開発が進められ、昭和50年代にかけて人口が急増しました。その後、グリーンピア三木の建設や、三木山ゾーンの整備などにより、文化、スポーツ・レクリエーション機能を備えた「ガーデンシティ」の実現に向けて発展を続けています。

・現在では、山陽自動車道が開通し、広域的な交通の要衝として、また、三木震災記念公園（仮称）の整備により県の広域防災拠点ネットワークの中核地域としても飛躍しようとしています。

・指定文化財としては伽耶院等、名所・旧跡としては三木城跡、竹中半兵衛の墓等があり、また、藤原惺窩生誕の地でもあります。また、三木ホースランドパークや、グリーンピア三木、三木山森林公園、金物資料館、道の駅みきなどの観光地のほか、数多くのゴルフ場があります。

吉川町の紹介

・酒米「山田錦」の町として全国に知られる豊かな自然に包まれた田園の町で、トマト、ピーマン、ぶどう、黒大豆枝豆などの指定産地でもあります。

・昭和49年に中国自動車道吉川インターチェンジが開設され、大阪方面への交通の利便性が飛躍的に改善されたことに伴い、レジャー施設として町内の各所にゴルフ場の立地が進みました。さらに、昭和63年に舞鶴若狭自動車道の開通やJR宝塚線の複線電化も完成し、町内においても「みなぎ台」吉川ニュータウンが開発され、平成7年にまちびらきが行われました。

・現在では、平成14年に、「吉川温泉よかたん」、平成16年には「山田錦の館」がオープンし、これらの交流施設を中心に、自然資源・文化資源・人的資源を活用して協働のまちづくりを進めていく「山田錦のさとーよかわ」のCI計画を推進し、阪神北部地域に隣接するまちとして、緑豊かな交流と創造のまちづくりを進めています。

(2) 合併の背景と必要性

三木市と吉川町のつながりと共通性

三木市と吉川町との間のつながりや共通性を整理すると、以下のとおりです。

立地環境に一体性があります。

- ・内陸部に位置し、温暖な気候条件を有しています。
- ・加古川の支流である美囊川の流域に位置しています。
- ・比較的緩やかな起伏をもつ丘陵・台地部と、農地を中心とする平野部で構成されています。
- ・中国自動車道、山陽自動車道、舞鶴若狭自動車道等の国土幹線が地域を貫通しており、地域全体が国土軸上に位置している恵まれた立地環境にあります。
- ・大阪都心部・神戸都心部から1時間程度の距離にあります。
- ・阪神都市圏に隣接する郊外地域として大規模な宅地開発が進められてきました。

共通の地域資源があります。

- ・酒米・山田錦や京阪神へ出荷する野菜、果実栽培など農業資源が豊富にあります。
- ・両市町とも、豊かな自然を活かしたレクリエーション・レジャー施設が充実しています。
- ・全国有数のゴルフ場の集積地です。
- ・地域特性を活かした各種の集客施設の整備が進んでいます。

まちづくり面での深いつながりがあります。

- ・三木市は美囊郡から市制に移行しています。
- ・兵庫県内では北播磨地域に位置し、北播磨県民局管内に属しています。
- ・吉川町から三木市に消防救急業務の委託がなされています。
- ・三木吉川農業共済事務組合が設置されています。
- ・税務署、警察署、健康福祉事務所、土地改良事務所等の同じ管内です。
- ・国会議員、県議会議員の選挙区が同一です。
- ・医師会、歯科医師会、農業協同組合、美容・理容組合、食品衛生組合、交通安全協会、防犯協会等の団体が三木市美囊郡で一本化されています。

行政課題の共通性からみた三木市・吉川町の合併の必要性

現在、両市町の有する行政課題の共通性を踏まえて、合併の背景・必要性を整理すると、以下のとおりです。

本格化する地方分権に対応する必要があります。

平成 12 年に施行された地方分権一括法等を契機として、我が国では本格的に地方分権改革が進められようとしています。これからの基礎自治体（市町村）は、国が考えた施策やサービスをそのまま実行するのではなく、自らの判断と責任により、自主的に舵取りを行うことが求められています。

地域住民の満足度を高め、地域の活性化を進めていくためには、様々な政策の立案・実施・評価能力の向上が求められますが、自治体の規模が小さいと、専門的な組織や人材を配置することは難しく、必ずしも十分な自治体経営ができなくなる可能性があります。

本地域の人口は、三木市が 75,350 人、吉川町が 9,486 人（いずれも平成 15 年 10 月 1 日現在の兵庫県推計人口）であり、両市町の合併によって併せて 84,836 人の都市が誕生することとなります。

自治体財政においては、地方交付税算定の際の基準となる人口規模が 10 万人であり、また、10 万人程度が比較的効率的な自治体規模であるともいわれます。三木市・吉川町の合併により都市規模が 10 万人に近づくことから、より一層、行財政体制の強化をはかり、分権時代における効率的な自治体経営の体制を構築することが可能となります。

少子高齢化・社会の成熟化等に的確に対応していく必要があります。

本地域でも少子高齢化が進展していますが、今後は働き手である生産年齢人口が減少することから、生産や税収への影響が懸念される一方、高齢者の介護支援やいきがい対策、子育て支援などの各分野において行政ニーズの拡大が予想されます。また、経済成長が進展し、住民の生活レベルが高まってきた中で、住民の価値観や住民ニーズも多様化しており、より高度な行政サービスの提供が求められています。

合併によって、行財政基盤の強化と効率化を図りながら、これからの住民ニーズの変化に的確に対応した行政サービスを提供していくことが可能となります。

日常生活圏の広域化に対応していく必要があります。

本地域においては、幹線道路網などの都市基盤の整備が進み、また、移動や通信手段が多様化していくなかで、住民の行動範囲は、昭和 30 年代前後までに決められた現在の行政境界をはるかに越え、広域化しています。

従来からも、三木市・吉川町では三木吉川農業共済事務組合の設置や消防救急業務の

委託などの分野では広域的な対応を進めてきました。合併によって、少子高齢化対策や環境政策、地域情報化、教育、公共交通施策、地域活性化など、より一層、サービスの高度化・多様化が求められる各行政分野においても、より広域的な観点からの施策展開を進め、住民ニーズに対応した効率的な行財政運営を推進していくことが可能となります。

都市間競争に対応していく必要があります。

国全体での少子・高齢化や経済成長の低迷等の流れの一方、最近では都市再生・都心回帰の動きにより大阪市や神戸市の都心部などへ人口が回帰する傾向が加速しつつあります。そのため、郊外型の住宅開発が進められた三木市・吉川町では、今までのように、地域外からの転入等による人口・雇用増加等を望むことが困難になりつつあります。

産業面においても、中国自動車道、山陽自動車道、舞鶴若狭自動車道等の国土幹線道路が貫通し、企業・事業所立地に関しては比較的恵まれた環境にありますが、最近では製造業のアジア各国への海外移転が加速したり、国内においても地域間の誘致競争が激しくなるなど、経済・産業活性化に向けての体制の強化が求められています。

合併によるスケールメリットを活かしながら、地域活性化の体制を強化し、新しい産業の創造等に取り組むとともに、山田錦や金物等の地場産業資源や全国有数のゴルフ場など、地域の様々な資源を有効に活用し、相乗効果を発揮することによって、定住人口の増加策や、経済・産業活性化など、地域間競争に対応していくための施策を講じていくことが可能となります。

厳しい財政状況乗り越えていく必要があります。

バブル経済期以降、税収入が伸び悩む一方で、社会資本整備や各種公共施設の整備、減税等の経済対策を推進してきた結果、国、地方とも財政状況は極めて厳しい状況になっています。一方、高齢化の進展など、行政に対するニーズは多様化しており、地方自治体はこれまで以上に効率的な行財政の運営を迫られています。

三木市・吉川町においても財政状況は悪化しており、今までの行財政運営のあり方を抜本的に見直していくことが求められています。今後は、少子・高齢化がさらに進み、保健・医療・福祉やいきがい対策といった施策のニーズが増大し、歳出の増加要因となる一方、生産年齢人口の減少に伴う社会・経済活動の沈滞や税収減が危惧され、ますます行財政運営が厳しくなることが想定されます。

両市町の合併を通じて、行政組織のスリム化、議員や職員数の減少による人件費や各種事務経費の削減など、行政コストを一層低減しながら、効率的な行財政運営を進めることが可能となります。

三木市と吉川町の合併に向けて

以上で整理したように、三木市と吉川町の間には行政上の深いつながりをはじめ、立地環境・地域資源に一体性・共通性があるとともに、行政課題についても共通点が数多く見受けられます。このような両市町間でのつながりや共通性を基礎にしながら、合併によって、お互いの抱える行政課題をともに乗り越え、新しいまちづくりを推進していくことが求められます。

三木市・吉川町の合併の背景と必要性

三木市と吉川町をつなぐ・共通性

立地環境の一体性
地域資源の共通性
まちづくり面での深いつながり

三木市と吉川町の共通課題

本格化する地方分権への対応
少子高齢化・社会の成熟化等への対応
日常生活圏の広域化への対応
都市間競争への対応
厳しい財政状況への対応

三木市と吉川町の結び付きや共通性を踏まえつつ、両市町が合併することによって、お互いに共通する課題をともに乗り越えていく必要があります。

(3) 新市建設計画の策定方針

市町村の合併の特例に関する法律(合併特例法)に基づき策定する新市建設計画について、以下の方針で取り組むものとします。

新市建設計画の趣旨と位置づけ

本計画は、三木市、吉川町の合併後のまちづくりを進めるにあたって、住民福祉の向上や地域の均衡ある発展と一体性の醸成を図るため、望ましい方向や将来像を示すものです。

また、本計画の内容については、合併後の新市において策定される総合計画に引き継がれるものとします。

新市建設計画の内容

() 計画の対象地域

この計画の対象地域は、三木市、吉川町の地域とします。

() 計画の期間

本計画の期間は平成 17 年度から平成 27 年度までの概ね 10 か年とします。

() 計画の構成

本計画における主な策定項目を以下のとおりとします。

- ・新市建設計画策定の背景や方針
- ・新市の概況
- ・住民意向 (住民アンケート調査結果)
- ・新市建設の基本方針
- ・新市の施策
- ・公共施設の適正配置と整備
- ・財政計画

計画策定上の留意事項

- (i) 三木市総合計画および吉川町総合計画の内容を踏まえつつ、合併のメリットを活かしながら、新市としての新しいまちづくりの方向性を示す内容とします。

- (ii) 中・長期的な展望に立った新市の望ましい方向性や将来像を提示するとともに、新市において地域の一体性が十分に醸成され、地域内の均衡ある発展が可能となるような内容とします。
- (iii) 本計画に位置づける施策・事業等については、住民サービスの充実を図るとともに、新市の健全かつ合理的な財政運営を推進する観点から、真に必要とされるものについて選定し、過剰に見積もることのないように留意します。
- (iv) 住民ニーズの反映のしきみや効率的な行財政体制の確立など、地方分権への対応や行財政改革に資するように配慮します。

住民意向の反映

計画の策定過程において、住民アンケート調査の実施や両市町住民への情報提供を積極的に行い、その意向の把握と反映に努めます。

第2章 新市の概要

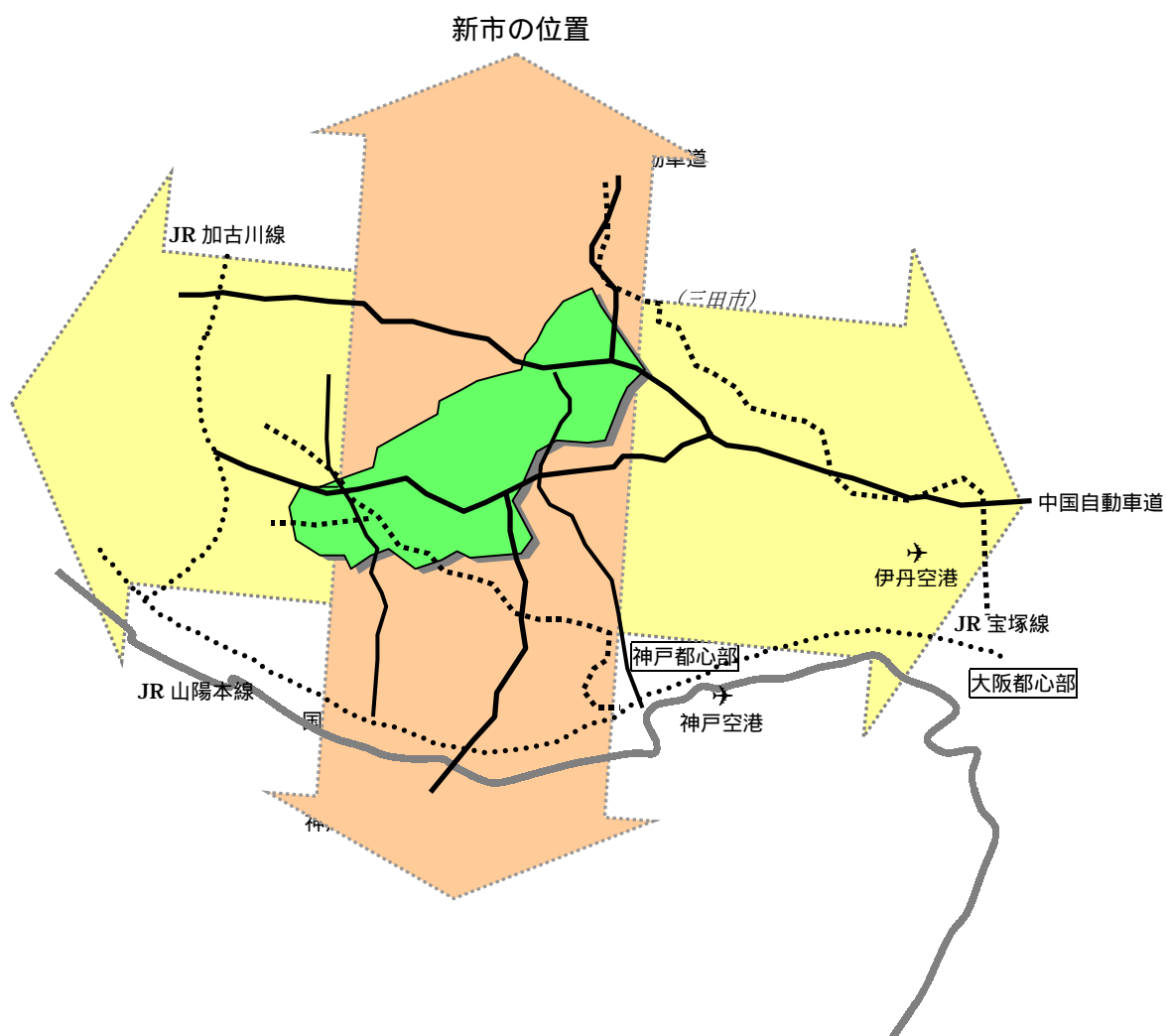
新市の位置

三木市、吉川町の1市1町からなる本地域は、兵庫県南部の内陸部、北播磨地域に位置し、東西方向で約27km、南北方向で約20km、総面積では176.58k㎡の広さを有します。

市域の東から南にかけては神戸市、北から西にかけては東条町と小野市、西には加古川市と稲美町、北から東にかけては三田市とそれぞれの市町に隣接しています。

市域には、中国自動車道、山陽自動車道、舞鶴若狭自動車道等の国土幹線道路が貫通するなど、国土幹線軸上に位置しており、恵まれた立地環境にあります。

鉄道は、市域の南部では神戸電鉄粟生線が神戸都心部へ、三木鉄道が加古川市方面へ接続しています。また、北東部(吉川町域)については、隣接するJR宝塚線の利用が可能であり、阪神地域や大阪都心部へ接続しています。

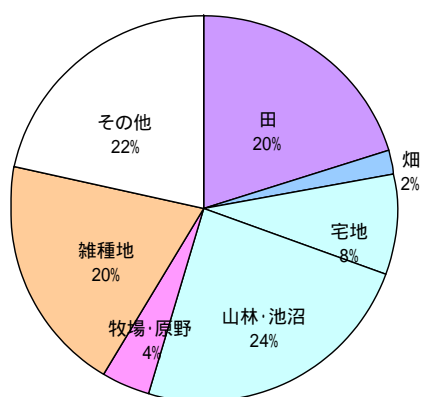


新市の地形・地理

加古川支流の美囊川の流域に位置し、美囊川周辺の平野部と標高 100～200m程度のなだらかな丘陵・台地部で構成されています。平野部は市街地や農地で構成されており、丘陵・台地部では、緑豊かな自然環境が保全されるとともに、優れた環境・景観を活かしたレクリエーション施設の立地や宅地整備等の活用が行われています。

本地域の気候は、温暖で降水量の比較的少ない瀬戸内海気候に属しており、年間平均気温は 15.2℃（三木での過去 5 年間の平均）、年間平均降水量は 1,121mm（三木での過去 5 年間の平均）となっています。

土地利用の状況



(資料：平成 14 年度兵庫県統計書)

三木市・吉川町の経緯

三木市は、昭和 26 年、美囊郡三木町が久留美村を編入、昭和 29 年 6 月 1 日には別所村、細川村、口吉川村と合併して市制を施行し、兵庫県で 16 番目の市として発足ののち、同年 7 月 1 日には美囊郡志染村と合併して、現在の三木市が誕生しました。

吉川町は、昭和 30 年 7 月 1 日、美囊郡奥吉川村、中吉川村、北谷村が合併して町制施行し、現在の吉川町が誕生しました。

三木市	吉川町
昭和 26 年 美囊郡三木町が美囊郡久留美村を編入 昭和 29 年 6 月 1 日に美囊郡別所村、細川村、口吉川村と新設合併して市制を施行 7 月 1 日には美囊郡志染村と合併（新設合併） 現在に至る	昭和 30 年 美囊郡奥吉川村、中吉川村、北谷村が新設合併して町制を施行 現在に至る

新市の人口動態

平成 15 年 10 月 1 日における人口（兵庫県推計人口）は、三木市が 75,350 人、吉川町が 9,486 人、合計で 84,836 人となっています。

三木市では昭和 40 年代から 50 年代にかけて、宅地開発による大量の人口流入があり、その後も増加傾向が続いていましたが、平成 9 年をピークに最近では微減傾向にあります。

吉川町は平成 9 年までは概ね横ばい傾向が続いていましたが、平成 12 年にかけてはニュータウン（みなぎ台）の開発等により人口が大幅に増加しました。

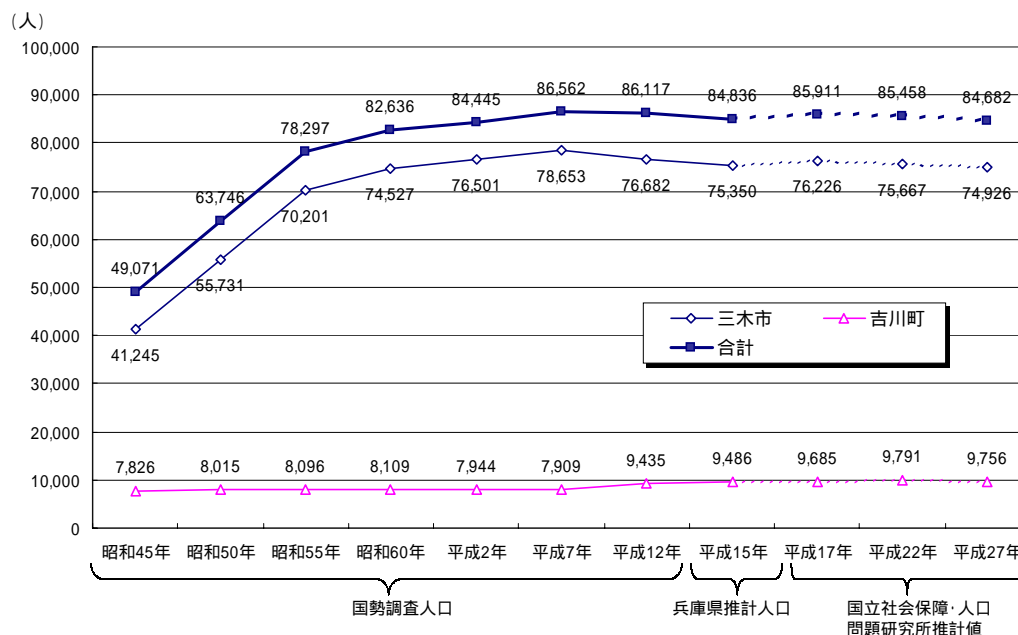
年代別の人口構成をみると、近年、一貫して少子化・高齢化が進んでおり、両市町の老年人口（65 歳以上）比率は平成 12 年時点で 17.9%、一方、年少人口（0～14 歳人口）比率は 14.4%となっています。

【将来推計】

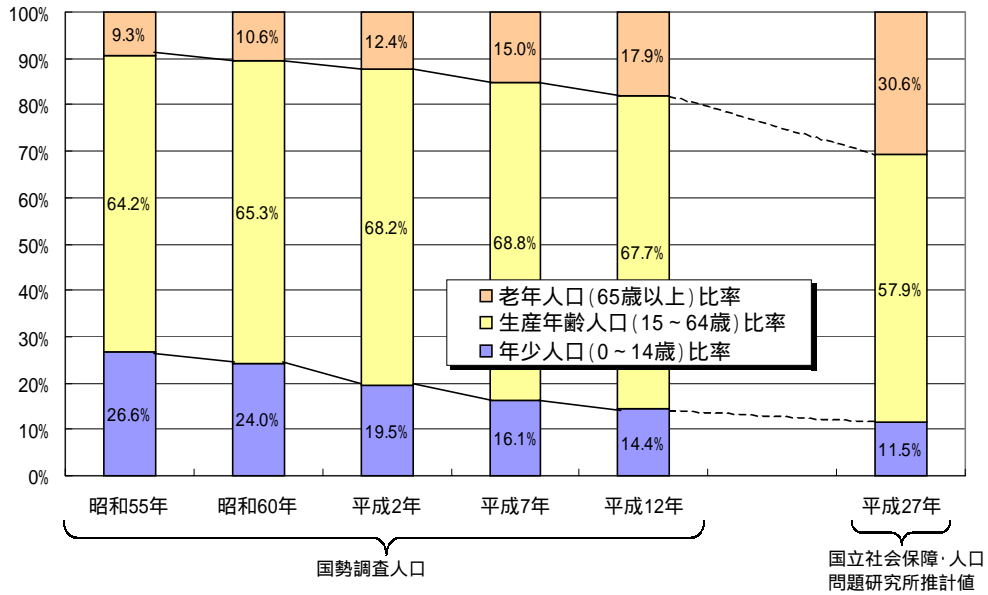
国立社会保障・人口問題研究所の推計（平成 15 年 12 月）によると、今後の人口については両市町とも横ばい、ないしは微減傾向になるものと予測されています。

同じく、世代別にみると、平成 27 年には両市町の老年人口（65 歳以上）比率は 30.6%まで上昇する一方、年少人口（0～14 歳人口）比率は 11.5%まで低下することが予測されています。

三木市・吉川町の人口の推移と将来推計



両市町の人口構成の推移と将来推計



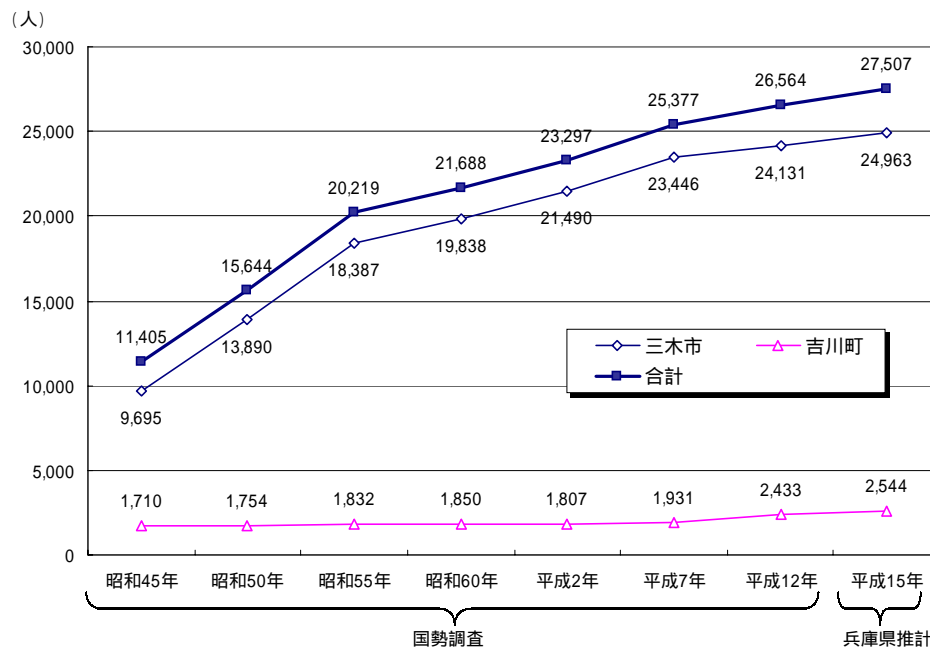
新市の世帯動態

世帯数については、平成 15 年 10 月 1 日現在（兵庫県推計）で、三木市が 24,963 世帯、吉川町が 2,544 世帯、合計で 27,507 世帯となっています。

三木市では昭和 40 年代から 50 年代にかけて、大規模な宅地開発により大量の世帯増加がみられました。その後も、核家族化の影響等もあり、増加傾向が続いています。

吉川町は平成 7 年までは微増傾向が続いていましたが、平成 12 年にかけては、ニュータウン（みなぎ台）の開発等により世帯数が大幅に増加しています。

三木市・吉川町の世帯数の推移



新市の産業・経済動向

両市町の産業資源としては、酒米山田錦や、三木市の金物産業などの地場産業が全国的な知名度を有するとともに、都市近郊地域としての農作物栽培が盛んであり、また、国土幹線上の立地環境を活かした各種製造業等の事業所立地が進んでいます。ゴルフ場や各種レクリエーション施設等の観光、集客資源も豊富です。特に、酒米山田錦は合併によって名実ともに日本一の質と量を誇ることとなります。

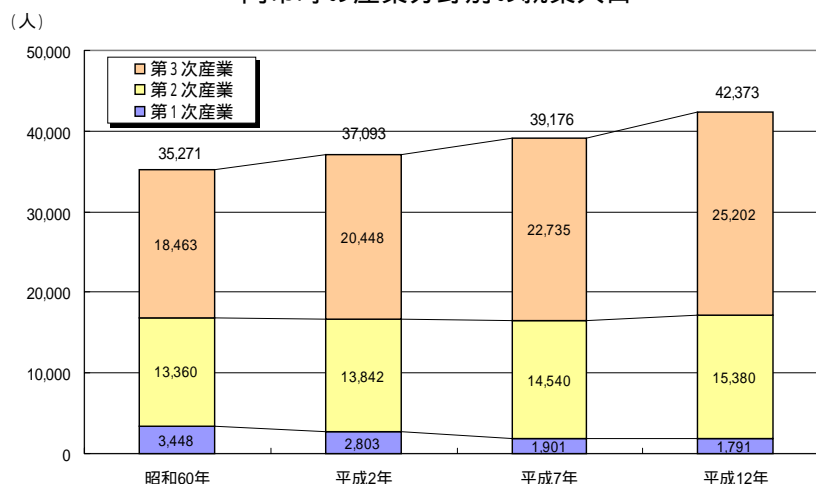
雇用環境をみると、平成12年時点での両市町の就業者数は42,373人であり、うち第3次産業が半数以上を占めています。近年では、全国的な傾向と同様、商業・サービス業等の第3次産業の割合が一貫して高まっており、一方、農業・林業等の第1次産業、および製造業・建設業等の第2次産業の割合は低下しています。

また、両市町における総生産額も同様の傾向を示しており、特に近年では第2次産業の低下傾向が大きくなっています。

三木市・吉川町の主な産業資源・集客資源

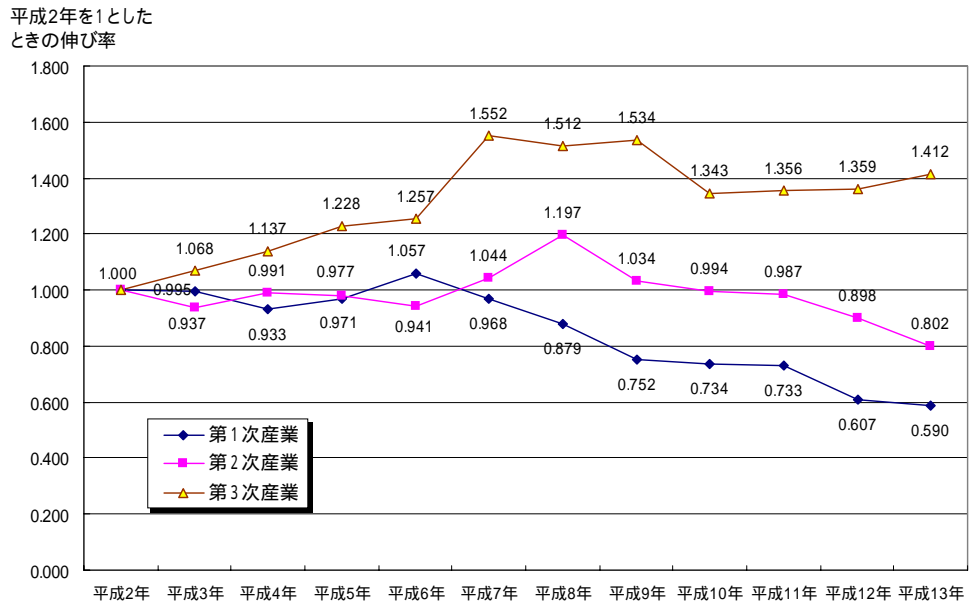
三木市	吉川町
<ul style="list-style-type: none"> ・金物産業 ・酒米（山田錦） ・ぶどう、大豆、なす、レタス、菊等の農作物 ・観光農園 ・三木工場公園 ・ひょうご情報公園都市 ・観光・レクリエーション資源 (ゴルフ場、グリーンピア三木、三木山森林公園、三木ホースランドパーク、三木城跡、道の駅みき、三木震災記念公園等) 	<ul style="list-style-type: none"> ・酒米（山田錦） ・ぶどう、トマト、ピーマン、黒大豆枝豆等の農作物 ・観光農園 ・観光・レクリエーション資源 (ゴルフ場、よかわウォーターパーク、吉川温泉よかたん、山田錦の館等)

両市町の産業分野別の就業人口



(資料) 国勢調査

両市町の産業分野別の市町内総生産額の推移（平成2年を1としたときの伸び率）

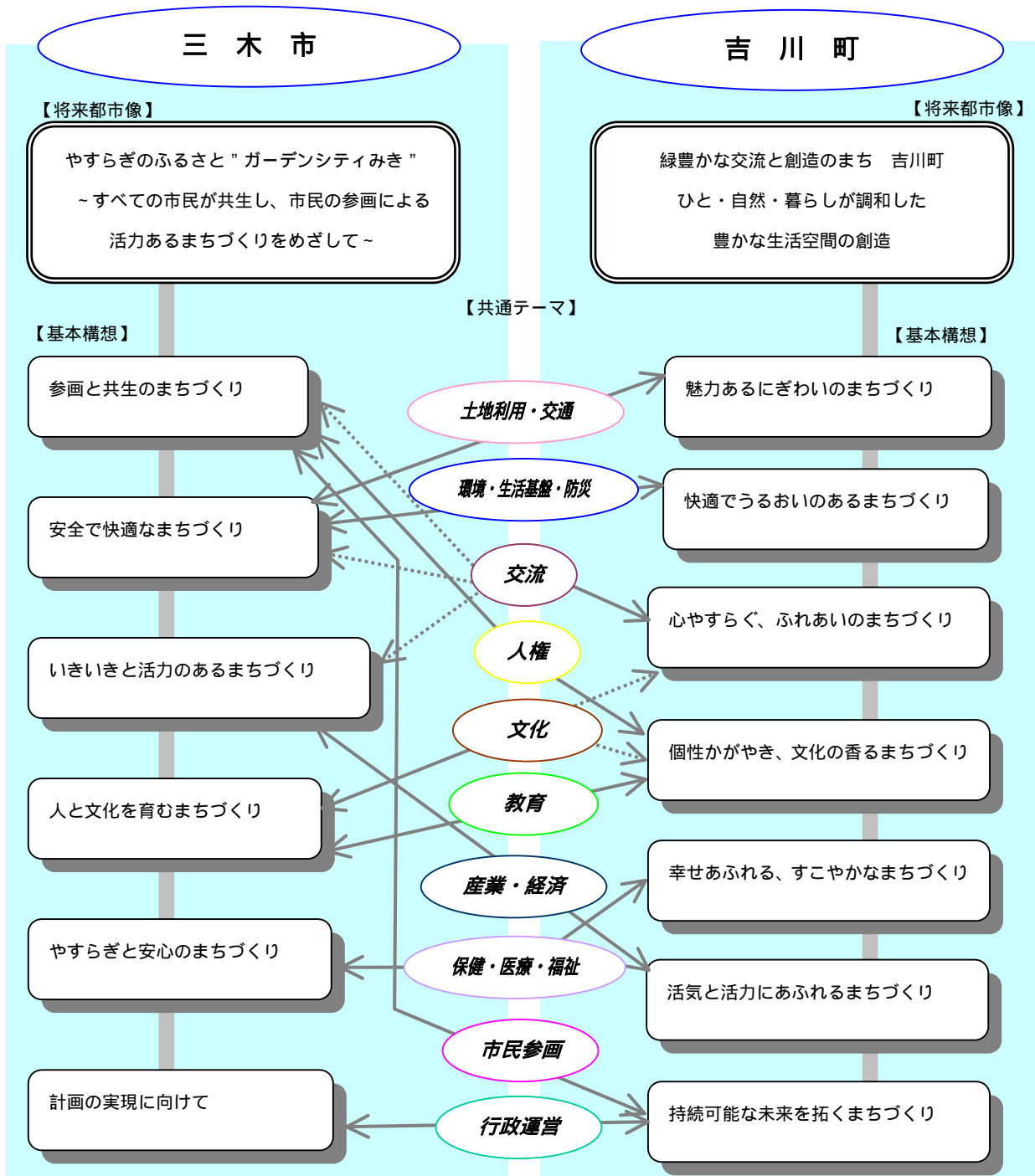


(資料) 兵庫県市町民経済計算

両市町のまちづくりビジョン

下図では、三木市と吉川町の総合計画の体系を比較し、両市町での共通テーマをくり出しました。両市町とも、概ね共通のテーマによって構成されていることがわかります。

三木市では、第一の柱として「参画と共生のまちづくり」を掲げ、市民参画や人権施策を打ち出しているのが特徴的です。吉川町では三木市よりも1項目多い7本の柱立てであり、「魅力あるにぎわいのまちづくり」として土地利用や交通施策を、また「心やすらぐ、ふれあいのまちづくり」として文化施策や市民交流施策をまとめているのが特徴的です。



公共施設整備等の状況

両市町とも、教育・文化、保健・医療・福祉等をはじめ各種の公共施設整備が進められており、図書館や公立病院については三木市においてのみ整備されています。今後は、住民ニーズに対応しながら、新市全体の観点に立った既存施設の有効活用や、老朽化した施設の維持・更新に努めていく必要があります。

下水道等による生活排水処理率が三木市では82.7%、吉川町では82.3%となっているなど、各種の都市基盤については一定程度の整備が進められています。新市においては、住民ニーズや行財政状況を踏まえながら、残事業を進捗していくとともに、既存の都市基盤の利活用や維持・更新を推進していく必要があります。

公共施設等の状況

		三木市	吉川町
教育・文化等	小学校（市町立）	13校（13校）	4校（4校）
	養護学校（市町立）	1校（1校）	0校（0校）
	中学校（市町立）	7校（7校）	1校（1校）
	高等学校（市町立）	3校（0校）	1校（0校）
	保育所（市町立）	13箇所（3箇所）	1箇所（1箇所）
	幼稚園（市町立）	14箇所（13箇所）	2箇所（2箇所）
	公民館（市町立）	8箇所（8箇所）	2箇所（2箇所）
	体育館（市町立）	5箇所（3箇所）	2箇所（2箇所）
	図書館（人口一人当たり蔵書数）	1箇所（1.8冊）	0箇所（－）
	美術館（市町立）	1箇所	0箇所
保健・医療・福祉等	病院（市町立）	6箇所（1箇所）	1箇所（0箇所）
	診療所（市町立）	103箇所（1箇所）	4箇所（0箇所）
	特別養護老人ホーム（定員数）	3箇所（218人）	1箇所（60人）
	養護老人ホーム（定員数）	1箇所（50人）	0箇所（－）
	ケアハウス（定員数）	3箇所（60人）	1箇所（15人）
	老人保健施設（定員数）	2箇所（150人）	0箇所（－）
	通所介護事業所	9箇所	1箇所
	在宅介護支援センター	9箇所	1箇所
基盤整備	老人福祉センター	2箇所	1箇所
	道路改良率	59.4%	49.1%
	道路舗装率	90.5%	85.3%
	上水道等普及率	99.8%	99.7%
	ごみ処理実施率	100.0%	100.0%
	生活排水処理率	82.7%	82.3%
都市公園等（人口一人当たり面積）	90（7.6㎡）	10（12.4㎡）	

(資料：施設整備は平成16年4月現在、基盤整備は平成15年3月31日「公共施設状況調」より)

財政状況

財政力の強弱を示す財政力指数については、両市町とも 1.0 以下であり、最近では税収減等の影響により低下傾向にあります。また、財政運営の弾力性を示す経常収支比率は、三木市では平成 14 年度には 92.4% にまで高まっており、財政の硬直化が進んでいるといえます。一方、吉川町では 82.5% とやや低い数値となっています。

歳出に占める公債費の割合を示す公債費比率や起債制限比率についても、両市町とも近年では増加傾向にあります。一方、自治体の「貯金」ともいえる積立金については、近年では低下傾向にあります。

このように、両市町とも財政状況は厳しくなりつつあります。国では、税、補助金、地方交付税のあり方を見直す三位一体の改革が進められていますが、地方交付税等の削減が先行して進められていることもあり、今後は財政運営がより一層厳しくなることが予想されます。

合併によって、一定の経費削減効果等が期待できるものの、1 市 1 町の合併という最小単位の合併では、3 団体以上の合併と比べて削減効果は必ずしも大きくはありません。そのため、新市のまちづくりを推進していくための力強い行財政の基盤を構築し、合併効果だけに止めることなく財政の効率化を徹底していく視点が欠かせません。

三木市の決算状況

	平成 11 年度	平成 12 年度	平成 13 年度	平成 14 年度	平成 15 年度
財政力指数 (過去 3 年平均) (注 1)	0.77	0.74	0.72	0.71	0.70
経常収支比率 (注 2)	87.5%	91.0%	92.5%	92.4%	92.8%
実質収支比率 (注 3)	0.5%	0.6%	0.7%	0.8%	1.0%
公債費比率 (注 4)	18.5%	20.3%	20.8%	21.9%	22.7%
起債制限比率 (注 5)	11.9%	13.2%	13.9%	14.3%	14.4%
積立金現在高	4,700,054 千円	8,472,183 千円	8,005,690 千円	7,785,993 千円	7,808,760 千円
地方債現在高	38,907,073 千円	41,328,514 千円	40,582,848 千円	40,011,361 千円	38,813,311 千円

吉川町の決算状況

	平成 11 年度	平成 12 年度	平成 13 年度	平成 14 年度	平成 15 年度
財政力指数 (過去 3 年平均)	0.63	0.63	0.62	0.63	0.64
経常収支比率	75.3%	77.7%	79.7%	82.5%	82.1%
実質収支比率	9.3%	8.7%	2.5%	1.8%	2.0%
公債費比率	8.8%	8.9%	11.0%	15.0%	15.8%
起債制限比率	4.8%	4.9%	6.2%	7.9%	9.3%
積立金現在高	4,840,809 千円	4,629,099 千円	4,415,692 千円	4,532,994 千円	4,313,905 千円
地方債現在高	4,801,425 千円	5,067,483 千円	5,511,505 千円	5,376,233 千円	5,713,777 千円

(注 1) 「財政力指数」とは、市町村の財政力の強弱を表すもので、標準的な行政を行うために必要な一般財源に対する税収入の割合で示されます。財政力指数が「1」に近いほど財政力が強いことになり、「1」を超える市町村は財源に余裕があると見なされ、普通交付税が交付されません。「1」を下回る市町村には不足分だけ、普通交付税が交付されます。

(注 2) 「経常収支比率」とは、財政運営の弾力性を判断しようとする指標であり、人件費や公債費などの義務的経費に地方税、地方交付税を中心とする経常一般財源が、どの程度充当されているかを示す比率で表されます。一般的に都市では 75%、町村では 70%程度が妥当と考えられています。

(注 3) 「実質収支比率」とは、当該年度の実質収支を標準的な財政規模で割った比率であり、通常は 3%から 5%程度が望ましいとされています。

(注 4) 国や金融機関等から借り入れた地方債を返済するための経費 (元金と利子) を公債費といい、公債費の一般財源に占める割合を「公債費比率」といいます。

(注 5) 「起債制限比率」とは、公債費比率と同様、公債費負担の程度を示す指標ですが、公債費については地方交付税により措置される分があるため、この措置分を除いて算出されるものです。14%を超えると公債費負担適正化計画の策定・実行が義務づけられ、20%以上になると起債の制限を受けます。

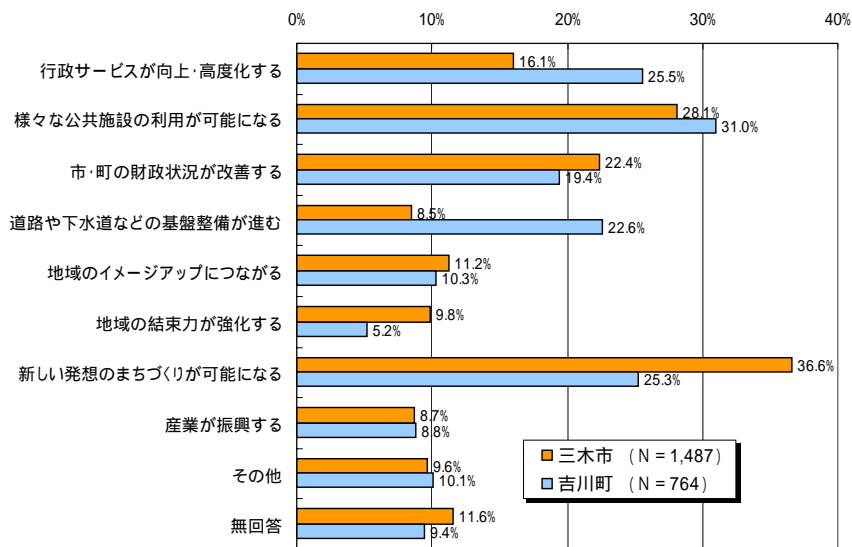
第3章 住民アンケート調査結果(概要)

平成16年4月から5月にかけて三木市・吉川町の住民5,000人を対象にした住民アンケート調査結果を実施しました。以下では主な結果について整理します。

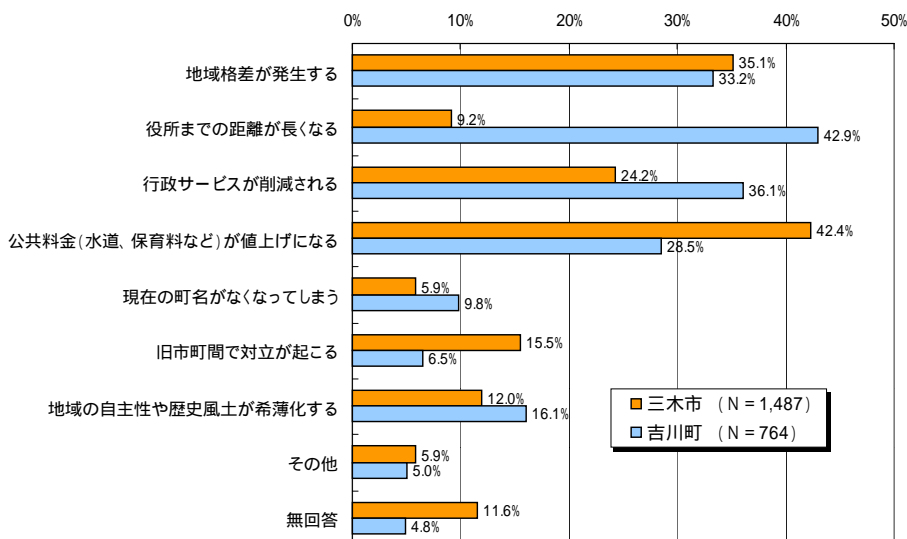
「合併への期待」としては、新しい発想のまちづくりが可能になる、様々な公共施設の利用が可能になる、行政サービスが向上・高度化する、などの回答が多くなっており、住民の期待に応えるまちづくりを進めていく必要があります。

「合併への不安」としては、役所までの距離が長くなる、公共料金が値上げになる、地域格差が発生する、などの回答が多くなっていますが、新市のまちづくりでは住民の不安を解消できるような施策を講じる必要があります。

合併への期待



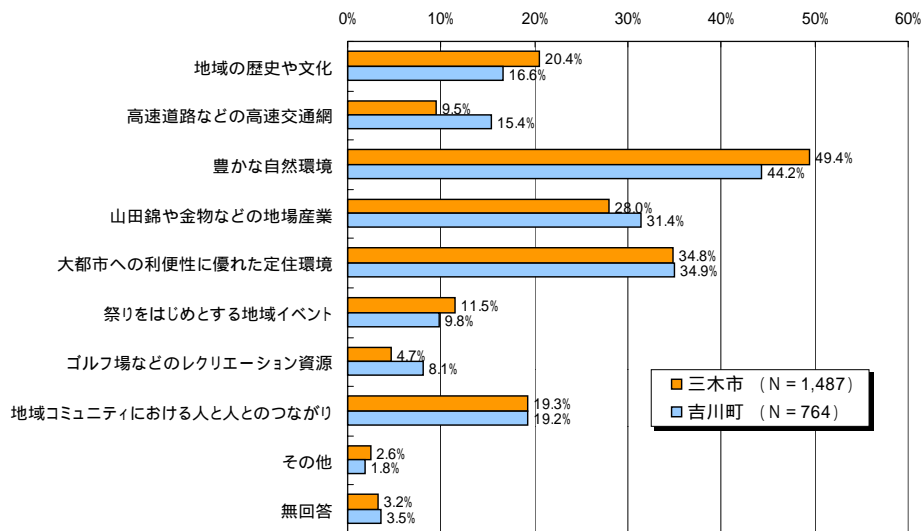
合併への不安



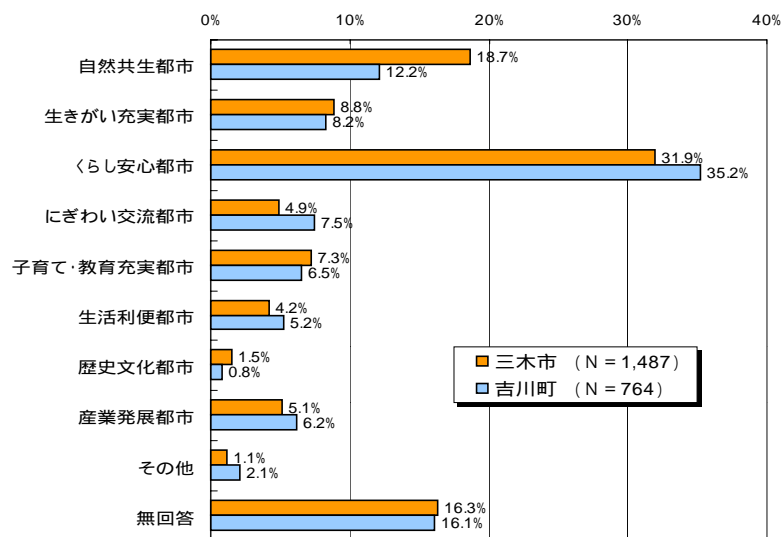
「まちづくりに活かすべき資源」として、豊かな自然環境や利便性に優れた定住環境、地場産業等を挙げる回答が多くなっており、新市のまちづくりにおける活用策が求められます。

「重点的に取り組むべき課題」としては、医療・福祉や公共交通、身近な行政窓口、防災・防犯など、生活に密着したサービスの充実を求める回答が多くなっています。

まちづくりに活かすべき地域資源



重点的に取り組むべき課題



第4章 新市建設の基本方針

1. 前提条件

三木市と吉川町が合併することにより、お互いが抱える行政課題をともに解決し、乗り越えていくことを主旨としており、本計画においては三木市・吉川町の全域を対象にして、合併後の新市全体のまちづくりの基本方針を示すものとします。

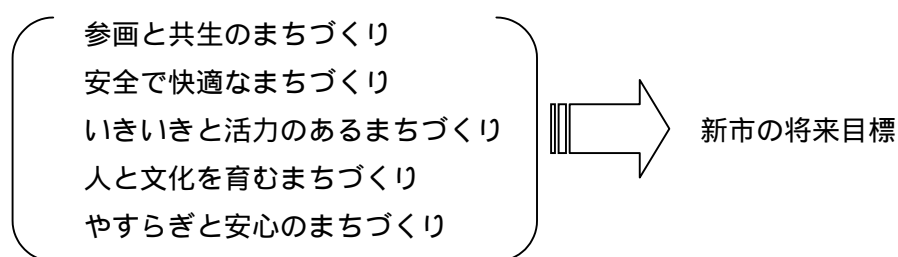
基本的には、三木市のまちづくりの長期ビジョンである「やすらぎのふるさと『ガーデンシティみき』」をベースとしながら、吉川町のビジョンである「緑豊かな交流と創造のまち」を織り込みつつ、さらに住民アンケート調査結果等から分析された住民ニーズ等も踏まえ、新市のまちづくりの方針を示すものとします。

2. 新市の将来像

(1) 新市の将来都市像

「やすらぎのふるさと」ガーデンシティみき」

～すべての市民が共生し、市民参画による活力あるまちづくりをめざして～



(2) 新市の将来目標

新市の将来像を達成するため、まちづくりの将来目標を次のとおり設定します。

新市を、名実ともに北播磨内陸地域の拠点都市とするため、「ガーデンシティ」にふさわしい都市基盤の整備や多自然居住環境の保全を図るとともに、快適で安心のふるさととして災害に強い防災都市をめざしながら、ふるさとの歴史や地域資源を生かした個性が響きあうまちづくりと市民自らが生きがいを見出せる参画と協働社会の構築を新市のまちづくりの重点目標とします。

3. 新市建設の基本方針

新市の将来目標を達成するため、新市の基本方針を以下のとおり設定します。

(1) 定住魅力あふれる快適で安心の生活環境づくり

生活環境面に係る三木市と吉川町の共通課題としては、人口減少や少子・高齢化対策などの人口問題、分野別では医療・福祉や防災・防犯、交通等の施策の充実等、多岐にわたっています。

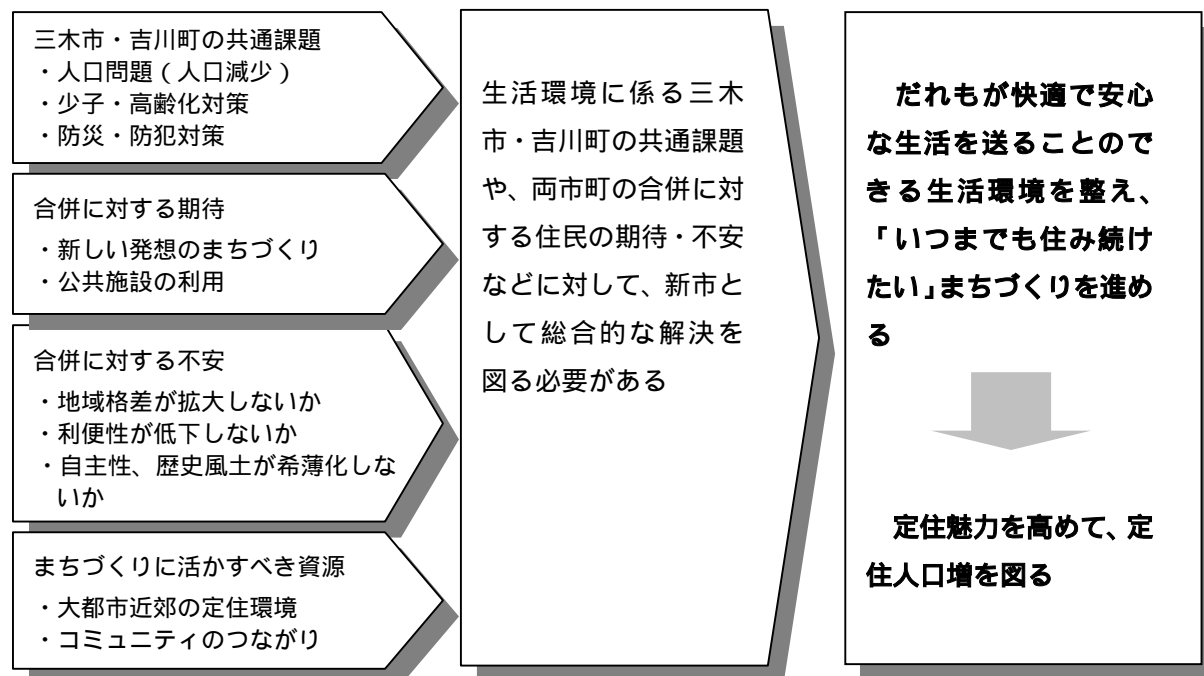
合併にあたっては、新しい発想のまちづくりや既存公共施設の有効利用などが期待されている一方、合併によって地域格差が拡大しないか、利便性が低下しないか、地域の自主性、歴史風土が希薄化しないか、などが懸念されています。加えて、新市においては、活用すべき地域資源として、大都市地域近郊の定住環境や、コミュニティにおける人と人とのつながりを活かした施策の展開が求められています。

このような生活環境に係る三木市・吉川町の共通課題や、両市町の合併に対する住民の期待・不安などに対して、新市として総合的な解決を図ることにより、だれもが快適で安心な生活を送ることのできる「いつまでも住み続けたいまちづくり」を目指すとともに、定住魅力を高めて、地域外からの転入を活性化させるなど定住人口の増加を促進します。

【新市の概況や住民アンケート調査から】

【まちづくりの基本課題】

【まちづくりの方針】



(2) 人・もの・情報が行き交う活力ある交流のまちづくり

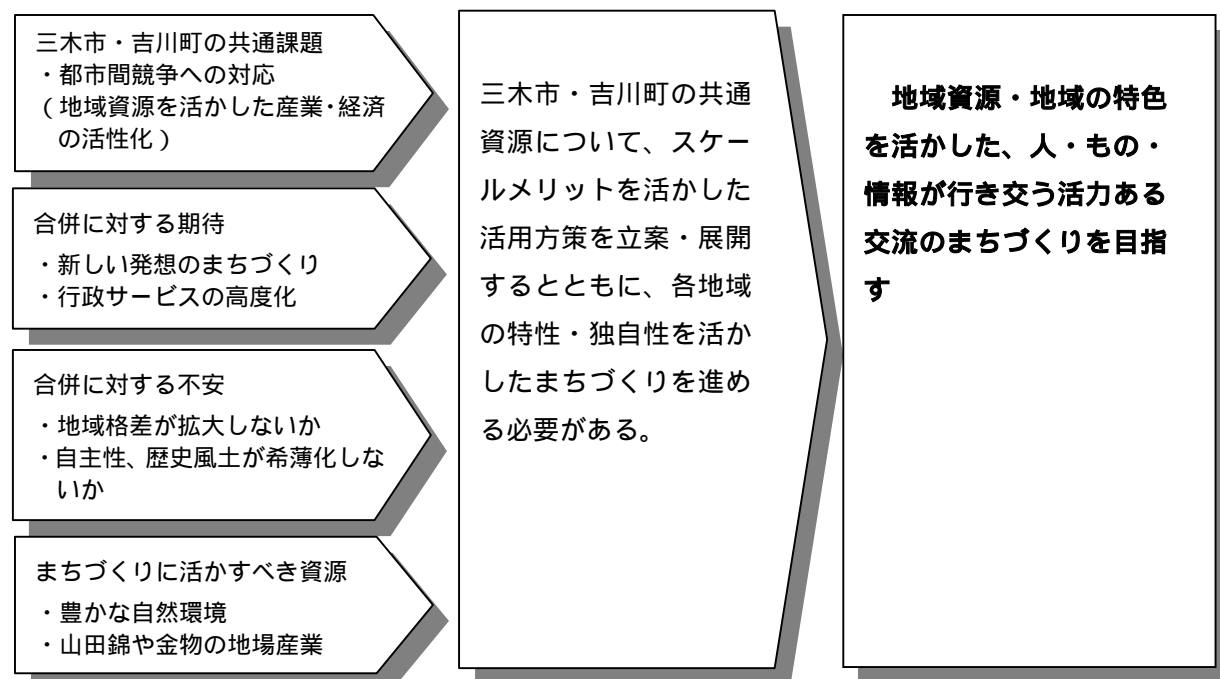
都市間競争が激しくなるなかで、三木市・吉川町ともに、特色ある地域資源を活かした産業・経済の活性化が求められています。豊かな自然環境、山田錦や金物などの地場産業などの三木市・吉川町の共通資源について、合併によるスケールメリットを活かした活用方を立案・展開するとともに、各地域の特性・独自性を活かしたまちづくりを進め、人・もの・情報が行き交う活力ある交流のまちづくりを目指します。

また、新市においては山陽自動車道、中国自動車道、舞鶴若狭自動車道等が利用できる要衝ともなるため、これらを有効に活用したまちづくりにも努めていきます。

【新市の概況や住民アンケート調査から】

【まちづくりの基本課題】

【まちづくりの方針】



(3) 次世代に受け継がれる力強い行財政の基盤づくり

三木市・吉川町ともに、今後とも厳しい財政状況が予測されています。合併に対しては、財政状況の改善、行政サービスの高度化が期待されている一方、合併によって公共料金が値上げにならないか、行政サービスが削減されないか、などの懸念も指摘されています。

また、新市においては、合併効果による経費削減を進めるとともに、市民のニーズに対応した市民満足度の高いまちづくりを推進していく必要があります。

そのためには、市民参画や協働のまちづくりを徹底していくとともに、行財政運営の高度化・効率化に不断に取り組む、次世代に受け継がれる力強い行財政の基盤づくりを進めることが求められます。

【新市の概況や住民アンケート調査から】

三木市・吉川町の共通課題
・厳しい財政状況
・市民参画・公民協働のまちづくり

合併に対する期待

・財政状況の改善
・行政サービスの高度化

合併に対する不安

・公共料金が値上げにならないか
・行政サービスが削減されないか

行財政運営に対する姿勢

・財政健全化を優先すべき

【まちづくりの基本課題】

協働を基本としながら、市民参画機会の拡充を図るとともに、行政の高度化と行財政の効率化に継続的に取り組み、市民満足度の高いまちづくりを進めていく必要がある

【まちづくりの方針】

**次世代に受け継がれる
力強い行財政の基盤づくりを進める**

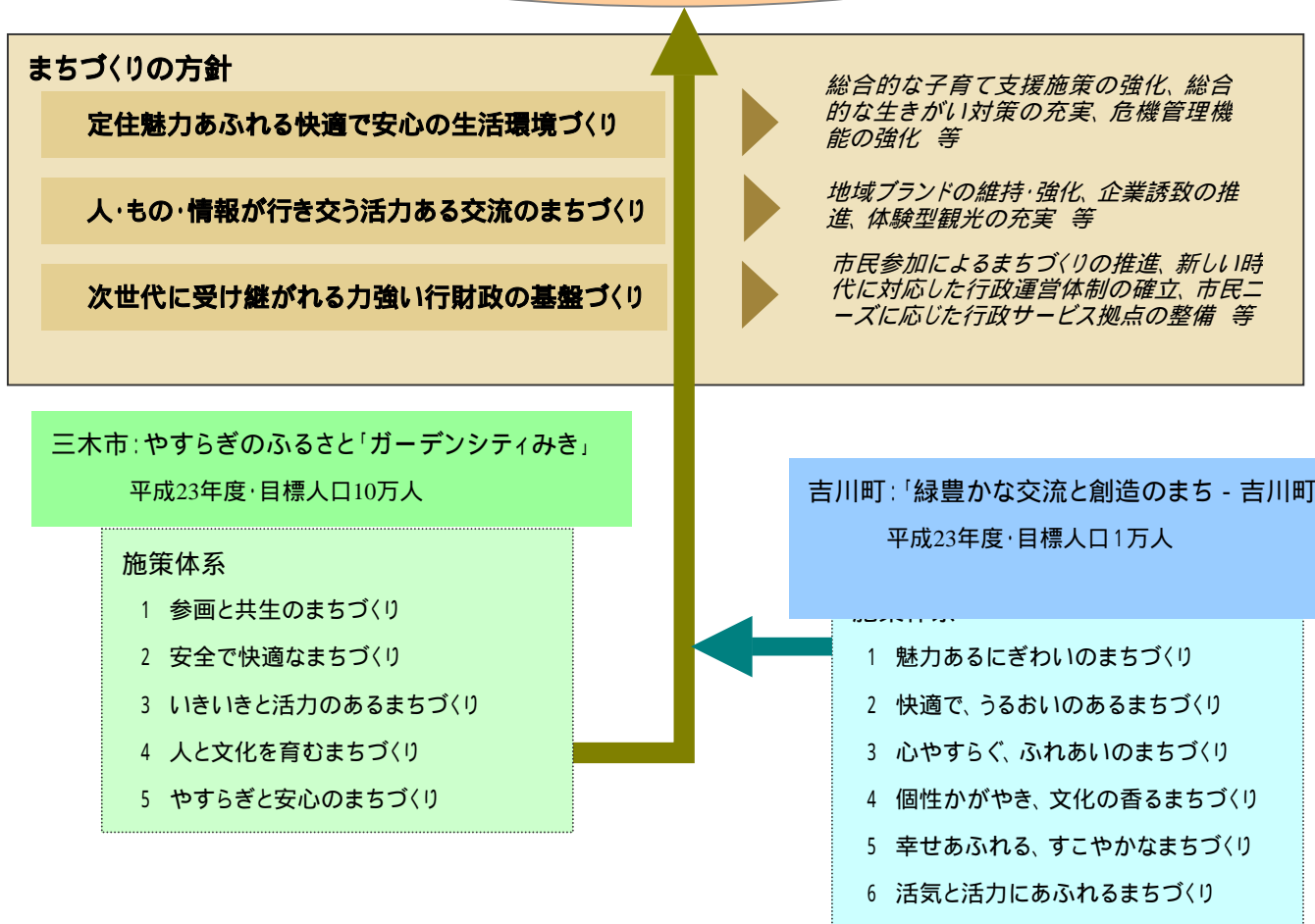
新市建設にあたっては、以上に掲げた、

- (1) 定住魅力あふれる快適で安心の生活環境づくり
- (2) 人・もの・情報が行き交う活力ある交流のまちづくり
- (3) 次世代に受け継がれる力強い行財政の基盤づくり

の3点を基本に、三木市・吉川町の共通課題を解決するとともに、新市としての新たなまちづくりに取組み、10年後に「合併してよかった！」とだれもが実感できる、子や孫の世代に受け継がれるまちづくりを進めます。

新市建設の基本方針（総括）

10年後にだれもが「合併してよかった！」と実感できる、子や孫の世代に受け継がれるまちづくり



4 . 吉川町域のまちづくりの方針

新市における吉川町域の位置付け

新市の北東部に位置する吉川町域については、吉川町新総合計画の将来都市像である「緑豊かな交流と創造のまち」を受け継ぎながら、新市での「緑と憩いの交流エリア」に位置付けるとともに、地域文化創造拠点の整備を通じて、暮らしに根づく文化を背景に、地域性を活かしたまちづくりを進めていくことを基本とします。

そのため、山田錦や里山環境をはじめとする自然資源、文化資源やネットワークを含めた人的資源などの豊かな地域資源を十分に活かしながら、新市の東の玄関口として地域外との交流の促進を図るほか、定住環境や都市魅力の向上を目指したまちづくりを進めていきます。

まちづくりの方向性

新市建設の基本方針に沿って、吉川町域のまちづくりの方向性を示します。

定住魅力あふれる快適で安心の生活環境づくり

吉川町域には、多自然居住空間である集落・市街地とともに、近隣都市の郊外住宅地としてのニュータウン（みなぎ台）が整備されています。現在の居住者のみならず、今後の新たな吉川町域への転入者も含め、だれもが便利で快適・安心の暮らしを送れるように、都市基盤の整備や各種行政サービスの確保・充実、日常的な交通環境の確保・充実など、定住魅力の拡充に努めていきます。

人・もの・情報が行き交う活力ある交流のまちづくり

新市においては、中国自動車道により兵庫県内陸部地域、舞鶴若狭自動車道により兵庫県北部地域との連携が新たに強化されることから、より一層広域的な交流の推進を図ることが可能となります。また、新市の都市核や山陽自動車道等とのネットワークを充実するとともに、さらなる交流の促進をめざして隣接都市へのネットワークも充実させます。

さらに、山田錦や豊かな緑・里山環境、ゴルフ場などの地域の自然資源や書道（上田桑鳩）、郷土芸能などの文化資源を活用しながら、新市のさまざまな交流を活発にするように、地域活性化施策を展開していきます。

次世代に受け継がれる力強い行財政の基盤づくり

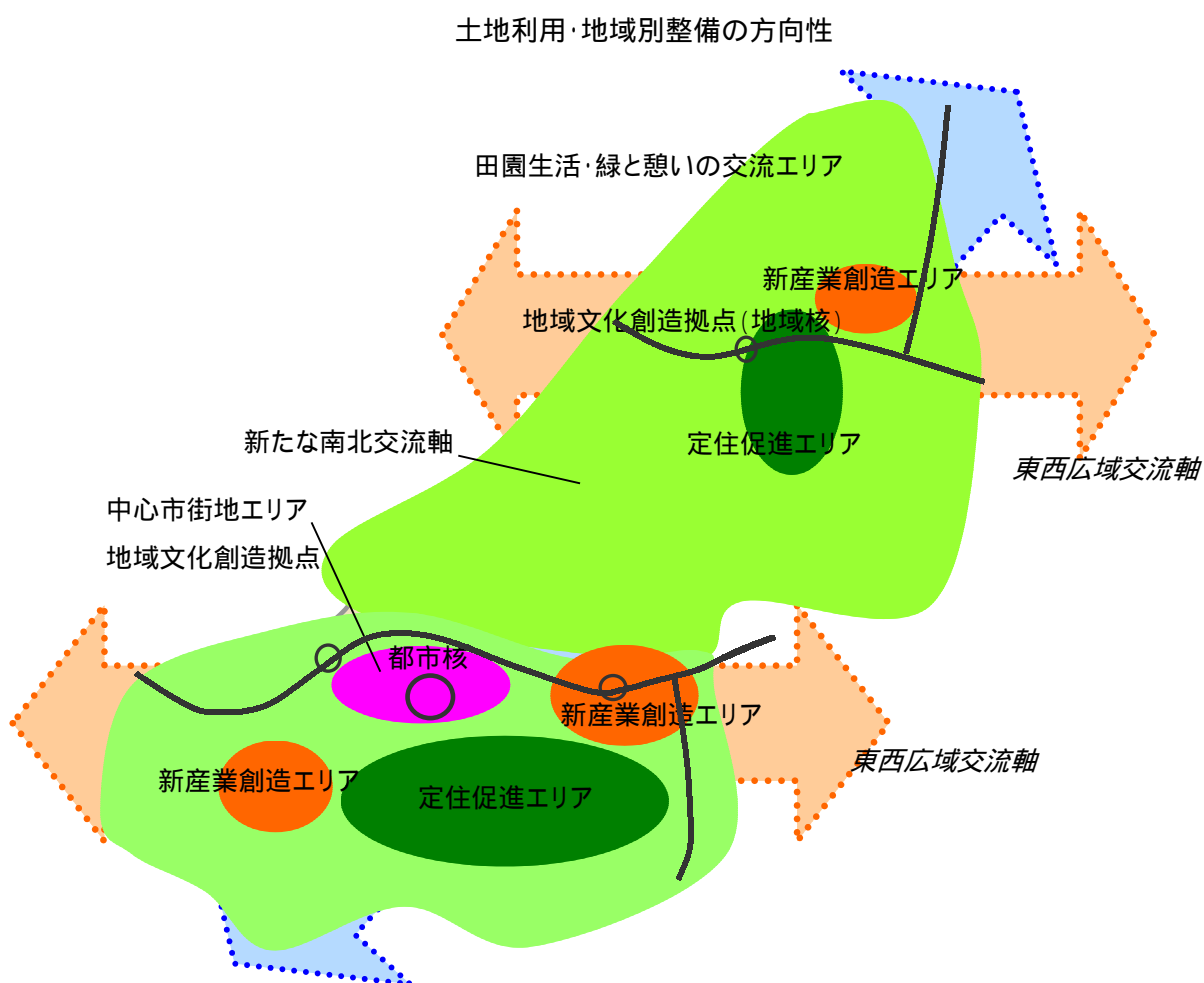
吉川町では従来から CI（コミュニティ・アイデンティティ）事業をはじめ、地域の独自性を活かしたまちづくりを推進してきました。新市においても協働のまちづくりを基本として、地域住民の参加を得ながら、吉川町域の個性・独自性を活かしたまちづくりや住民参加のしくみづくりを進めていきます。

5 . 土地利用・地域別整備の方向性

新市においては、地理的条件や土地利用の現況、および開発動向等を踏まえて、市域全体を「田園生活・緑と憩いの交流エリア」と位置づけるとともに、中枢的な都市機能が集積し、全市の中核となる「中心市街地エリア」、新しい産業の立地を進める「新産業創造エリア」、新たな人口流入を呼び込む核となる「定住促進エリア」を設定します。また、各地域の特性・特色を活かすために、それぞれの地域において地区拠点の整備を進めます。

特に、吉川町域については、新市の東の玄関口としての位置づけをする一方、口吉川町、細川町域を含め、独自の地域資源を有効に活用しながらその特性を活かしたまちづくりを進めるとともに、新市北部の地域文化創造拠点として位置づけます。

一方、全市的な観点から一体性を確保するため、東西方向の広域交流軸に加えて、新たな南北交流軸を設定し、それぞれのエリアとの交流を促進させる基盤整備を進めるとともに、教育、文化、生活などが共有できる多様な都市機能の充実を図ります。



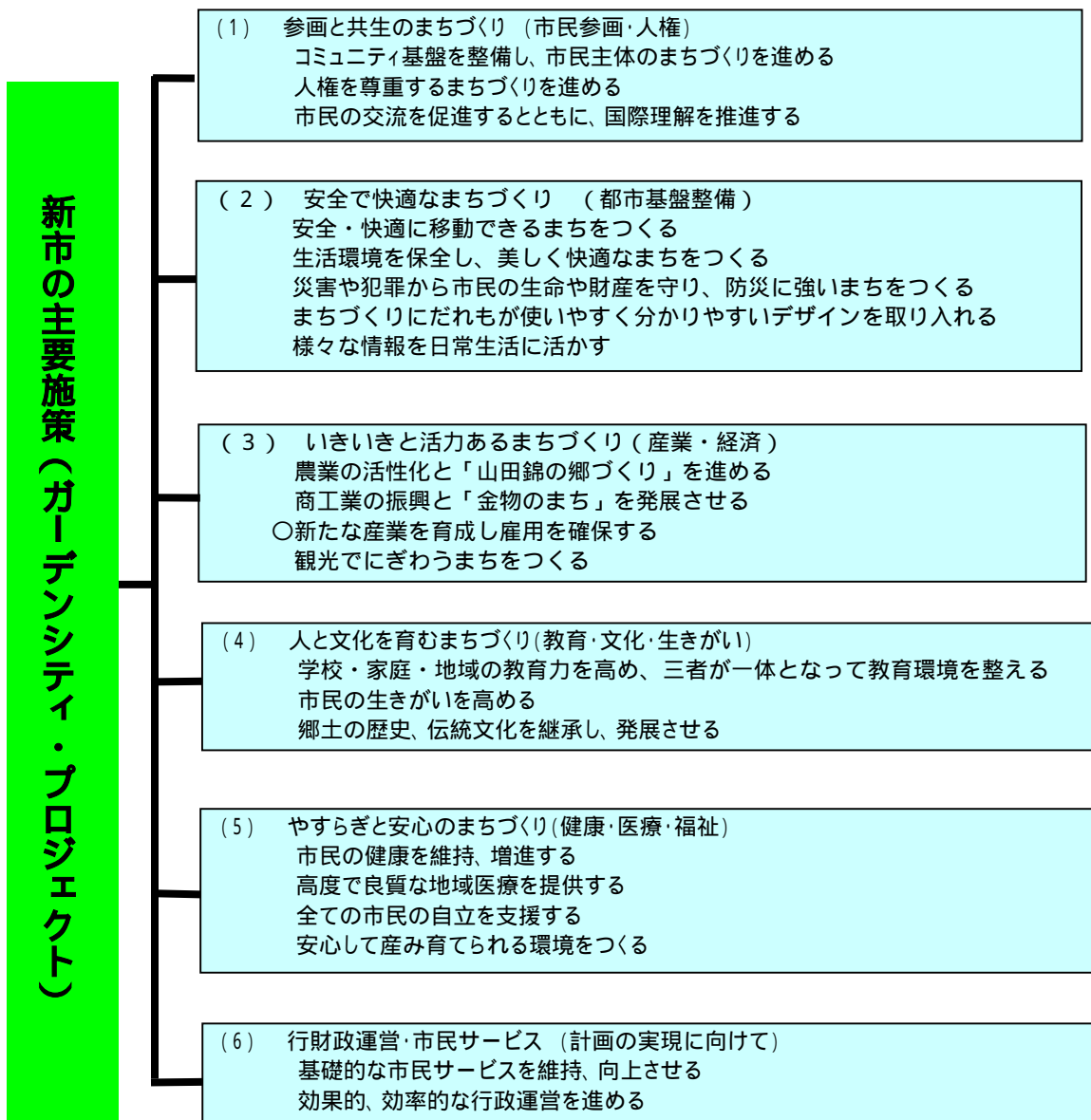
土地利用・地域別整備の方向性

エリア・拠点	整備の方向
<p>●田園生活・緑と憩いの交流エリア</p>	<p>新市の平野部、および丘陵部からなるエリアです。農業の振興や田園景観の保全を進めるとともに、山田錦、花き、その他農産物などの地域資源活用の活性化や田園生活基盤の充実をはかり、職・住・遊のバランスのとれた地域整備を進めます。</p> <p>また、同地域の丘陵・台地部、および美囊川沿い等の平野部からなるエリアでは、大部分が宅地造成工事規制区域となっていますが、緑豊かな自然資源や里山の景観を保全していくとともに、農業の振興やゴルフ場をはじめとするスポーツ・レクリエーション施設が集積していることから、これらを生かした交流活性化を進めるエリアとしても整備を進めます。</p>
<p>●中心市街地エリア／都市核</p>	<p>三木地区周辺の、商工業や公的機関等の都市機能が集積するエリアです。新市全体での中核的なエリアとして、豊かな市民生活や地域全体の活性化を先導する拠点として、都市機能の高度化をはかります。</p>
<p>●地域文化創造拠点／地域核</p>	<p>三木地区周辺及び吉川地区に地域文化拠点を設置し、それぞれの地域において育まれてきた地域の歴史・伝統・文化を次世代に継承し、また新しい地域文化を創造していく拠点としての整備を進めます。特に、吉川地域においては住民生活を支援する拠点としても、各種都市機能の整備を図ることといたします。</p>
<p>●定住促進エリア</p>	<p>近年宅地造成された住宅地を中心とするエリアです。市外からの人口流入を促進する拠点として、生活基盤の整備などの魅力ある都市環境づくりを進めるとともに、他エリアとの交流・連携によって全市的な一体性を醸成していきます。</p>
<p>●新産業創造エリア</p>	<p>ひょうご情報公園都市及び三木工場公園、吉川産業団地等を含むエリアです。基盤整備等の推進と企業・事業所の誘致を進め、新しい産業の創造をはかるとともに、他のエリアとの交流を促進し、新市全体での経済・産業の活性化を促す拠点としての整備をはかります。</p>

第5章 新市の施策

1. 新市の主要施策（ガーデンシティ・プロジェクト）体系

新市の将来都市像「やすらぎのふるさと”ガーデンシティみき”」を実現するため、まちの基盤をつくる主要施策を展開します。新市の骨格をつくり、暮らしやすく、快適な生活を営むための基本的な事業です。



2. 新市の施策

(1) 参画と共生のまちづくり (市民参画・人権)

コミュニティ基盤を整備し、市民主体のまちづくりを進める

新市では、市民参加を促し、行政と市民や団体・コミュニティ組織間の適切な役割分担による協働型社会の構築を推進していきます。そのために、情報公開・情報提供により市政への市民参加機会をより一層充実します。また、市民生活に身近な地域コミュニティを単位として各コミュニティの独自性や特色を活かしたまちづくりを進めるため、吉川町で取り組まれているC I (コミュニティ・アイデンティティ) 計画^(注)の考え方を全市的に広めるとともに、コミュニティの核としての各町の公民館を充実します。吉川地区における公民館についても地区公民館としての位置づけを明確にし、地域コミュニティの核としての機能が十分発揮できるよう整備します。

また、人間性豊かな心ふれあう地域社会を築くために、市民のコミュニティ意識の高揚を図るとともに、コミュニティリーダー、ボランティア活動、NPO 活動などの活性化のために、活動拠点の充実など積極的な支援策を推進します。

(注) C I (コミュニティ・アイデンティティ) 計画とは

地域のアイデンティティ (個性) を再確認し、それを内外に発信し、地域の振興・活性化を進めることを目的とした戦略的な計画のことです。合併後の新市では、各地域が有する資源を掘り起こし、ひとつの統一したデザインを企画し、市民一人一人の「まちを愛する心」を育み、まちづくりに積極的に参画するような計画やしゅみづくりが求められます。

人権を尊重するまちづくりを進める

同和問題や女性、高齢者、障害者、外国人への差別、また、近年では児童虐待など、人権に関する問題は多様化していますが、これらの問題の解決に向け、あらゆる場を通して、効果的な人権教育・啓発を推進するとともに、人権尊重の感性と実践力を備えた人づくりを積極的に推進します。

また、男女共同参画社会の実現に向けて、教育、子育て支援、就労などの各行政分野が連携しながら総合的に施策を展開します。

市民の交流を促進するとともに、国際理解を推進する

市民としての共通意識の形成を目指して、交流拠点としてのスポーツ・レクリエーション施設の整備、全市的なイベント開催などを行い、地域や世代間の差異を理解し合える場や機会の提供をしていきます。

また、三木市では、アメリカのカリフォルニア州バイセリア市と姉妹都市提携、吉川町ではオーストラリアのコロワ市との友好提携を結ぶなど、国際交流を推進してきましたが、今後ともこれらの交流活動を継続し、市内に在住する外国人との友好を深めるとともに市民の国際感覚を醸成することを趣旨として、国際交流活動を活発化させます。

参画と共生のまちづくりにおける主な施策・事業

施 策	主 な 事 業
コミュニティ基盤を整備し、市民主体のまちづくりを進める	<ul style="list-style-type: none"> ○広報・公聴の制度充実、市民によるまちづくり提案の実施 ○地域の個性を活かしたまちづくりの推進 ○ボランティアを始めとする市民活動拠点の整備と充実
人権が尊重されるまちをつくる	<ul style="list-style-type: none"> ○「三木市人権尊重のまちづくり条例」に基づく人権尊重のまちづくりの推進 ○公民館など地域の活動拠点整備や人権教育・啓発の推進 ○男女共同参画プランに基づく、総合的な施策の展開
市民の交流を促進するとともに、国際理解を推進する	<ul style="list-style-type: none"> ○スポーツ・レクリエーション等の交流拠点の整備 ○全市的なイベントの開催 ○国際交流協会支援・都市親善の活動を推進

(2) 安全で快適なまちづくり (都市基盤整備)

安全・快適に移動できるまちをつくる

合併により新たな交流軸を構築し、相互の交流を活発化していくことが必要ですが、高齢者や学生などの車を運転することのできない市民が、行動の自由を制限される「交通弱者」とならないよう、公共交通機関の充実を図ることがますます重要な課題となっています。

三木市内においては、神戸電鉄、三木鉄道、路線バス、ゾーンバス等が運行されており、吉川町内では、路線バスや中国自動車道の高速バス、町内のコミュニティバスが運行されています。新市では、各地域における公共交通の利便性を確保するとともに、今後は「交通弱者」対策や広域化する市域に対応していく必要があります。そのため、三木市内と吉川町を結ぶ路線バスの充実など、市民生活に必要不可欠な最低限の移動手段については、その確保を図りながら、路線の再構築も含めて、公共交通ネットワークの充実やコミュニティバスの運行を検討し、市民ニーズに対応した効率的な公共交通サービスの提供を行っていきます。

一方、広域化する交通に対しては、中国自動車道、山陽自動車道、舞鶴若狭自動車道等の高速道路網へのアクセス道路を整備するとともに、三木市と吉川町の住民生活の一体化を推進し、円滑で快適な交通を確保していくため市内各道路の体系的な整備を進めます。

特に、三木市の中心部と吉川町の中心部を連絡する道路や各種公共施設の共同利用に資するための道路については、交通渋滞の解消や新市の均衡と一体性を図るため、県をはじめとする関係機関と十分に連携を取りながら順次計画的に整備を進めます。

生活環境を保全し、美しく快適なまちをつくる

三木市の豊かな自然や美しい景観を後世に伝えていくために、無秩序な開発に対する規制の強化や景観ガイドラインの策定を行っていくほか、自然環境の保護に積極的に関わっていきます。また、身近な生活環境レベルから地球環境レベルに至るまで、環境保護への積極的な取り組みを行うほか、環境教育の推進など、市民の環境保護に対する意識を高め、自主的に行動できるまちづくりを進めます。

ごみによる環境負荷を減らすためには、減量・リサイクル活動の促進、ごみ出しに対する市民のマナー向上への啓発などを図るとともに、廃棄物処理に関しては、効率的な収集体制の確立や、一般廃棄物や産業廃棄物の適正処理の推進、埋立て処分場の確保、違法な廃棄の防止策など、新市が一体として取り組みます。

快適なまちづくりを支える都市基盤として、水道施設の整備・維持・補修を推進し、市民に安全でおいしい水を安定的に供給していきます。生活排水処理については、市街地における公共下水道の整備、郊外においては特定環境保全公共下水道、農業集落排水事業、合併浄化槽設置、し尿処理施設の整備などを推進し自然環境の保持と快適な生活の確保に努めます。

市民が憩える空間を充実するためには、三木市の三木山総合公園や城址公園、吉川町の総合中央活動センター等の基幹的な公園整備のほか、地域の身近な公園の整備・充実や、市民参加による緑化活動等を推進します。また、秩序ある快適な都市空間づくりのため、土地区画整理事業の推進や、広域化する新市の土地情報を整備するための地籍調査についても積極的に推進していくとともに、良好な住環境の整備を促進します。

災害や犯罪から市民の生命と財産を守り、防災に強いまちをつくる

地震や風水害の被害を未然に防ぐため、急傾斜地や低地・住宅密集地などにおける災害防止の事業を推進するとともに、地すべりなどの土砂災害防止のための監視体制の充実に努めていきます。

また、新市全体での防災体制を強化し災害発生時の被害を最小限に抑えるため、防災計画の策定や消防防災拠点の整備、関連車両・機材等の充実、救急救命業務の高度化、公共施設の耐震補強などを進めるほか、住民自らが自助共助の活動を迅速に行えるよう、自主防災組織の育成や啓発を推進し、災害に強いコミュニティづくりに努めます。

一方、犯罪の多様化・低年齢化が進んできた今日、住民の安心・安全な生活を守るため、警察・学校などをはじめとする関係機関との連携を強化していくとともに、地域とも連携して危機管理体制を充実させていきます。

まちづくりにだれもが使いやすく分かりやすいデザインを取り入れる

健康な人だけでなく、子どもや高齢者、障害をもつ人など、市民のだれもが「使いやすい」「歩きやすい」まちであるために、施設のバリアフリー化を推進するなど快適な生活空間の創造に努めていきます。

一方、内外に対して新市の一体性を醸成・アピールするとともに、市内での移動や施設利用がだれにとってもわかりやすくスムーズにできるよう、新市としての統一的なデザインによるサインの整備を順次進めていきます。

様々な情報を日常生活に活かす

北播磨の中心都市として新市の魅力をさらに高めるとともに、広域化する新市において行政サービスやまちづくりをより一層充実していくためには、情報通信基盤を拡充するとともに、その基盤を活かしながら、様々な情報が活発に行き交う、また、市民が情報を利活用できるしくみをつくり上げていくことが求められます。

三木市では、市街地においては既に民間事業者によるケーブルテレビの供用が開始されていますが、今後は新市全域の整備促進に向け支援していくとともに、公共施設、学校などの地域イントラネット網の拡充を行います。また、地域イントラネットを活用した情報通信システムなどにより、各種行政サービスの利便性を高めます。また、エフエム三木の受信可能な範囲を新市全域とするための基盤整備についても推進していきます。

一方、情報活用能力の格差を減らすために、市民のパソコンの活用能力を高める取組みを充実します。

安全で快適なまちづくりにおける主な施策・事業

施策	主な事業
安全・快適に移動できるまちをつくる	<ul style="list-style-type: none"> ○幹線道路の整備推進 ○生活道路の整備・充実 ○生活バス路線の維持やコミュニティバス路線の充実
生活環境を保全し、美しく快適なまちをつくる	<ul style="list-style-type: none"> ○無秩序な開発への規制と自然環境の保全 ○景観ガイドラインの策定 ○ごみ減量・リサイクル活動の促進 ○廃棄物の埋立て処分場の確保 ○合併浄化槽の設置促進 ○上水道の安全性確保と水道施設の整備 ○公共下水道整備や農業集落排水の接続率の向上 ○し尿、汚泥の適正処理の推進 ○三木山総合公園や城址公園、吉川町の総合中央活動センター等の基幹的な公園や身近な公園の整備 ○土地区画整理事業の推進 <u>○地籍調査事業の推進</u> ○住環境の整備
災害や犯罪から市民の生命と財産を守り、防災に強いまちをつくる	<ul style="list-style-type: none"> ○急傾斜地、危険箇所地等の調査啓発の推進 ○防災計画の策定 ○防災情報通信システム、防災無線等の整備 ○消防庁舎、総合防災拠点の整備 ○(仮称)県震災記念公園の活用 ○消防関連の車両・機材・消防水利機能等の維持・向上 ○救急救命業務の高度化 ○防犯・防災意識の高揚と自主防災組織の育成 ○関係機関の連携強化による危機管理体制の充実
まちづくりにだれもが使いやすいく分かりやすいデザインを取り入れる	<ul style="list-style-type: none"> ○公共施設のバリアフリー化を推進 ○統一デザインによるサイン整備
様々な情報を日常生活に活かす	<ul style="list-style-type: none"> ○地域イントラネットなど、情報通信基盤の整備・拡充 ○市民が利用できる情報通信システムの充実 ○情報活用能力の向上のための事業の推進

●主な県事業

施 策	主 な 県 事 業
安全・快適に移動できるまちをつくる	○幹線道路の整備推進（県道加古川三田線・県道三木山崎線等）
災害や犯罪から市民の生命と財産を守り、防災に強いまちをつくる	○美囊川・金剛寺谷川・志染川等の河川改修 <u>○地すべり防止のための監視体制の充実</u>

(3) いきいきと活力あるまちづくり (産業・経済)

農業の活性化と「山田錦の郷づくり」を進める

三木市・吉川町は質、量ともに全国一を誇る酒米(山田錦)の生産地であり、花き、ぶどう、いちごなどの主要生産地でもあります。また、酒米は全国へ出荷され全国ブランド商品となっており、他の農産物についても同一地域内に生産地と消費地が隣接しているとともに、神戸・大阪などの消費地に隣接しているなど、地理的な優位性をもった地域です。

こうした農業資源を新市のより一層魅力的な地域資源としてブランド化し、全国に発信していくため、後継者の育成や生産性を高めるための農業基盤整備などを推進するとともに、豊かな農業資源を活かしながら、「山田錦まつり」をはじめとするイベントの開催や、「山田錦の館」「道の駅みき」「三木みらい館」を中心とした地域の特産品の加工・販売、都市と農村の交流を図る体験型農業、農業を教材とした環境教育の導入など、他の関連分野と連携した施策を展開し、農業を積極的にまちづくりに活かす施策を展開していきます。

商工業の振興と「金物のまち」を発展させる

三木市の地場産業である金物産業は生産・流通・販売の全ての面からみても、全国に「金物のまち」として発信できる地域資源といえます。とりわけ大工道具に代表されるように、三木の金物はそれぞれの分野において匠としての技術が全国的にも評価されていることから、これらの技術を全国に発信する仕組みづくりが必要となっています。そのため、金物まつりや新殖産の振興を推進するとともに、後世に金物のまち三木市を伝えていくために、伝統的な技術や文化の継承に努めます。

また、その他の商工業についても、地場産業の維持・活性化の観点から、関連団体と連携しながら支援策を展開していきます。

さらに、市内の商店街の活性化支援や官民の協働による新たな物流システムの構築支援など産業全体の推進に努めます。

新たな産業を育成し雇用を確保する

充実した高速交通網や大都市への近接性など、恵まれた立地環境を活かしながら、ひょうご情報公園都市をはじめとする市内への企業や研究機関等の誘致を促進するとともに、既存の地域産業や大学等とも連携しながら新たな産業の立地・育成を進め、地域経済の活性化や雇用の確保を図ります。

観光でにぎわうまちをつくる

本地域には、グリーンピア三木、ホースランドパーク、三木山森林公園、山田錦の館、吉川温泉よかたんなどの家族で楽しむ施設や、ぶどう、いちごなどの観光農作物、また、豊かな自然や日本屈指の集積を誇るゴルフ場などといった地域の特性を活かした観光・集客資源に恵まれています。こうした地域資源を連携・ネットワーク化させながら、自然と

文化が楽しめる「大都市近郊の農業体験等の拠点」として、新市のPRを推進します。また、広域的な波及が見込めるイベント開催等により、年間を通じた観光魅力の増幅に努めます。

さらに、案内看板や統一的なサイン表示の充実、各種媒体を通じた情報提供の拡充など、快適に観光してもらうための心のこもった環境整備を推進します。

いきいきと活力あるまちづくりにおける主な施策・事業

施策	主な事業
農業の活性化と「山田錦(注)の郷づくり」を進める	<ul style="list-style-type: none"> ○地域の特産物の生産力増強や、ブランド力の向上 ○「山田錦」の郷づくりや、「山田錦の館」を中心とした、都市と農村の交流の促進 ○「山田錦まつり」の運営 ○体験型農業の推進 ○ため池整備、ほ場整備、農道整備、土地改良施設の維持管理等の推進 ○担い手農家の育成や、新規就農支援を通じた新たな担い手の育成 ○地産地消の推進
商工業の振興と「金物のまち」を発展させる	<ul style="list-style-type: none"> ○金物の製品デザインなどの開発力の向上や販路拡大、協同事業の活性化等 ○金物まつり、新殖産の振興 ○伝統的な技術や文化の継承 ○中小企業、商店街の活性化
新たな産業を育成し雇用を確保する	<ul style="list-style-type: none"> ○企業、研究機関等の事業所誘致の推進 ○関係機関と連携した新たな産業の育成
観光でにぎわうまちをつくる	<ul style="list-style-type: none"> ○各観光・集客施設間のネットワーク化推進 ○グリーンピア三木、ホースランドパーク、三木山森林公園、山田錦の館、吉川温泉よかたん等の集客拠点の活用・充実 ○ゴルフ場の有効活用策の検討 ○イベント開催の充実 ○農業体験・自然体験等の推進

(注) 山田錦: 大正12年に兵庫県立農事試験場において品種改良された酒米で、特に播磨地方で多く栽培されています。

●主な県事業

施 策	主 な 県 事 業
農業の活性化と「山田錦 ^(注) の郷づくり」を進める	○ため池整備、ほ場整備、農道整備、土地改良施設の維持管理等の推進（県営農地等保全管理事業 等）
新たな産業を育成し雇用を確保する	○産業基盤整備等の推進

(4) 人と文化を育むまちづくり(教育・文化・生きがい)

学校・家庭・地域の教育力を高め、三者が一体となって教育環境を整える

少子高齢化社会の到来とともに、核家族化が加速している現代社会においては、家庭での子育て環境も大きく変化してきています。

このような社会状況のもと、新市においては、学校、家庭、地域が連携して子どもたちを育むことができる地域社会の構築のため、関係する機関・団体等の連携やネットワーク化を図るとともに、児童・生徒一人ひとりの個性や意欲を大切にしながら、「生きる力」の育成や「心の教育」の充実に取り組むとともに、情報化や国際化等の時代ニーズにも対応した学校教育内容の充実を図ります。

また、生徒・児童への相談・カウンセリング機能の充実や、教職員の資質向上・人材育成の取組みを推進します。

また、老朽化した学校園舎の改修などの基本的な教育環境の整備を進めます。さらに、少子化が進展し、児童・生徒数が減少傾向にあるなかで、新市として一体的な教育行政の体制を構築し、効果的な教育行政を推進するため、必要に応じて学校区の再編等の検討を進めていきます。

市民の生きがいを高める

いわゆる団塊世代サラリーマンの退職によって、大都市への通勤者が居住地周辺地域に生活の場を回帰させるなど、市民が地域社会との係わりを深めていく機会が、今後はより一層増加することが予想されます。一人ひとりの市民が、地域に密着して生きがいのある生活を送りながら、今まで人生の中で培ってきた様々な知識や経験を活かし、まちづくりやひとづくりに貢献していくことのできる社会づくりが求められています。

心豊かに生きがいを持って生活ができるよう、市民ニーズに応じた公民館、図書館、活動センターなどの生涯学習拠点を充実させるとともに、吉川町域の住民活動拠点の整備、さらには生涯学習推進体制の新たな構築と生涯学習プログラムを充実していきます。

スポーツやレクリエーションについては、三木山総合公園や吉川町総合中央活動センター等の拠点施設の整備・充実を図るほか、市民ニーズに対応した生涯スポーツ拠点の整備に努めます。

また、青少年の健全育成のため、ニュースポーツや武道などを推進するとともに、地域スポーツクラブの充実、各種スポーツイベントの開催、また、豊かな自然環境や全国有数の集積を誇るゴルフ場等との官民協働による施策など、地域資源を活かした施策に取り組みます。

郷土の歴史、伝統文化を継承発展させる。

三木市では伽耶院本堂や木造毘沙門天立像など、吉川町では稲荷神社本殿、天津神社本

殿、東光寺本堂、歓喜院聖天堂が国指定の重要文化財となっているなど、本地域では豊かな歴史資源や伝統文化を有しています。

新市においては、地域の歴史的な遺産の保全・活用や、吉川町域をはじめとする各地域・地区の伝統行事・文化の保全を進めるなど、郷土の歴史・文化の継承に取り組むとともに、市民が歴史に触れ、学ぶための文化財等の保存・展示拠点の整備を推進します。

人と文化を育むまちづくりにおける主な施策・事業

施策	主な事業
学校・家庭・地域の教育力を高め、三者が一体となって教育環境を整える	<ul style="list-style-type: none"> ○学校、家庭、地域が連携した社会の構築 ○教育相談の充実 ○学校園舎、給食施設等の維持管理・整備 ○情報教育や国際理解教育の推進 ○必要に応じた学校区の再編等の検討
市民の生きがいを高める	<ul style="list-style-type: none"> ○生涯学習推進体制の構築とプログラムの充実 ○図書館整備や図書物流システム導入など市内での図書館ネットワークの充実 ○生涯学習拠点としての公民館機能の充実 ○三木山総合公園、吉川町総合中央活動センターなどの公園整備・充実 ○生涯スポーツ拠点の整備 ○国体を円滑に開催、運営するため、関連施設の整備・充実 ○ゴルフ場等との協働による市民のレクリエーション機会の充実 ○地域スポーツクラブや各種イベントの開催
郷土の歴史、伝統文化を継承発展させる。	<ul style="list-style-type: none"> ○指定文化財をはじめ、埋蔵文化財の発掘・調査など、地域の歴史的な遺産の保全・活用 ○各地域・地区の伝統行事・文化の保全 ○文化財等の保存・展示拠点の整備

(5) やすらぎと安心のまちづくり(健康・医療・福祉)

市民の健康を維持、増進する

高齢化が急速に進展している中で、市民一人ひとりがいつまでも健康でいきいきとした生活を送れるように環境を整えていくことは、まちづくりの基本となるものです。

三木市の総合保健福祉センターや吉川町の健康福祉センターを中心に、保健サービスを総合的に提供する体制を充実しながら、市民の疾病を予防し、健康寿命の延伸を支援するため、意識啓発や各種健診、教室の実施、福祉医療の充実などを推進します。

高度で良質な地域医療を提供する

地域の様々な医療機関、関係機関が連携しながら、安心のネットワークを構築していく必要があります。地域医療の中核を担う市民病院においては、より一層、経営の健全化に努めるとともに、医療サービスの向上及び施設整備の充実を進めていきます。また、休日・夜間等の緊急医療体制を充実します。

全ての市民の自立を支援する

全ての市民が自立した生活を送れるよう、地域福祉計画を策定し地域での助け合いを促進するとともに、活動の拠点施設を充実するなど、地域福祉のコミュニティづくりを促進します。

高齢者福祉については、介護予防施策の充実や、在宅支援体制の構築、施設サービスの充実などサービス提供体制の確立を進めるとともに、介護家族の負担を軽減する施策を充実します。また、要支援・要介護者の生活を支援する介護保険制度の健全な運営を図ります。

障害者(児)福祉については、障害者の経済的負担の軽減、障害者スポーツ大会など障害者の様々な交流の機会を充実するとともに、身体障害者、知的障害者、精神障害者の各対象者のニーズに応じた各種の在宅支援サービスおよび施設サービスを充実し、社会参加の促進を図るための各種施策を充実します。

また、生活保護制度の充実をはじめ、災害被災者等への支援など、様々な立場の人々への自立支援策を推進します。

安心して産み育てられる環境をつくる

少子化が進行するなかで、安心して産み育てられる環境づくりを進めるために、女性の社会進出促進等の視点も含めた総合的・計画的な子育て支援施策が求められています。

そのため、子供を健全に育てる環境を整えるための子育て相談や子育てサークルの開催、各種助成制度の充実をはかるとともに、市民ニーズに応じた保育所サービスの充実、小学校での放課後の保育のほか、今後の新たな子育て環境づくりのため、幼保一元化に向けた検討を進めます。

やすらぎと安心のまちづくりにおける主な施策・事業

施 策	主 な 事 業
市民の健康を維持、増進する	<ul style="list-style-type: none"> ○保健サービスを総合的に提供する体制の構築 ○健康へ意識啓発、各種健診や相談体制・教室等の充実 ○福祉医療の充実
高度で良質な地域医療を提供する	<ul style="list-style-type: none"> ○地域の医療機関、関連機関が連携した安心のネットワークづくり ○市民病院の効率的経営、医療サービスの質的向上、施設整備の充実 ○休日・夜間等救急体制の充実
<u>全ての市民の自立を支援する</u>	<p><u>○地域福祉計画の策定</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ○福祉コミュニティづくりの推進 ○高齢者の生活支援サービス・在宅支援サービスの充実 ○障害者の生活支援サービスの充実 ○生活保護者の自立支援の充実 ○母子家庭や災害被災者など、様々な立場の人々への自立支援策の推進
安心して産み育てられる環境をつくる	<ul style="list-style-type: none"> ○子育てに係る相談、教室等の充実 ○児童手当等の経済的支援の充実 ○ニーズに応じた保育サービスの充実 ○幼保一元化に向けた検討

(6) 行財政運営・市民サービス (計画の実現に向けて)

基礎的な市民サービスを維持、向上させる

市民の各種情報を適正に管理し、個人情報保護を徹底するとともに、基礎的な市民サービスの維持・向上のため、吉川支所の設置などをはじめ、電子申請システムの構築や公共施設案内・予約システムを始めとする各種市民アプリケーションの充実など、情報通信基盤を活用し、利便性の向上を図ります。

また、合併により新たな利用者増が見込まれる斎場等の施設については合併後速やかに整備を進めていくことといたします。

効果的、効率的で市民志向の行政運営を進める

新市としての政策を戦略的に推進するため、住民の参画を基本として、様々な機会を捉えて住民の意見を反映させながら、まちづくりの長期ビジョンや土地利用計画を明確化するとともに、施策の重点化や、施策を推進するための効率的・効果的な組織体制の整備、人材の育成に努めます。

また、施策の達成度を評価する行政評価システムの充実や意思決定の明確化など、行財政運営における透明性を確保するとともに、健全な財政運営を行うため、適正な予算運用の実施や、市税をはじめとする収入の確保、資産の有効活用等、さらには行財政改革の一層の推進を図るとともに、情報通信技術等も活用しながら業務の効率化・高度化に取り組みます。

行財政運営・市民サービスにおける主な施策・事業

施 策	主 な 事 業
<p>基礎的な市民サービスを維持、向上させる</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○個人情報保護の徹底 ○吉川支所設置と窓口サービスの充実 ○電子申請システムの構築や公共施設案内・予約システム等の充実 ○行政相談、法律相談等の充実 ○斎場の建設整備
<p>効果的、効率的で市民志向の行政運営を進める</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○<u>住民意見を反映させるため市政懇談会等の充実</u> ○行財政改革の推進 ○長期ビジョンや土地利用計画の策定・明確化 ○効率的・効果的な組織体制を整備 ○行政評価システム、目標管理制度の構築 ○人材の育成 ○適正な予算運用の実施や、市税をはじめとする収入の確保、資産の有効活用等 ○情報化による業務の効率化・高度化など業務改善の推進

第6章 公的施設の適正配置と整備

公共施設の統合整備と適正配置については、市民生活に急激な変化を及ぼさないよう利便性などにも十分配慮しつつ、地域の特性やバランス、さらには財政事情を考慮しながら計画的に進めていくことを基本とします。

第7章 財政計画

1 財政計画の基本的な考え方

新市の財政計画は、平成17年度から平成26年度までの10年間の財政見通しについて、三木市と吉川町の過去の決算、16年度の決算見込み状況及び現在の財政制度等を参考に、普通会計一般財源ベースで作成したものであり、合併後の新市において、健全な財政運営が堅持できるかどうかを判断するための「財政のシミュレーション」です。現在の経済状況や行財政制度を基本に合併に伴う変動要因を加味して作成しており、今後の経済情勢や地方財政制度等の変化により変動することもあります。

また、新市の予算編成については、その時々々の社会経済情勢を勘案しつつ単年度ごとに収支均衡となることを基本として行うため本計画が将来の予算編成を拘束するものでもありません。

2 歳入

(1) 地方税

市民税、固定資産税、軽自動車税など住民、企業等に納めていただく税金です。

(2) 地方交付税

地方公共団体ごとの財源の均衡化を図り、地方行政の計画的な運営を保障するため、国が、一定の基準に基づいて各地方公共団体ごとに標準的な必要額（基準財政需要額）と標準的な収入（基準財政収入額）を見積もり、財源不足が生じる場合に、その不足額を基礎として地方公共団体に交付するものです。

(3) その他の収入

① 地方譲与税

地方道路税、自動車重量税など国が国税として徴収し、一定の基準によって地方公共団体に譲与されます。

② 利子割交付金

利子所得を県が課税し、その一部を市町村に対して交付するものです。

③ ゴルフ場利用税交付金

ゴルフ場の利用行為に対して県が課税し、その一部を交付金として市町村に交付するものです。

④ 地方消費税交付金

都道府県が都道府県間における精算後の地方消費税収入額の2分の1に相当する交付金額を当該都道府県の市町村に対して交付するものです。

⑤自動車取得税交付金

都道府県が道路に関する費用に充てるために課税した収入額を一定の基準で市町村に交付するものです。

⑥地方特例交付金

恒久的な減税に伴う地方税の減収額の一部を補填するため、地方税の代替的性格を有する財源として、将来の税制の抜本的な見直し等が行われるまでの間、市町村に交付するものです。

⑦交通安全対策特別交付金

激増する交通事故に対処するため、地方公共団体が必要とする道路交通安全施設の設置等に要する経費として、国が都道府県及び市町村に交付するものです。

⑧分担金・負担金

地方公共団体が特定の事業に要する経費に充てるため、当該事業によって利益を受ける団体などから一定の基準によりいただく費用です。(幼稚園保育料、土地改良事業分担金、民生費負担金など)

⑨使用料及び手数料

使用料は、行政財産や公の施設の使用・利用の対価としてその使用者・利用者に支払っていただくものです。主なものは、体育施設使用料、住宅使用料(市営住宅の家賃)などです。

手数料は、地方公共団体の事務で、特定の者に提供する役務に対しその費用の対価として支払っていただくものです。主なものは、戸籍や住民票の発行手数料、税の督促手数料などです。

⑩国・県支出金

地方公共団体が行う事業に対して、国及び県が一定の基準により交付する費用です。(教育費国庫負担金、国庫補助金など)

⑪財産収入

地方公共団体が有する財産を貸付け、私権を設定し、出資し、交換し、または売払いをすることによって生じる現金収入のことです。主なものは基金利子、不動産売払収入などです。

⑫繰入金

一般会計、他の特別会計及び基金などの会計の間において、相互に運用資金として繰入れる費用のことをいいます。

⑬諸収入

上記に該当しない歳入費用のことで、延滞金、加算金、過料などがこれにあたります。

⑭ 地方債

特定の歳出(学校や道路の建設等)に充てるため地方公共団体が年度を越えて元利を償還する借入金のことです。建設事業のための借入金が原則ですが、地方税の減税分を補う

減税補てん債、交付税財源の不足分を補う臨時財政対策債などの例外的な地方債もあります。

3 歳出

(1) 人件費

職員・特別職の給与・共済費、議員・委員の報酬等に要する経費です。

(2) 扶助費

社会保障制度の一環として、生活保護法、児童福祉法、老人福祉法などに基づき、支出される費用のことです。

(3) 公債費

地方債の償還に充てる費用です。

(4) 投資的経費

いわゆる投資的事業のことで、道路をつくったり、施設を建てたりするための費用です。

(5) その他

①物件費

賃金、旅費、交際費、需用費、役務費、備品購入費、委託料、賃借料などです。

②補助費等

団体に対する負担金や補助金、報奨金、賠償金などです。

③積立金

特定の目的のために設けられた基金への積み立てに要する費用で、主なものに財政調整基金、減債基金、福祉基金などがあります。

④繰出金

他会計に現金を移すための費用です。

⑤その他の支出

・維持補修費

公共施設などの維持・補修に使われる費用です。

・投資・出資金・貸付金

投資：地方公共団体が現金を運用し、利子収入を得る目的で投資するための費用です。

出資金：水道や病院等の公営企業会計への出資等にあてられます。

貸付金：団体や個人への貸し付けにあてられる費用です。

4 新市の財政計画

(単位：百万円)

区 分	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
地 方 税	10,946	10,983	10,997	10,997	11,018	11,023	11,023	11,023	11,023	11,023
地方交付税	5,417	5,378	5,344	5,124	4,923	5,062	4,957	5,050	5,049	5,136
その他の収入	4,444	4,464	4,472	4,472	4,472	4,472	4,472	4,472	4,472	4,472
歳 入 計	20,807	20,825	20,813	20,593	20,413	20,557	20,452	20,545	20,544	20,631
人 件 費	6,096	6,022	5,949	5,839	5,837	5,737	5,664	5,525	5,354	5,180
扶 助 費	1,198	1,241	1,278	1,315	1,353	1,391	1,430	1,471	1,514	1,557
公 債 費	5,160	4,796	4,837	4,672	4,638	4,790	4,774	4,613	4,325	4,121
投資的経費	877	884	841	940	940	886	907	951	966	925
そ の 他	8,929	8,736	8,416	8,482	8,448	8,458	8,466	8,497	8,464	8,413
物件費	3,289	2,881	2,746	2,749	2,794	2,764	2,764	2,775	2,760	2,760
補助費等	2,068	2,224	1,939	1,942	1,919	1,913	1,905	1,893	2,034	2,025
積立金	146	170	168	118	42	41	41	41	41	41
繰出金	2,907	2,968	3,042	3,119	3,129	3,194	3,252	3,274	3,261	3,241
そ の 他	519	493	521	554	564	546	504	514	368	346
歳 出 計	22,260	21,679	21,321	21,248	21,216	21,262	21,241	21,057	20,623	20,196
歳入歳出差引	1,453	854	508	655	803	705	789	512	79	435

やすらぎのふるさと

ガーデンシティみき

三木市・吉川町

新市まちづくり計画 概要版



もくじ

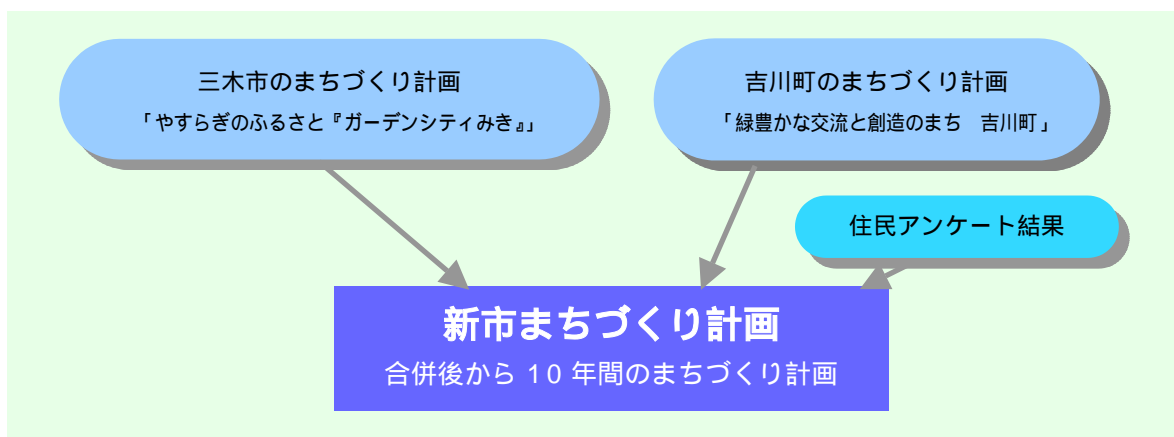
- 1 . はじめに 1
- 2 . 合併の背景と必要性 2
- 3 . まちづくりの基本方針 3
- 4 . 新市のまちの構造 4
- 5 . 新市の施策 5 ~ 8
- 6 . 公共施設の適正配置と整備 9
- 7 . 新市の財政計画 9 ~ 10

平成17年2月

三木市・吉川町合併協議会

1. はじめに

新市まちづくり計画とは、三木市と吉川町が合併し、新たな市として進むべき方向や将来ビジョンを示し、住民福祉の向上や地域の均衡ある発展と一体性を醸成するため作成するものです。合併後から概ね10年間の計画期間としています。



三木市のまちづくり

長い歴史を誇り、全国的に知名度の高い金物産業や、良質の酒米を中心に、都市近郊の特性を活かした米、ぶどう、レタス、菊など農業生産物を阪神間に出荷する、田園都市として発展してきました。

昭和40年代後半から、神戸市に隣接している地理的条件などにより、市の南東部で大規模な住宅開発が進められ、昭和50年代にかけて人口が急増しました。その後、グリーンピア三木の建設や、三木山ゾーンの整備などにより、文化、スポーツ・レクリエーション機能を備えた「ガーデンシティ」の実現に向けて発展を続けています。

現在では、山陽自動車道が開通し、広域的な交通の要衝として、また、三木震災記念公園や実大三次元震動破壊実験施設の整備により県の広域防災拠点ネットワークの中核地域としても飛躍しようとしています。

指定文化財としては伽耶院等、名所・旧跡としては三木城跡、竹中半兵衛の墓等があり、また、藤原惺窩生誕の地でもあります。また、三木ホースランドパークや、グリーンピア三木、三木山森林公園、金物資料館、道の駅みきなどの観光地のほか、数多くのゴルフ場があります。

吉川町のまちづくり

酒米「山田錦」の町として全国に知られる豊かな自然に包まれた田園の町で、トマト、ピーマン、ぶどう、黒大豆枝豆などの指定産地でもあります。

昭和49年に中国自動車道吉川インターチェンジが開設され、大阪方面への交通の利便性が飛躍的に改善されたことに伴い、レジャー施設として町内の各所にゴルフ場の立地が進みました。さらに、昭和63年に舞鶴若狭自動車道の開通やJR宝塚線の複線電化も完成し、町内においても「みなぎ台」吉川ニュータウンが開発され、平成7年にまちびらきが行われました。

現在では、平成14年に、「吉川温泉よかたん」、平成16年には「山田錦の館」がオープンし、これらの交流施設を中心に、自然資源・文化資源・人的資源を活用して協働のまちづくりを進めていく「山田錦のさと-よかわ」のCI計画を推進し、阪神北部地域に隣接するまちとして、緑豊かな交流と創造のまちづくりを進めています。



2. 合併の背景と必要性

三木市と吉川町のつながり・共通性

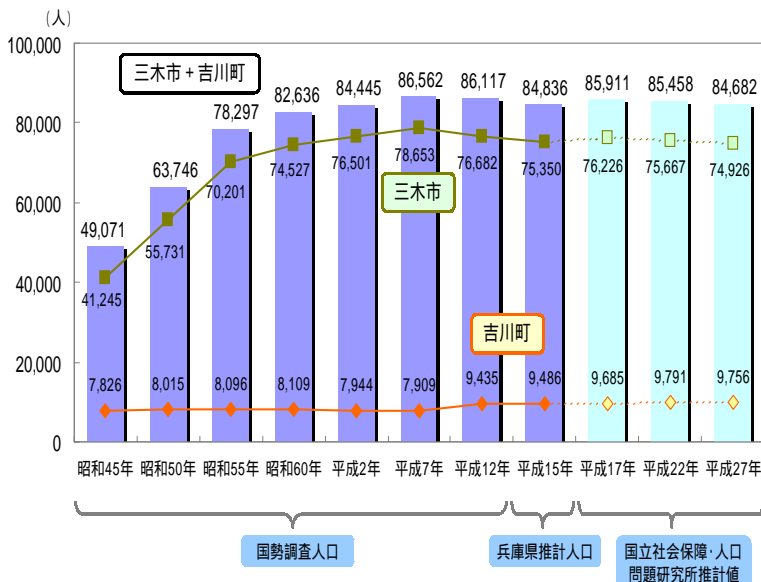
阪神都市圏に隣接する郊外都市として、立地環境に一体性があります。
 酒米・山田錦をはじめとする農作物や、ゴルフ場をはじめとしたレクリエーション施設など、地域資源に共通性があります。
 北播磨地域の構成自治体として、また、もと同じ美嚙郡の構成自治体として、行政・まちづくり面での深いつながりがあります。

三木市と吉川町の共通課題

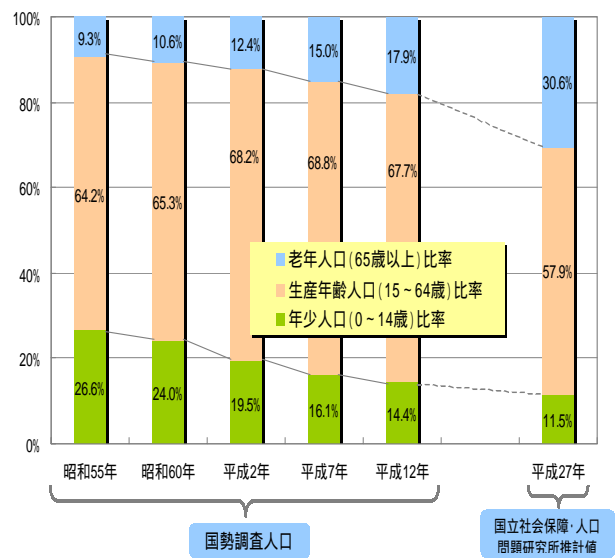
本格化する地方分権に対応していく必要があります。
 急速に進む少子高齢化や、社会の成熟化等に対応していく必要があります。
 交通網や通信手段等の整備によって広域化する日常生活圏へ対応していく必要があります。
 定住人口の増加策や、経済・産業活性化など、近隣との都市間競争へ対応していく必要があります。
 効率的な行財政運営を進め、厳しい財政状況へ対応していく必要があります。

三木市と吉川町の結び付きや共通性を踏まえつつ、両市町が合併することによって、お互いに共通する課題をともに乗り越えていく必要があります。

人口の推移と将来推計



年齢3区分別の人口比率



3. まちづくりの基本方針

新市の都市像

「やすらぎのふるさと”ガーデンシティみき”」

～すべての市民が共生し、市民参画による活力あるまちづくりをめざして～

新市の将来像を達成するための、まちづくりの将来目標

- 北播磨内陸地域の拠点都市づくり
- 「ガーデンシティ」にふさわしい都市基盤の整備や多自然居住環境の保全
- 快適で安心のふるさととして災害に強い防災都市
- ふるさとの歴史や地域資源を生かした個性が響きあうまちづくり
- 市民自らが生きがいを見出せる参画と協働社会の構築

新市建設の基本方針

定住魅力あふれる快適で安心の生活環境づくりを進めます

総合的な子育て支援施策の強化、総合的な生きがい対策の充実、危機管理機能の強化 等

人・もの・情報が行き交う活力ある交流のまちづくりを進めます

地域ブランドの維持・強化、企業誘致の推進、体験型観光の充実 等

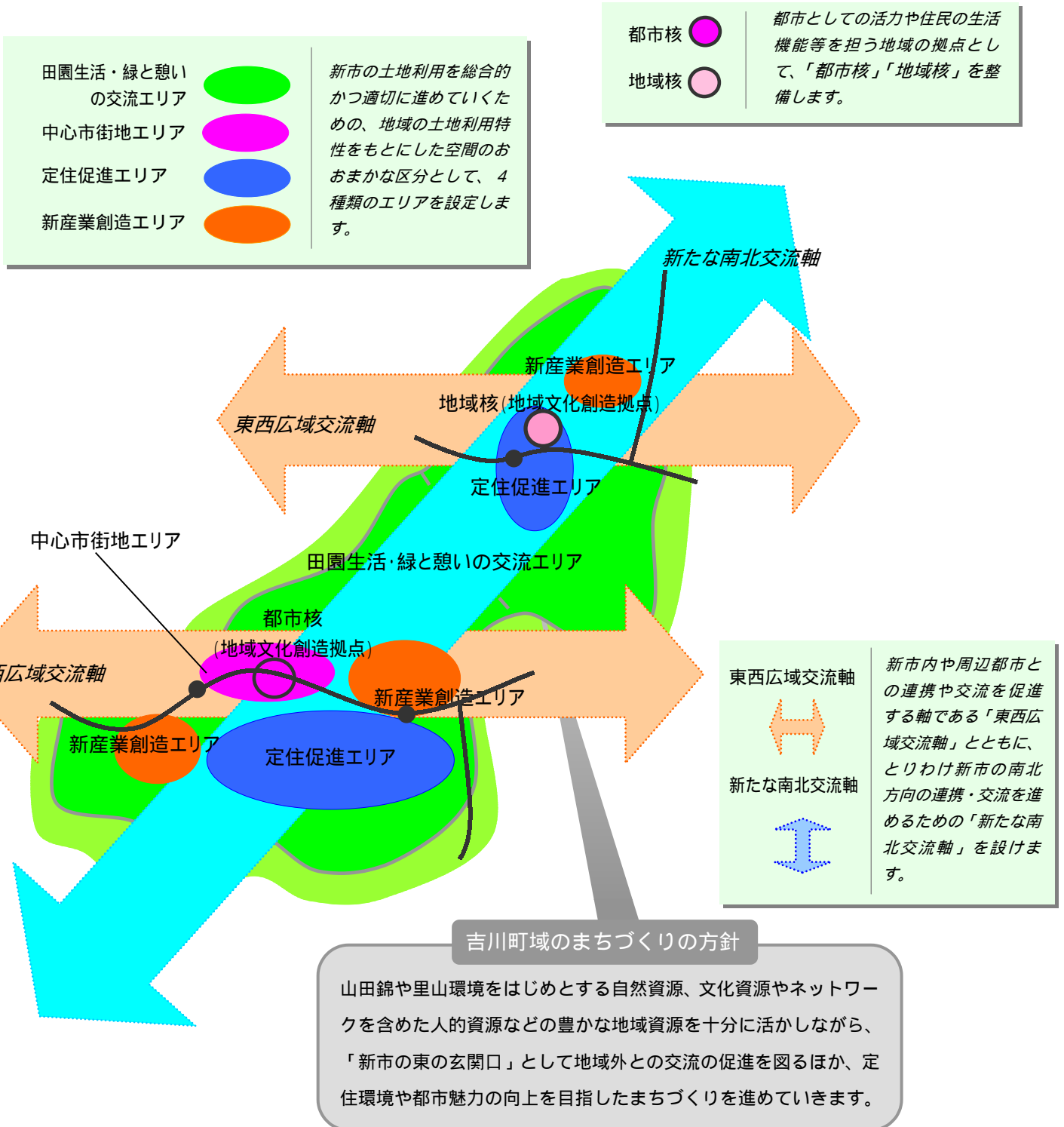
次世代に受け継がれる力強い行財政基盤づくりを進めます

市民参加によるまちづくりの推進、新しい時代に対応した行政運営体制の確立、市民ニーズに応じた行政サービス拠点の整備 等

10年後にだれもが「合併してよかった！」と実感できる、子や孫の世代に受け継がれるまちづくりを目指します

4. 新市のまちの構造

新市のまちづくりの中核を担う拠点（都市核・地域核）と、土地利用を総合的かつ適切に進めるためのエリアを設けます。また、東西方向および南北方向の「交流軸」を設け、新市内および周辺都市との連携や交流を促進します。



5. 新市の施策

参画と共生のまちづくり

安全で快適なまちづくり

いきいきと活力あるまちづくり

「やすらぎのふるさと」ガーデンシティみき」の実現のため、6つの柱で施策を進めていきます。

参画と共生のまちづくり

市民の積極的な参画のもとに、行政と市民がお互いに協力しながらまちづくりを進めるとともに、さまざまな立場の人々が地域のなかでお互いに尊重しあい、交流できるような社会の形成を進めます。

【方向性】

- コミュニティ基盤を整備し、市民主体のまちづくりを進めます。
- 人権を尊重するまちづくりを進めます。
- 市民の交流を促進するとともに、国際理解を推進します。

【主な施策・事業】

- 広報・公聴の制度充実、市民によるまちづくり提案の実施
- 地域の個性を活かしたまちづくりの推進
- ボランティアを始めとする市民活動拠点の整備と充実
- 「三木市人権尊重のまちづくり条例」に基づく人権尊重のまちづくりの推進
- 公民館など地域の活動拠点整備や人権教育・啓発の推進
- 男女共同参画プランに基づく、総合的な施策の展開
- スポーツ・レクリエーション等の交流拠点の整備
- 全市的なイベントの開催
- 国際交流協会支援・都市親善の活動を推進



安全で快適なまちづくり

「ガーデンシティみき」として自然と調和した美しく快適なまちづくりを基本に、市民生活の利便性向上や、安全で安心な市民生活を維持していく観点から、都市基盤や都市環境の整備を進めます。

【方向性】

- 安全・快適に移動できるまちをつくりまします。
- 生活環境を保全し、美しく快適なまちをつくりまします。
- 災害や犯罪から市民の生命や財産を守り、防災に強いまちをつくりまします。
- まちづくりにだれもが使いやすく分かりやすいデザインを取り入れまします。
- 様々な情報を日常生活に活かしまします。

【主な施策・事業】

- | | |
|-------------------------|--|
| 幹線道路の整備推進 | 生活道路の整備・充実 |
| 生活バス路線の維持やコミュニティバス路線の充実 | 無秩序な開発への規制と自然環境の保全 |
| 景観ガイドラインの策定 | ごみ減量・リサイクル活動の促進 |
| 廃棄物の埋立て処分場の確保 | 合併浄化槽の設置促進 |
| 上水道の安全性確保と水道施設の整備 | 公共下水道整備や農業集落排水の接続率の向上 |
| し尿、汚泥の適正処理の推進 | 三木山総合公園や城址公園、吉川町の総合中央活動センター等の基幹的な公園や身近な公園の整備 |
| 土地区画整理事業の推進 | 住環境の整備 |
| 地籍調査事業の推進 | 防災計画の策定 |
| 急傾斜地、危険箇所等の調査啓発の推進 | 消防庁舎、総合防災拠点の整備 |
| 防災情報通信システム、防災無線等の整備 | 消防関連の車両・機材・消防水利機能等の維持・向上 |
| 三木震災記念公園の活用 | 防犯・防災意識の高揚と自主防災組織の育成 |
| 救急救命業務の高度化 | 公共施設のバリアフリー化を推進 |
| 関係機関の連携強化による危機管理体制の充実 | 地域イントラネットなど、情報通信基盤の整備・拡充 |
| 統一デザインによるサイン整備 | 情報活用能力の向上のための事業の推進 |
| 市民が利用できる情報通信システムの充実 | |

< 県事業 >

- 幹線道路の整備推進（県道加古川三田線・県道三木山崎線 等）
- 美囊川・金剛寺谷川・志染川等の河川改修
- 地すべり防止のための監視体制の充実

いきいきと活力あるまちづくり

広域的な高速交通網上に位置する本地域において、山田錦をはじめとする農業や金物のまちとしての商工業、ゴルフ場をはじめとする集客拠点など、地域の豊富な資源を活用しながら、産業・経済の振興を図ります。

【方向性】

- 農業の活性化と「山田錦の郷づくり」を進めます。
- 商工業の振興と「金物のまち」を発展させまします。
- 新たな産業を育成し雇用を確保しまします。
- 観光でにぎわうまちをつくりまします。



【主な施策・事業】

- | | |
|---|---------------------------------------|
| 地域の特産物の生産力増強や、ブランド力の向上 | 「山田錦の郷づくり」や、「山田錦の館」を中心とした、都市と農村の交流の促進 |
| 「山田錦まつり」の運営 | ため池整備、ほ場整備、農道整備、土地改良施設の維持管理等の推進 |
| 体験型農業の推進 | 地産地消の推進 |
| 担い手農家の育成や、新規就農支援を通じた新たな担い手の育成 | 金物まつり、新殖産の振興 |
| 金物の製品デザインなどの開発力の向上や販路拡大、協同事業の活性化等 | 伝統的な技術や文化の継承 |
| 中小企業、商店街の活性化 | 企業、研究機関等の事業所誘致の推進 |
| 関係機関と連携した新たな産業の育成 | 各観光・集客施設間のネットワーク化推進 |
| グリーンピア三木、ホースランドパーク、三木山森林公園、山田錦の館、吉川温泉よかたん等の集客拠点の活用・充実 | ゴルフ場の有効活用策の検討 |
| | イベント開催の充実 |
| | 農業体験・自然体験等の推進 |

< 県事業 >

- ため池整備、ほ場整備、農道整備、土地改良施設の維持管理等の推進（県営農地等保全管理事業 等）
- 産業基盤整備等の推進

人と文化を育むまちづくり

学校・家庭・地域が連携しながら子どもの教育環境をより一層充実させていくとともに、すべての世代が地域においていきいきと生きがいをもって暮らせるよう、生涯学習・生涯スポーツの推進に取り組めます。



【方向性】

学校・家庭・地域の教育力を高め、三者が一体となって教育環境を整えます。
市民の生きがいを高めます。
郷土の歴史、伝統文化を継承発展させます。

【主な施策・事業】

学校、家庭、地域が連携した社会の構築
学校園舎、給食施設等の維持管理・整備
必要に応じた学区の再編等の検討
図書館整備や図書物流システム導入など市内での図書館ネットワークの充実
生涯スポーツ拠点の整備
国体を円滑に開催、運営するため、関連施設の整備・充実
地域スポーツクラブや各種イベントの開催
指定文化財をはじめ、埋蔵文化財の発掘調査など、歴史的な遺産の保全・活用

教育相談の充実
情報教育や国際理解教育の推進
生涯学習推進体制の構築とプログラムの充実
生涯学習拠点としての公民館機能の充実
三木山総合公園、吉川町総合中央活動センターなどの公園整備・充実
ゴルフ場等との協働による市民のレクリエーション機会の充実
各地域・地区の伝統行事・文化の保全
文化財等の保存・展示拠点の整備

やすらぎと安心のまちづくり

すべての市民が、地域においてやすらぎと安心をもった生活が送れるように、市民一人ひとりの生活実態に即した健康づくりや自立支援の推進、子育て支援の充実等を図ります。

【方向性】

市民の健康を維持、増進します。
高度で良質な地域医療を提供します。
全ての市民の自立を支援します。
安心して産み育てられる環境をつくります。



【主な施策・事業】

保健サービスを総合的に提供する体制の構築
福祉医療の充実
地域の医療機関、関連機関が連携した安心のネットワークづくり
休日・夜間等救急体制の充実
福祉コミュニティづくりの推進
高齢者の生活支援サービス・在宅支援サービスの充実
子育てに係る相談、教室等の充実
児童手当等の経済的支援の充実
幼保一元化に向けた検討

健康へ意識啓発、各種健診や相談体制・教室等の充実
市民病院の効率的経営、医療サービスの質的向上、施設整備の充実
地域福祉計画の策定
障害者の生活支援サービスの充実
生活保護者の自立支援の充実
母子家庭や災害被災者等、様々な立場の人々への自立支援策の推進
ニーズに応じた保育サービスの充実

行財政運営・市民サービス

市民満足度向上の観点に立ちながら、行政サービスの充実と効率的運用を進め、次世代に受け継がれる力強い行財政基盤づくりを実現します。

【方向性】

基礎的な市民サービスを維持、向上させます。
効果的、効率的で市民志向の行政運営を進めます。



【主な施策・事業】

個人情報保護の徹底
吉川支所設置と窓口サービスの充実
電子申請システムの構築や公共施設案内・予約システム等の充実
行政相談、法律相談等の充実
斎場の建設整備
住民意見を反映させるため市政懇談会等の充実
行財政改革の推進
長期ビジョンや土地利用計画の策定・明確化
効率的・効果的な組織体制を整備
行政評価システム、目標管理制度の構築
人材の育成
適正な予算運用の実施や、市税をはじめとする収入の確保、資産の有効活用等情報化による業務の効率化・高度化など業務改善の推進

6 . 公的施設の適正配置と整備

公共施設の統合整備と適正配置については、市民生活に急激な変化を及ぼさないよう利便性などにも十分配慮しつつ、地域の特性やバランス、さらには財政事情を考慮しながら計画的に進めていくことを基本とします。



7 . 新市の財政計画

新市の財政計画は、平成17年度から平成26年度までの10年間の財政見通しについて、三木市と吉川町の過去の決算、16年度の決算見込み状況及び現在の財政制度等を参考に、普通会計一般財源ベースで作成したものです。

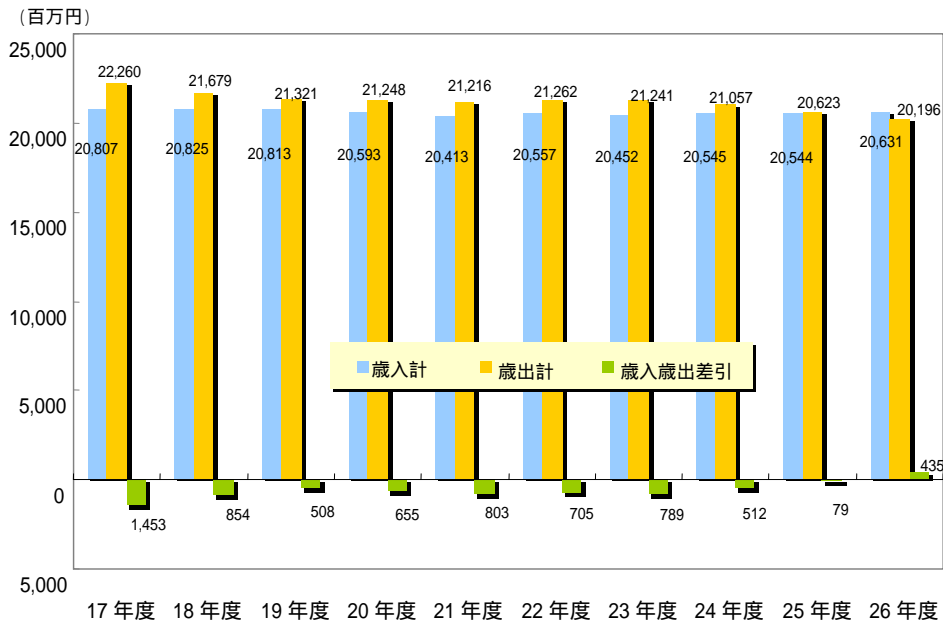
合併の効果として人件費や物件費等の経費削減を進める一方、市民サービスに係る事業費の確保に努めながら、健全な財政運営を推進します。

財政計画（普通会計・一般財源ベース）

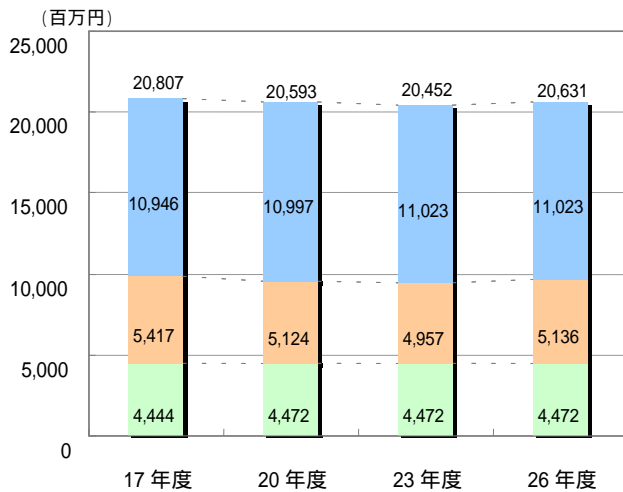
（単位：百万円）

区 分	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
地 方 税	10,946	10,983	10,997	10,997	11,018	11,023	11,023	11,023	11,023	11,023
地 方 交 付 税	5,417	5,378	5,344	5,124	4,923	5,062	4,957	5,050	5,049	5,136
そ の 他 の 収 入	4,444	4,464	4,472	4,472	4,472	4,472	4,472	4,472	4,472	4,472
歳 入 計	20,807	20,825	20,813	20,593	20,413	20,557	20,452	20,545	20,544	20,631
人 件 費	6,096	6,022	5,949	5,839	5,837	5,737	5,664	5,525	5,354	5,180
扶 助 費	1,198	1,241	1,278	1,315	1,353	1,391	1,430	1,471	1,514	1,557
公 債 費	5,160	4,796	4,837	4,672	4,638	4,790	4,774	4,613	4,325	4,121
投 資 的 経 費	877	884	841	940	940	886	907	951	966	925
そ の 他	8,929	8,736	8,416	8,482	8,448	8,458	8,466	8,497	8,464	8,413
物 件 費	3,289	2,881	2,746	2,749	2,794	2,764	2,764	2,775	2,760	2,760
補 助 費 等	2,068	2,224	1,939	1,942	1,919	1,913	1,905	1,893	2,034	2,025
積 立 金	146	170	168	118	42	41	41	41	41	41
繰 出 金	2,907	2,968	3,042	3,119	3,129	3,194	3,252	3,274	3,261	3,241
そ の 他	519	493	521	554	564	546	504	514	368	346
歳 出 計	22,260	21,679	21,321	21,248	21,216	21,262	21,241	21,057	20,623	20,196
歳入歳出差引	1,453	854	508	655	803	705	789	512	79	435

財政計画（普通会計・一般財源ベース）

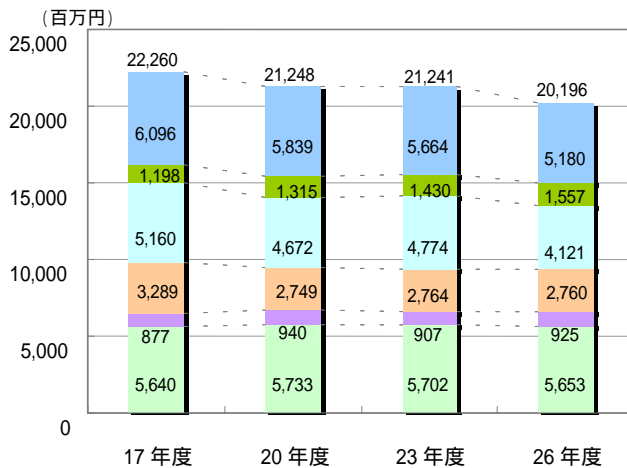


歳入の内訳（普通会計・一般財源ベース）



地方税	市民税、固定資産税、軽自動車税など住民、企業等に納めていただく税金です。
地方交付税	地方公共団体ごとの財源の均衡化を図り、地方行政の計画的な運営を保障するため、国が、一定の基準に基づいて各地方公共団体ごとに標準的な必要額(基準財政需要額)と標準的な収入(基準財政収入額)を見積もり、財源不足が生じる場合に、その不足額を基礎として地方公共団体に交付するものです。
その他の収入	その他、地方譲与税、負担金・分担金、使用料・手数料、国・県支出金、地方債などがあります。

歳出の内訳（普通会計・一般財源ベース）



人件費	職員・特別職の給与・共済費、議員・委員の報酬等に要する経費です。
扶助費	社会保障制度の一環として、生活保護法、児童福祉法、老人福祉法などにに基づき、支出される費用のことです。
公債費	地方債の償還に充てる費用です。
物件費	賃金、旅費、交際費、需用費、役務費、備品購入費、委託料、賃借料などです。
投資的経費	いわゆる投資的事業のことで、道路をつくったり、施設を建てたりするための費用です。
その他	その他、補助費等、維持補修費、他会計への繰出金、積立金などがあります。



新市まちづくり計画 概要版

本資料に関するご意見・お問い合わせ

三木市・吉川町合併協議会事務局

〒673-0492 三木市上の丸町10番30号（三木市役所内）

電話：0794-82-4990 FAX：0794-82-9755 Eメール：jimu@miki-yokawa-gappei.jp

ホームページ：<http://www.miki-yokawa-gappei.jp>